

# 入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和3年7月21日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 宮口 真二

記

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩見沢職安東町宿舎解体工事
- (2) 仕様 仕様書・設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から7日以内に着手し、令和3年11月30日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 岩見沢市東町2条7丁目1000番地23
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。  
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

## 2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 令和3・4年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「解体」または「建築一式」でC～D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金  
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（1）に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（瑕疵担保（契約不適合責任）特約付き）を付することができる。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。

### 3. 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451

(2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。

(3) 参加申込期限

令和3年8月5日（木） 午後5時15分

(4) 入札書の受領期限及び場所

令和3年8月6日（金） 午前10時00分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

(5) 開札の日時及び場所

令和3年8月6日（金） 午前10時05分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

### 4. 電子調達システム（<https://www.geps.go.jp>）利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3.（3）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）をPDF形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出（登録）は上記3.（4）の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.（3）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式3）、「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式7）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

### 5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

必要である。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査の実施

当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない入札者を落札者とするときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるものほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 岩見沢職安東町宿舎解体工事
- (2) 仕 様 別添仕様書および設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から 7 日以内に着工し、令和 3 年 11 月 30 日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 岩見沢市東町 2 条 7 丁目 1000 番地 23
- (5) 入札方法
  - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
  - ② 入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
  - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 令和 3・4 年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「解体」または「建築一式」で C～D 等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記 3 (2) ③に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（瑕疵担保（契約不適合責任）特約付き）を付することができる。この場合、保証金額は請負代金の 10 分の 1 以上としなければならない。

### 3 入札書の提出場所等

本調達は電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難い場合は、紙入札（下記（2）参照）により参加することができる。

#### （1）電子調達システムによる入札

##### ① 参加申し込み

令和3年8月5日（木）午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」様式4、「誓約書」様式5、「自己申告書」様式6をPDF形式で登録すること。

##### ② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

##### 【電子入札書の提出（登録）期限】

令和3年8月6日（金）午前10時00分

##### ③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

#### （2）紙による入札

##### ① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」様式4、「誓約書」様式5、「自己申告書」様式6、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」様式7を、令和3年8月5日（木）午後5時15分までに提出しなければならない。

##### ② 入札書の受領期限

令和3年8月6日（金）午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

##### ③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局 総務部総務課会計第四係

TEL011-700-5451（直通） FAX011-700-3179

##### ④ 紙入札書の提出方法

入札書は様式1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「令和3年8月6日開札 岩見沢職安東町宿舎解体工事」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※様式1の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

##### ⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「令和3年8月6日開札 岩見沢職安東町宿舎解体工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3（2）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

##### ⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

#### 4 開札

- (1) 開札の日時及び場所

日時 令和3年8月6日（金） 午前10時05分  
場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階  
北海道労働局総務部総務課会計第四係

- (2) 電子調達システムによる入札の場合

入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

- (3) 紙による入札の場合

開札後、結果を電話により連絡する。

- (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（1）の同日 午前11時までに案内する。

#### 5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。
- (4) 当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない入札者を落札者とするときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

#### 6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

- (2) 契約条項

別添契約書（案）のとおり

#### 7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(2) 支払い条件

別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に契約金額を支払う。

## 入札書

(契約事項) 岩見沢職安東町宿舎解体工事

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札します。

入札くじ番号

--	--	--

令和 年 月 日

住 所  
(入札者)  
氏 名

住 所  
(代理人)  
氏 名

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

- 注 1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
- 注 2. 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注 3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

## 委任状

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

私は、(住所)  
(氏名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和 年 月 日  
次の入札に関する一切の件。

岩見沢職安東町宿舎解体工事

入札参加資格確認申請・証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 1 調達案件名称  | 岩見沢職安東町宿舎解体工事  |
| 2 開 札 日   | 令和3年 8月 6日 (金) |
| 3 履 行 期 限 | 令和3年11月30日 (火) |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書 (写)  |

(入札者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

※紙入札で参加する場合に提出する様式。

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	

## 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1、2に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不當な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行つた場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 岩見沢職安東町宿舎解体工事

2 紙入札方式で参加をする理由

- 利用登録の申請をしていないため
- 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- 経費等のため
- その他 ( )

## 建設工事請負契約書（案）

1 工事名 岩見沢職安東町宿舎解体工事  
2 工事場所 岩見沢市東町2条7丁目1000番地23  
3 工期 自 令和3年 月 日  
至 令和3年11月30日

4 請負代金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 円  
5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

### （総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなしそれぞれ、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### （関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保(契約不適合責任)特約を付したものに限る。)を附さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額又は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 当該保証は、第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならぬ。
- 2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

#### (下請負人の通知)

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、

当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

#### (現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A)主任技術者

(B)監理技術者

(C)監理技術者補佐(建設業法第26条の第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

三 専門技術者(建築業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざる自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### (履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### (工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応

じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しきてはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に關しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
  - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
  - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金

- 額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
  - 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
  - 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去とともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （工事の中止）

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### （受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者

の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金

額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
　　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

- 第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
  - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、及び第50条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返

還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### (部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以下の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

#### (部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受け

るべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額／請負代金額)

#### （第三者による代理受領）

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### （前払金等の不払いに対する工事中止）

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （契約不適合責任）

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額をすることができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第

47条又は第48条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### （発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
    - 一 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
    - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
  - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
    - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第45条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第51条の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
    - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該

期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (受注者の損害賠償請求等)

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下この条において同じ。）に付きなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを作成し、直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第55条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第56条 この契約書の各条項において発注者と受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

- 2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。
- 5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者的一方又は双方が第1項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(仲裁)

第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の〔調停人又は〕審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1  
氏 名 支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 宮口 真二

受注者 住 所  
氏 名

# 仕様書

## 1 工事概要

- (1) 工事名 岩見沢職安東町宿舎解体工事  
(2) 工事場所 岩見沢市東町2条7丁目1000番地23  
(3) 履行期限 契約の日から7日以内に着工し、令和3年11月30日までに竣工すること  
(4) 詳細仕様 設計図のとおり

## 2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第6条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督員に協議し、その承認を受けなければならない。  
また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。  
なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。
- (8) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

- (10) 請負人の事務所等仮設物は構内に設置することができない。
- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後発注者に提出すること。
- (12) 請負者は、毎月1回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を行うものとする。
- (13) 発注者が特に必要と認めた場合、事前準備を含む作業の進捗状況や履行体制等についての確認のため会議を開催するため、請負者はこれに応じること。
- (14) 作業実施に当たって、履行場所の建物・設備の破損又は作業計画の大幅な遅延、人身事故等の問題が生じた場合は、直ちに以下の連絡先へ連絡・協議の上、適切な処理を取ること。

北海道労働局総務部総務課会計第四係 寺田・唐木田 TEL011-700-5451（直通）

### 3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに
- (4) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (5) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (6) 竣工届・・・工事完了後速やかに
- (7) 完成図書・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

### 4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 令和3・4年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「解体」または「建築一式」でC～D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険
- ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記5に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（瑕疵担保（契約不適合責任）特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。

## 5 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 寺田・唐木田 Tel011-700-5451（直通）

# 岩見沢職安東町宿舎解体工事

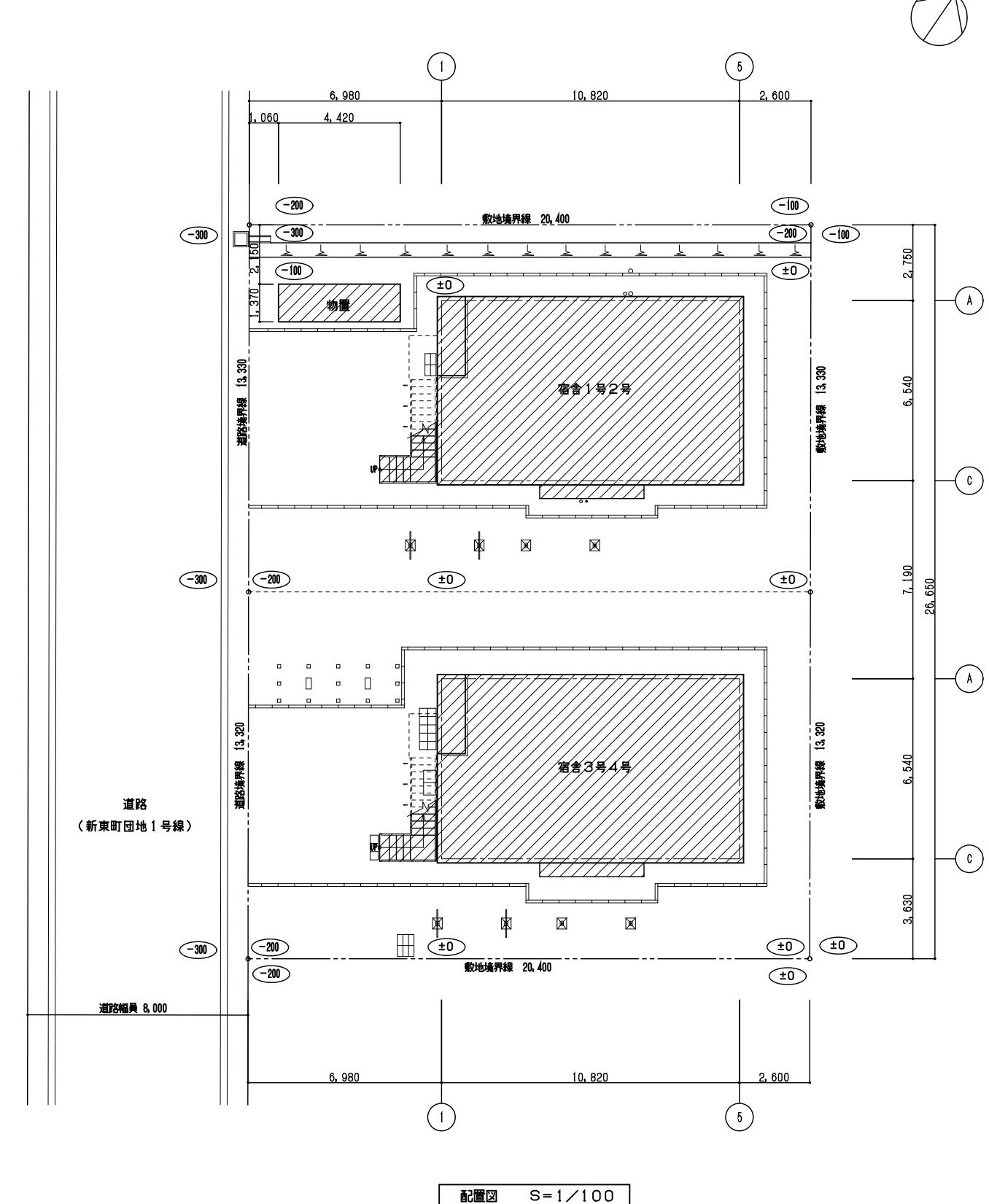
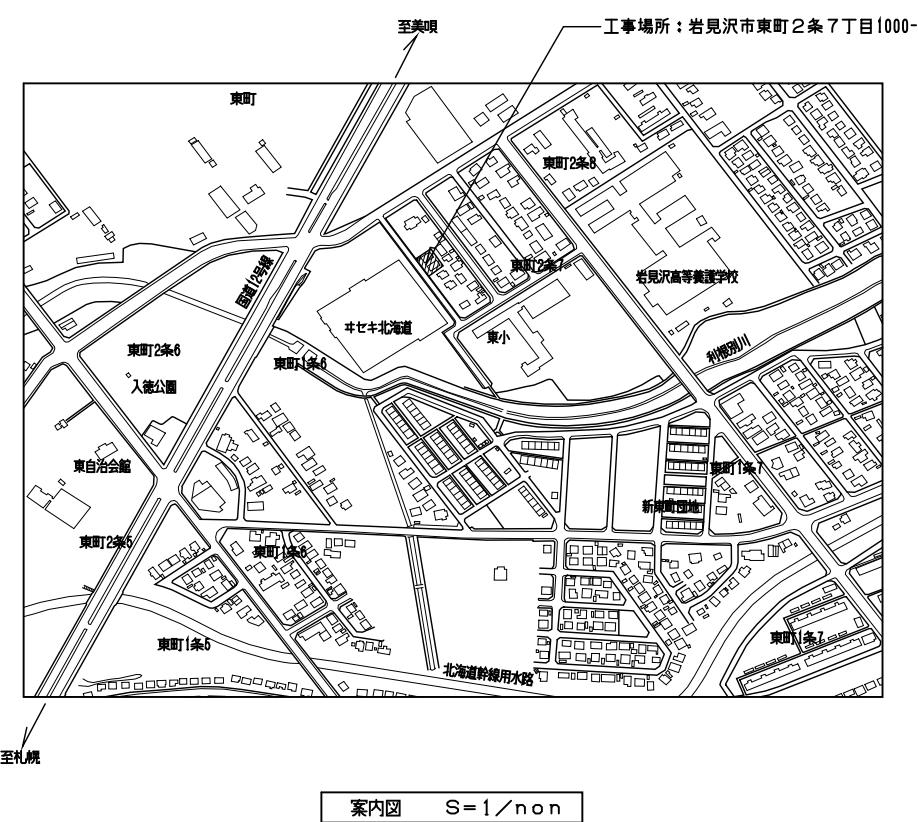
令和 3 年度

北海道労働局総務部



岩見沢職安東町宿舎解体工事		解体工事仕様書			
<b>I 工事概要</b>					
1. 工事場所	岩見沢市東町2条7丁目100-23				
2. 敷地面積	643.67m <sup>2</sup>				
3. 工事項目	1) 宿舎1号2号 コンクリートブロック造2階建 延べ面積 136.26m <sup>2</sup> とりこわし1棟 2) 宿舎3号4号 コンクリートブロック造2階建 延べ面積 136.26m <sup>2</sup> とりこわし1棟 3) 物置 軽量鉄骨フレハブ造平家建 延べ面積 6.06m <sup>2</sup> とりこわし1棟 4) 種工作物 イ) 物置基礎 口) 縁石 とりこわし一式 ハ) U字溝 とりこわし一式 5) 樹木 とりこわし一式 6) 屋外機械設備 とりこわし一式 7) 囲障 新設一式				
<b>II 建築解体工事仕様</b>					
1. 共通仕様	<p>(1) 関面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁管轄部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」以下「改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」以下「解体共通仕様書」という)による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。</p>				
2. 特記仕様	<p>(1) 项目は、番号に○印の付いたものを適用する。      ○印の付いた項目は、共に適用する。      ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の【】、( )、〈 〉表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の該当項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) ◎印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。</p>				
章 項 目	特記事項				
1 一般共通事項	① 適用基準類 ○工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 國土交通省大臣官房官庁管轄部（平成30年版） ・建築工事詳細図 ・公共建築改修工事標準書（電気設備工事編） ・公共建築改修工事標準書（機械設備工事編）（平成31年版） ※適用する 【1. 1. 4】 ② 工事実績情報の登録 電気保安技術者 ※適用する 【1. 3. 3】 ④ 施工条件 施工時間 指定工種 施工可能時間 備考 ○全ての工種 平日 原則9:00～17:00 日祭日、早朝、夜間は工事不可とする。 上記以外は監督職員との協議による 執務者 有 ○無 部位別の施工順序 ①無 工事用車両の駐車場所 ※図示 ②監督職員との協議による 資機材貯蔵 ※図示 ③監督職員との協議による 条件明示事項 交通誘導警備員 ※別途（必要により監督職員と協議する） ○適用 ( 4 ) 人日配置する 【1. 3. 6】 ⑤ 施工中の安全確保及び環境保全等 請負者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 (2) 工事現場の安全バトロールの施行を行う。 (3) 建設機械器具などの危害防止措置の徹底を行う。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努める。 (6) 公道の汚染防止に努める。 (7) 善良な住民の注意をもつてしても、災害又は公害の恐れがある場合の処置は、監督職員と協議する。				
⑥ 交通安全管理			【1. 3. 7】 請負者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。 (1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに施工中の交通安全監理計画を策定し監督職員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出運行路線、点検体制、その他車両運行に係る安全対策等について監督職員が協議して十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 (2) 常に下記負人を含む工事施工中の交通安全監理状況の把握に努め、監督職員に報告する。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督職員に報告する。 (4) 運転には許可者を運転し、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音、低振動型の車両を使用すること。  ⑦ 建設副産物封棄 (a) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずること。 (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を通じて、資源の効率的利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。 (2) 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。 (3) 本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。  ⑧ 発生材の処理 1) 引渡しを要するもの ① 金属類 ・P.C.Bを含む機器類 ・P.C.B含有シーリング材 ・使用箇所 *金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。 金属類は、構内既存場所に集積のこと。集積場所については監督職員との協議による。 2) 現場において再利用を図るもの 建設汚泥 再利用の方法 ( )		
⑨ 施工調査			【1. 4. 1】 工事着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行い、調査は、3章「解体施工」以降の各章による施工調査の調査項目を含むものとする。		
⑩ 技能士			【1. 4. 1】 技能検定認定 仮設工事 とび 建設改修工事 サッセ施工 ガラス施工 自立ドア施工 内装改修工事 建築工事 内装仕上施工 建築板金 内装仕上施工 美装 左官 タイル張り 塗装 環境配慮改修工事 配管 路面表示施工 造園		
⑪ 完成時の提出図書			⑩完成図（施工圖・施工計画書を除く） 提出部数 A33枚（3部） (附体の後ろの設置する工作物や排水設備等の残存物がある場合に限る) ⑪施工図 ⑫施工計画書 ⑬マニフェスト  ※保全に関する資料（提出部数 ※各2部 ） ※CADデータ（※CD-R（USBメモリ）・MO又はFD） 保存（ファイル）形式は、DWG、DXF、PDFとする。		
⑫ 工事写真			次のものを監督職員に提出する 下記の焼き付け 2部（監督職員の指示により製本する。原板及び原板からスキャニングした電子データとも） 工事写真の撮影箇所については、監督職員と協議する。 撮影業者 建築完成写真の撮影業者ある者で、監督職員が承諾する撮影業者とする。 電子データ R.G.B（フルカラー）、J.P.E.G形式高画質とし、C.D-Rにて提出とする。 工事写真は、プリントに整理し張り付けて提出する。  工事写真的整備 ・電子媒体による整備の場合は営業工事電子納品要領 による ○上記以外（通常プリントにて同じアングルで撮影し、アルバムにて納品のこと）		
⑬ 施工中の安全確保及び環境保全等			【1. 3. 6】 請負者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 (2) 工事現場の安全バトロールの施行を行う。 (3) 建設機械器具などの危害防止措置の徹底を行う。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努める。 (6) 公道の汚染防止に努める。 (7) 善良な住民の注意をもつてしても、災害又は公害の恐れがある場合の処置は、監督職員と協議する。		
⑭ 交通安全管理			【1. 3. 7】 請負者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。 (1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに施工中の交通安全監理計画を策定し監督職員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出運行路線、点検体制、その他車両運行に係る安全対策等について監督職員が協議して十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 (2) 常に下記負人を含む工事施工中の交通安全監理状況の把握に努め、監督職員に報告する。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督職員に報告する。 (4) 運転には許可者を運転し、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音、低振動型の車両を使用すること。  ⑭ 建設副産物封棄 (a) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずること。 (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。 (2) 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。 (3) 本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。  ⑮ 発生材の処理 1) 引渡しを要するもの ① 金属類 ・P.C.Bを含む機器類 ・P.C.B含有シーリング材 ・使用箇所 *金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。 金属類は、構内既存場所に集積のこと。集積場所については監督職員との協議による。 2) 現場において再利用を図るもの 建設汚泥 再利用の方法 ( )		
⑯ 仮設工事			【1. 3. 7】 請負者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。 (1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに施工中の交通安全監理計画を策定し監督職員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出運行路線、点検体制、その他車両運行に係る安全対策等について監督職員が協議して十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 (2) 常に下記負人を含む工事施工中の交通安全監理状況の把握に努め、監督職員に報告する。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督職員に報告する。 (4) 運転には許可者を運転し、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音、低振動型の車両を使用すること。  ⑯ 建設副産物封棄 (a) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずること。 (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。 (2) 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。 (3) 本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。  ⑰ 建設設備の解体		
⑱ 防護柵			【1. 3. 10】 1) 引渡しを要するもの ① 金属類 ・P.C.Bを含む機器類 ・P.C.B含有シーリング材 ・使用箇所 *金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。 金属類は、構内既存場所に集積のこと。集積場所については監督職員との協議による。 2) 現場において再利用を図るもの 建設汚泥 再利用の方法 ( )		
⑲ 樹木等の処理			【1. 2. 1】 *図示（成形鋼板H=3,000） ・設けない  ② 顧音・粉塵等対策 *設ける（適用範囲、高さ等は図示） ・防音パネル ①防音シート ②養生シート ③メッシュ金網 ・設けない  ③ 足場その他 内部足場 ※きゅうた、足場板等。 外部足場 種類 A種・B種・C種・D種 防護シートによる養生 ・行う  材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ※B種・C種・D種・E種  ④ 監督職員事務所 *図示（規格及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による） ⑤ 見分けない  ⑤ 樹木等の処理		
⑲ 樹木等の処理			【1. 2. 2】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ⑨ 樹木等の処理		
⑳ 樹木等の処理			【1. 2. 2. 1】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ⑨ 樹木等の処理		
㉑ 樹木等の処理			【1. 2. 2. 2】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉑ 樹木等の処理		
㉒ 樹木等の処理			【1. 2. 3】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉒ 樹木等の処理		
㉓ 樹木等の処理			【1. 2. 3. 1】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉓ 樹木等の処理		
㉔ 樹木等の処理			【1. 2. 3. 2】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉔ 樹木等の処理		
㉕ 樹木等の処理			【1. 2. 3. 3】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉕ 樹木等の処理		
㉖ 樹木等の処理			【1. 2. 3. 4】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉖ 樹木等の処理		
㉗ 樹木等の処理			【1. 2. 3. 5】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻し後の残土は構内敷き均しとする  ㉗ 樹木等の処理		
㉘ 樹木等の処理			【1. 2. 3. 6】 解体後の埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料 種別 A種・B種・C種・D種 C種の場合 建設発生土受け入れ量 ( ) m <sup>3</sup> 発生場所 ( ) 整地の高さ ⑥ 現状GL ⑦ 図示 ⑧ 埋戻		

1 施工調査		【5. 1. 2】		① 施工調査		【6. 1. 2】		4 アスベスト含有吹付け材の除去		【6. 3. 1】		1 施工調査		【7. 1. 3】	
5 特別 管理 産業 廃棄物 の 処理	特別管理産業廃棄物等の分析調査は下記による。 なお、廃石綿等の処理は、6章「アスベスト含有建材の除去等」による。	材料名 付様等(型式、厚さ、数量) *図示 *工事範囲	調査の範囲 *図示 *工事範囲	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベスト含有建材の施工調査は下記による。 なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 施工調査 ・行わない *行う (調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること)	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベスト含有吹付け材の除去工事 ・行う (適用範囲 *図示 * ) *行わない 作業場の隔壁等 ※ 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。 隔壁シートの性能 ※ 床面 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重 ※ 壁面 ※ 0.08mm以上のプラスチックシート等 ただし、(一財)日本建築センターの「建設技術審査認証事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去)」の審査証明書(以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理							
2 特別管理産業廃棄物の処理等	PVC含有機器類等はPVCの飛散、流出がないように適切な容器に収めること。 ・同一敷地内に保管 保管場所: 運搬方法 *施工業者による運搬 *施設管理者による運搬 ・敷地外に保管 保管場所: 運搬方法 *PVC運搬許可業者 ・施工業者(施設管理者を同乗)が運搬 ・その他( )  ・PCB(ポリ塩化ビフェニール)含有機器 ・有(数量は図示) ・無  ・POB含有シリシング材 ・有(施工範囲は図示) ・無	種類 再資源化 処理数量 +する+しない	処理施設の名称 所在地、距離(km) 中間 距終	6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	
3 除去工事共通事項	(1) 専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を提出すること。  (2) 石綿作業主任者 アスベスト含有建材の除去にあたっては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づき認定すること。 なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技術講習修了者、又は平成18年3月以前の特定化学薬質等作業主任者の有資格者とする。  (3) 除去作業者 アスベスト含有建材の除去に従事する作業者(以下「除去作業者」という)は、石綿障害予防規則に基づく特別教育を受けた者とする。 また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。  (4) 特別管理産業廃棄物責任者 受注者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し、監督職員に報告する。 なお、選任は元請業者の中で行うこと(ただしアスベスト含有成形板の処理工事を除く)  (5) 表示及び掲示 [建築物の解体等の作業に関するお知らせ]看板 施工範囲の出入口に「アスベスト作業主任者名と職務の内容、関係者以外立入禁止、喫煙、飲食の禁止、アスベスト作業中等」の表示を行う。  (6) 保護具・保護衣等 除去作業者は、作業に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに、保護衣はアスベストの発送がない材質及び構造のものとし、使用ごとに廃棄する。 また、作業衣はアスベストが付着にくく、付着したアスベストが容易に除去できるものとする。  (7) 除去したアスベスト等の保管 除去したアスベスト含有建材を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる。 また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることを表示を行う。  (8) 確認及び後片付け 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床席を清掃する。また、監督職員の立会の上で、除去が十分行われていることを目視確認を受ける。	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	
4 表示及び掲示	【6. 2. 1】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
5 保護具・保護衣等	【6. 2. 7】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
6 保護衣等	【6. 2. 8】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
7 保護具	【6. 2. 9】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
8 保護衣等	【6. 2. 10】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
9 保護衣等	【6. 2. 11】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
10 保護衣等	【6. 2. 12】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理
11 保護衣等	【6. 2. 13】	アスベス ト含有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	アスベス ト含有 建<br												

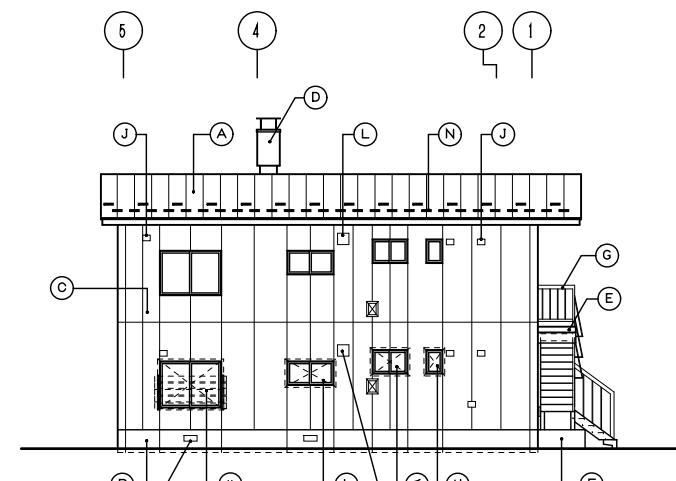
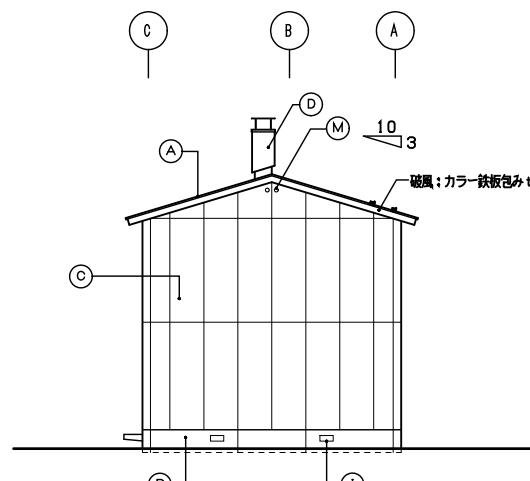
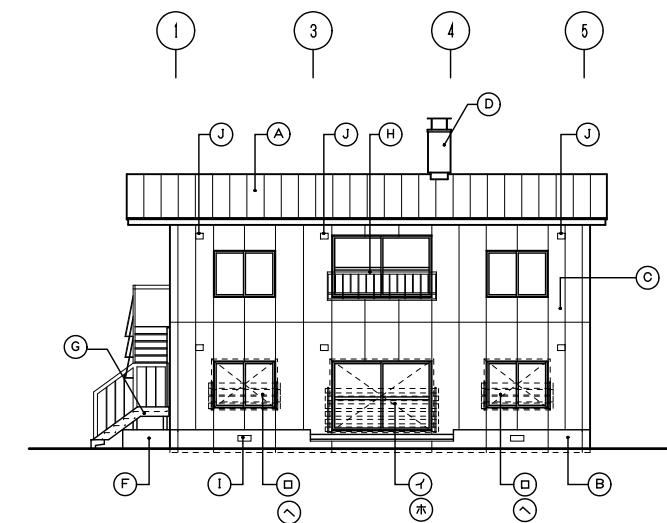
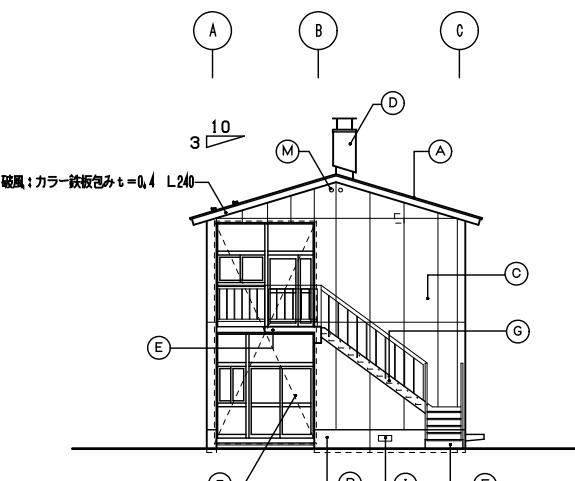
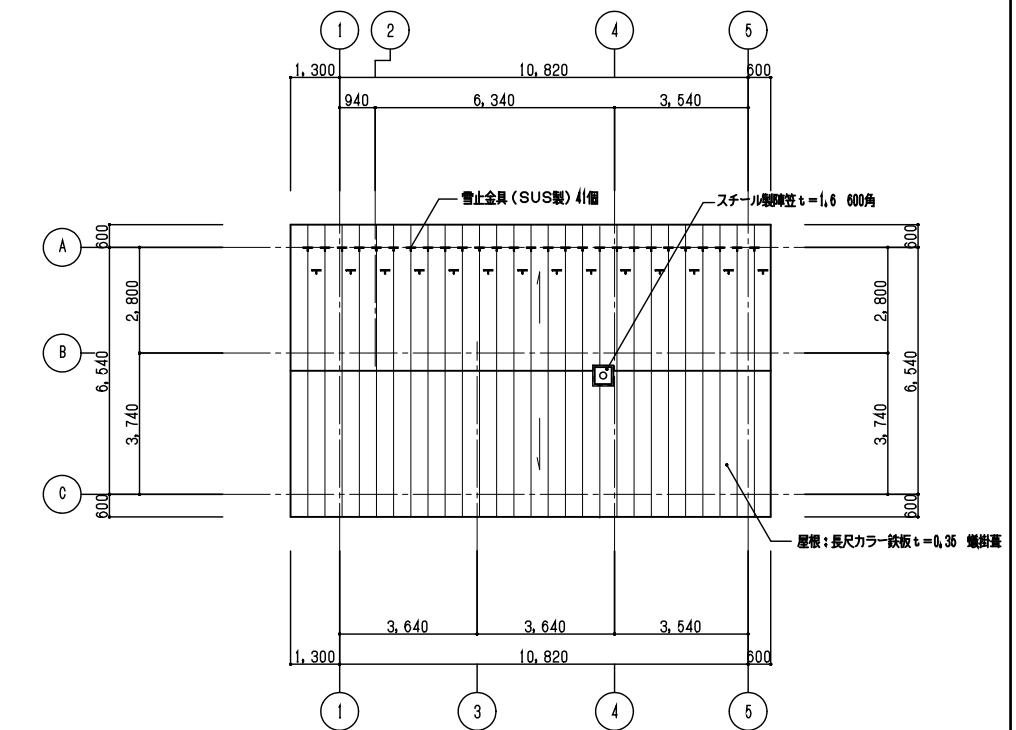
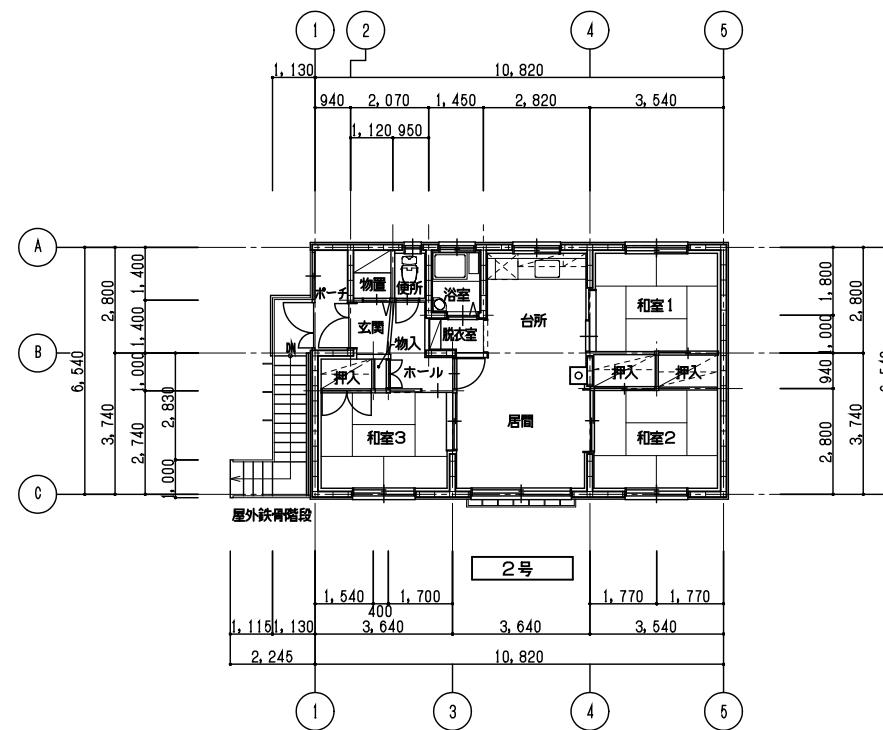
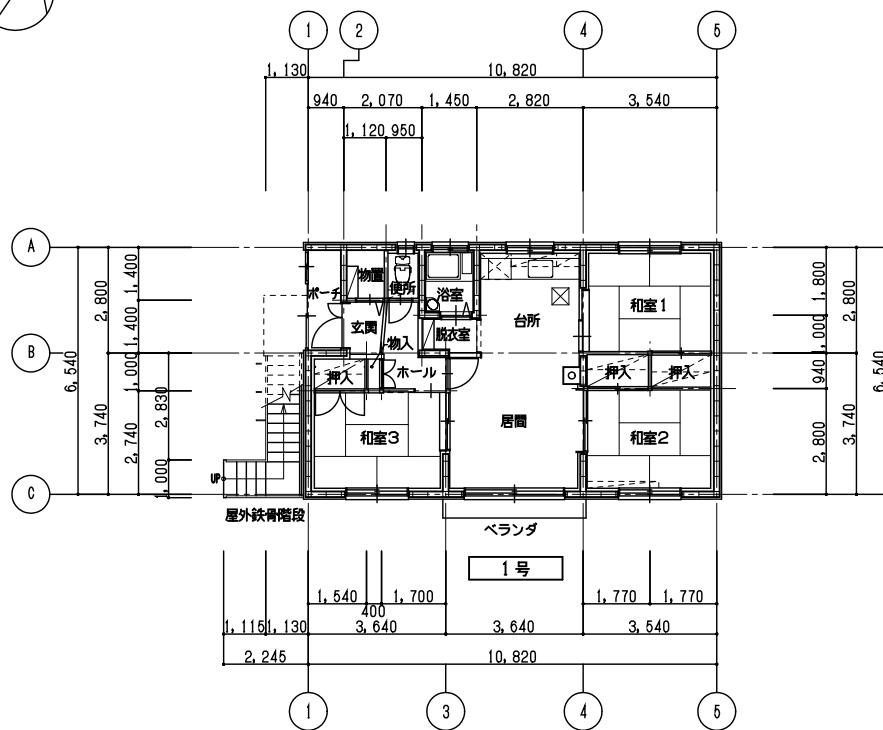


凡 例		とりこわし建物を示す		敷地境界線				岩見沢職安東町宿舎解体工事 案内図・配置図 S=1/100 A-04 北海道労働局総務部
			◎	境界石				

構造概要			断熱概要											
基礎	壁体	屋根	1階浴室土間下	最上階・2階スラブ下	外壁内面	最下階床	2階耐震仕切壁	最上階天井・1階浴室天井						
鉄筋コンクリートブ基礎	補強コンクリートブロック造	長尺カラー鉄板t=0.35 鋼鉄板 (アスファルトルーピング22kg 断面t=12)	PF板t=30	PF板t=30 外周W300 (最上階梁はW150一部W200)	PF板t=30 (物置除く)、ワレンテン吹付t=30 (1階物置)	グラスウールt=50 (16kg)	グラスウールt=50 (16kg)	グラスウールt=100 (16kg)						
外部仕上表														
基礎	外壁	外部床	軒天	屋突	屋外鉄骨階段	その他	備考							
一般部 モルタル塗刷引きt=25+E.P塗の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E (RC下地H500+GL下H100)	一般部 モルタル塗刷引きt=25+リシン吹付の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E (CB・RC下地)	ベランダ モルタル塗t=30 (RC下地)	一般部 ●フレキシブルボードt=4 VP塗(木下地)	煙突CB450角+防水モルタル塗t=25の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E H8,460 素焼土管80φ スチール製脚笠t=1.6 80φ角	柱:口-100×100×3.2 サラナ: C-280×60×4.0 路面: CPL-3.2×(補強L-25×25×3.0) 手摺:口-100×50×2.3 手摺子φ16@250	コンクリート便槽(埋設し済)	床下換気孔(錆鉄製W350×H150) 換気フード(錆鉄製W220×H150×D35) 換気フード(SUS製W300×H300×D300) 換気フード(錆鉄製W300×H300×D300)	小型裏換気口(錆鉄製W100φ) 錆鉄手摺(W2,890×H750×D210) 雪止金具(SUS製)						
	棗登り モルタル塗刷引きt=25+リシン吹付の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E (RC下地)	1階ポーチ モルタル塗t=30 (RC下地)	1階ポーチ リシン吹付の上、防水形複層材E (RC下地)	2階ポーチ モルタル塗t=30 (RC下地)	2階ポーチ リシン吹付の上、防水形複層材E (RC下地)									

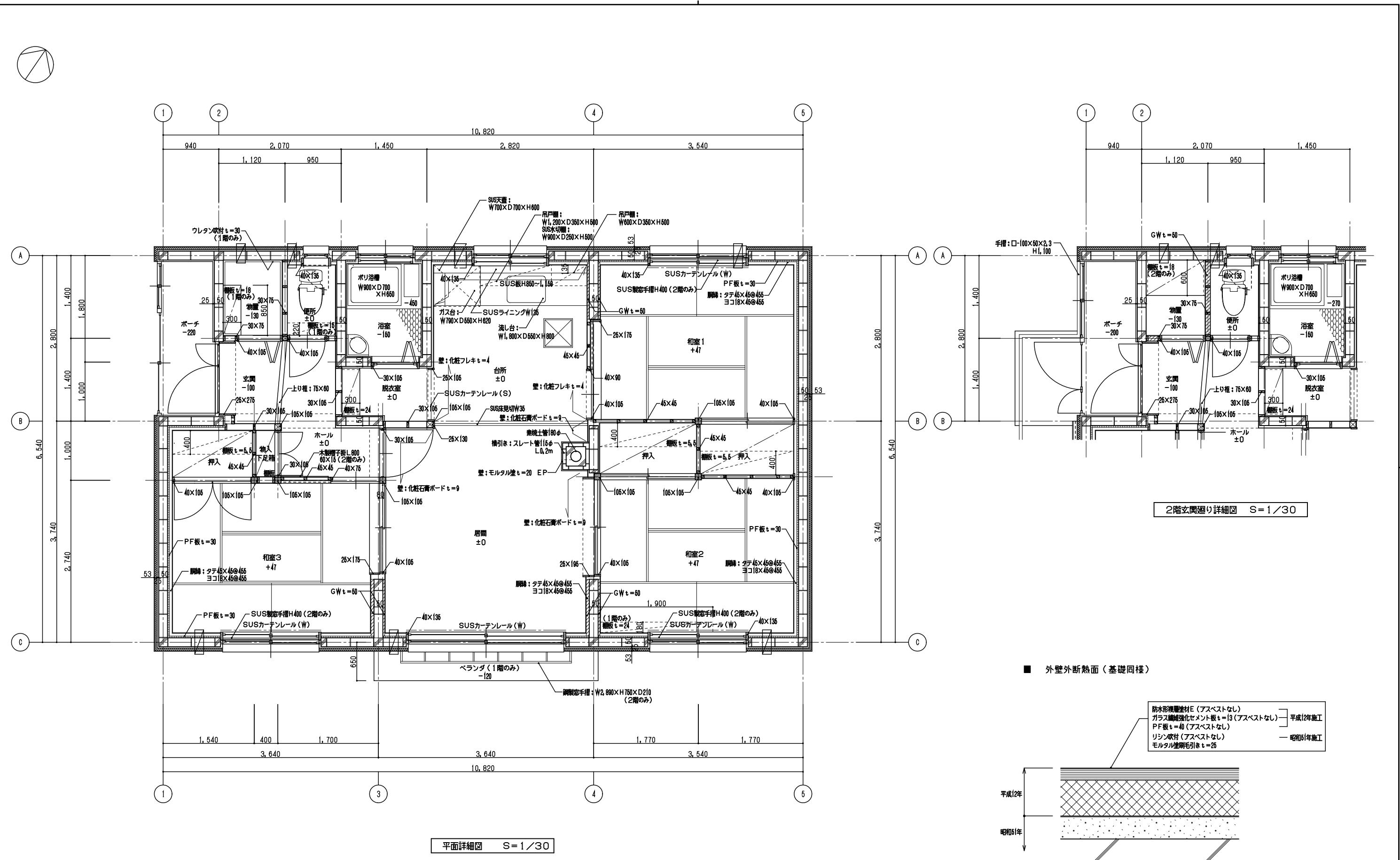
※外断熱バネルt=63; PF板t=40+ガラス繊維強化セメント板t=3

内部仕上表															アスペクト成形板リスト				
階	室名	床高	天井高	床			巾木			壁			天井			縦縫			備考
				下地	仕上	材料	塗装	H×厚	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	H×厚	
1号 1	玄関	-100	2,450	コンクリート	モルタル塗t=30	青木 OS	60×18	木門総組	プリント化粧合板t=4	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						
	ホール	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+カーペット敷t=4	青木 OS	60×18	木門総組	プリント化粧合板t=4	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						
	物入	+100	2,250	—	ラウン合板t=5.5	錦巾畠	— 15×15	木門総組	ラウン合板t=5.5	一 木野総組	ラウン合板t=4	— —	—	—	—	—	—	下部下足箱	
	便所	±0	2,300	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 青木 OS	40×18						洋風便器(設備)
	脱衣室	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 青木 OS	40×18						便所(名階)天井: ●化粧石膏ボードt=9
	浴室	-150~-270	2,280~2,350	下地ラウン合板t=12 玉石モザイクタイル張t=15 磁器質モザイクタイル張25角t=15	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 青木 OS	40×18						便所(名階)壁: ●化粧石膏ボードt=9
	居間	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木 OS	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						レジスター、カーテンレール(W)
	台所	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						流し台、ガス台、吊戸棚、SUS水切槽、ガス台、SUS天蓋、流し前SUS貼、アルミ製天井点検口、ボリューム
	和室1	+17	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹畳 CL	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	木目調化粧石膏ボードt=9	一 青木 CL	40×24						ボリューム
	和室2	+17	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹畳 CL	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	木目調化粧石膏ボードt=9	一 青木 CL	40×24						ボリューム
	和室3	+17	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹畳 CL	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	木目調化粧石膏ボードt=9	一 青木 CL	40×24						ボリューム
	押入(和室1,2)	+17	2,350	—	ラウン合板t=5.5	錦巾畠	— 15×15	木門総組	石膏ボードt=9	一 木野総組	石膏ボードt=9	一 青木	—	40×24					レジスター、カーテンレール(W)
	押入(和室3)	+17	2,350	—	ラウン合板t=5.5	錦巾畠	— 15×15	木門総組	石膏ボードt=9	一 木野総組	石膏ボードt=9	一 青木	—	40×24					レジスター、カーテンレール(W)
	物置	-130	2,780	—	コンクリート直し仕上	— —	—	木門総組	コリットドアリ=150 木門総組	— 木野総組	ウレタン吹付t=30 コンパネt=12+ウレタン吹付t=30	— —	—	—	—	—	—	レジスター、棚	
2号 2	玄関	-100	2,450	コンクリート	防水モルタル塗t=30	青木 OS	60×18	木門総組	プリント化粧合板t=4	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						*※付の仕上材は非燃性アスペクト含有建材を示す
	ホール	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木 OS	60×18	木門総組	プリント化粧合板t=4	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						木製スノコ板
	物入	+100	2,250	—	ラウン合板t=5.5	錦巾畠	— 15×15	木門総組	ラウン合板t=5.5	一 木野総組	ラウン合板t=4	— —	—	—	下部下足箱				木製スノコ板
	便所	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						粉末消火器
	脱衣室	±0	2,250	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	●フレキシブルボードt=4	VP 青木 OS	40×18						洋風便器(設備)
	浴室	-150~270	2,280~2,350	玉石モザイクタイル張t=15 磁器質モザイクタイル張25角t=15 (アフターブルーフ)	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	VP 青木 OS	40×18						ボリューム
	居間	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木 OS	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						ボリューム
	台所	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床t=1.8	青木 OS	60×18	木門総組	●化粧石膏ボードt=9	一 木野総組	●化粧石膏ボードt=9	一 青木 OS	40×18						ボリューム
	和室1	+17	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹畳 CL	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	木目調化粧石膏ボードt=9	一 青木 CL	40×24						レジスター、カーテンレール(W)、SUS水切槽
	和室2	+17	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹畳 CL	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一 木野総組	木目調化粧石膏ボードt=9	一 青木 CL	40×24						レジスター、カーテンレール(W)、SUS水切槽
	和室3	+17	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹畳 CL	60×18	木門総組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張										

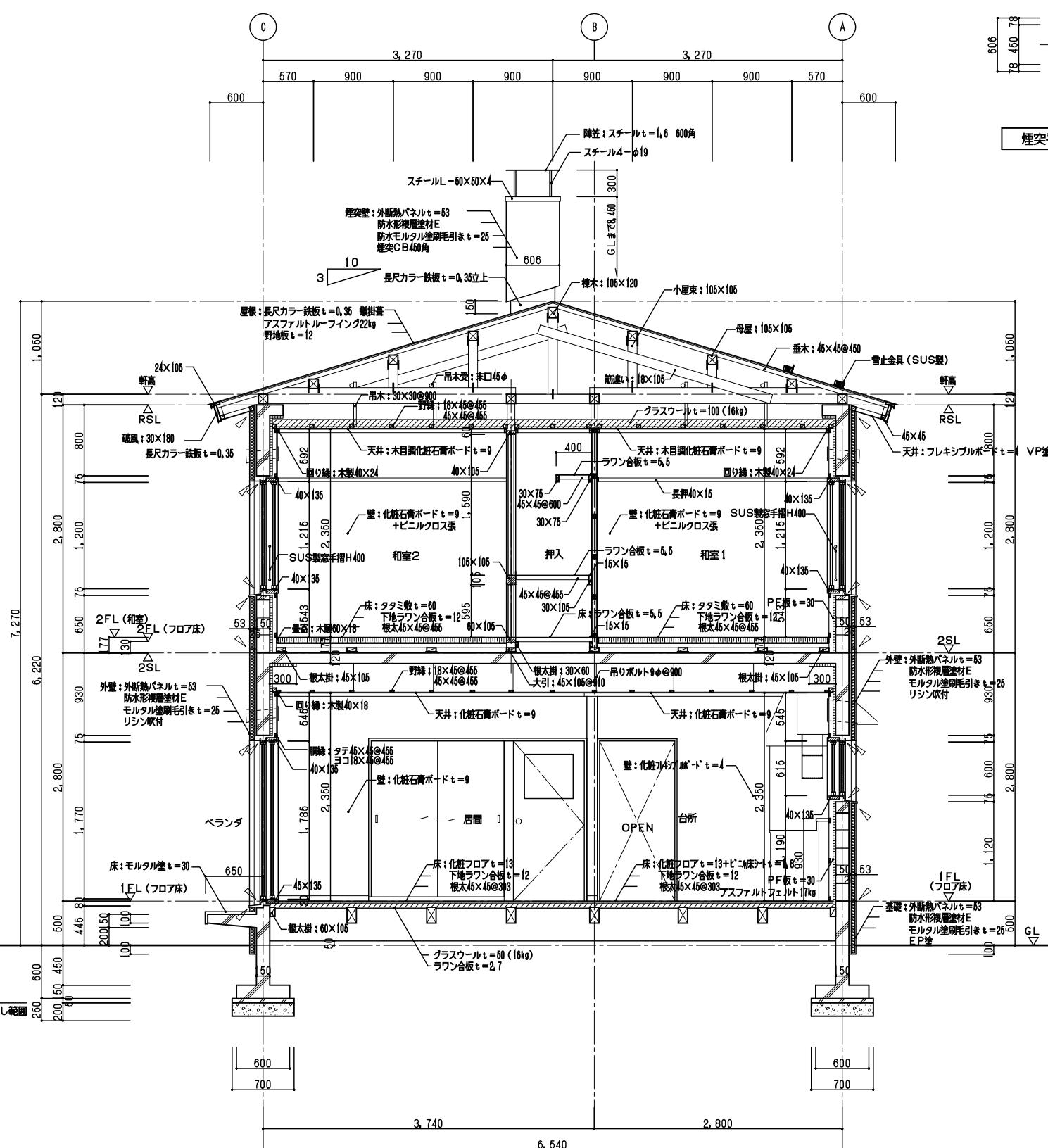


板材リスト			開口塞ぎ板リスト				
記号	形状寸法	数量	備考	記号	形状寸法	数量	備考
(一)	W3,000×H120×6枚	1	板材の仕様は板厚t=21	(二)	W2,700×H5,000	1	開口塞ぎ板の仕様はラワン合板t=12
(二)	W1,900×H140×枚	2		(三)	W2,860×H1,960	1	
(八)	W1,900×H140×枚	1		(四)	W1,760×H1,360	3	
				(五)	W1,360×H760	1	
				(六)	W1,060×H760	1	
				(七)	W650×H760	1	

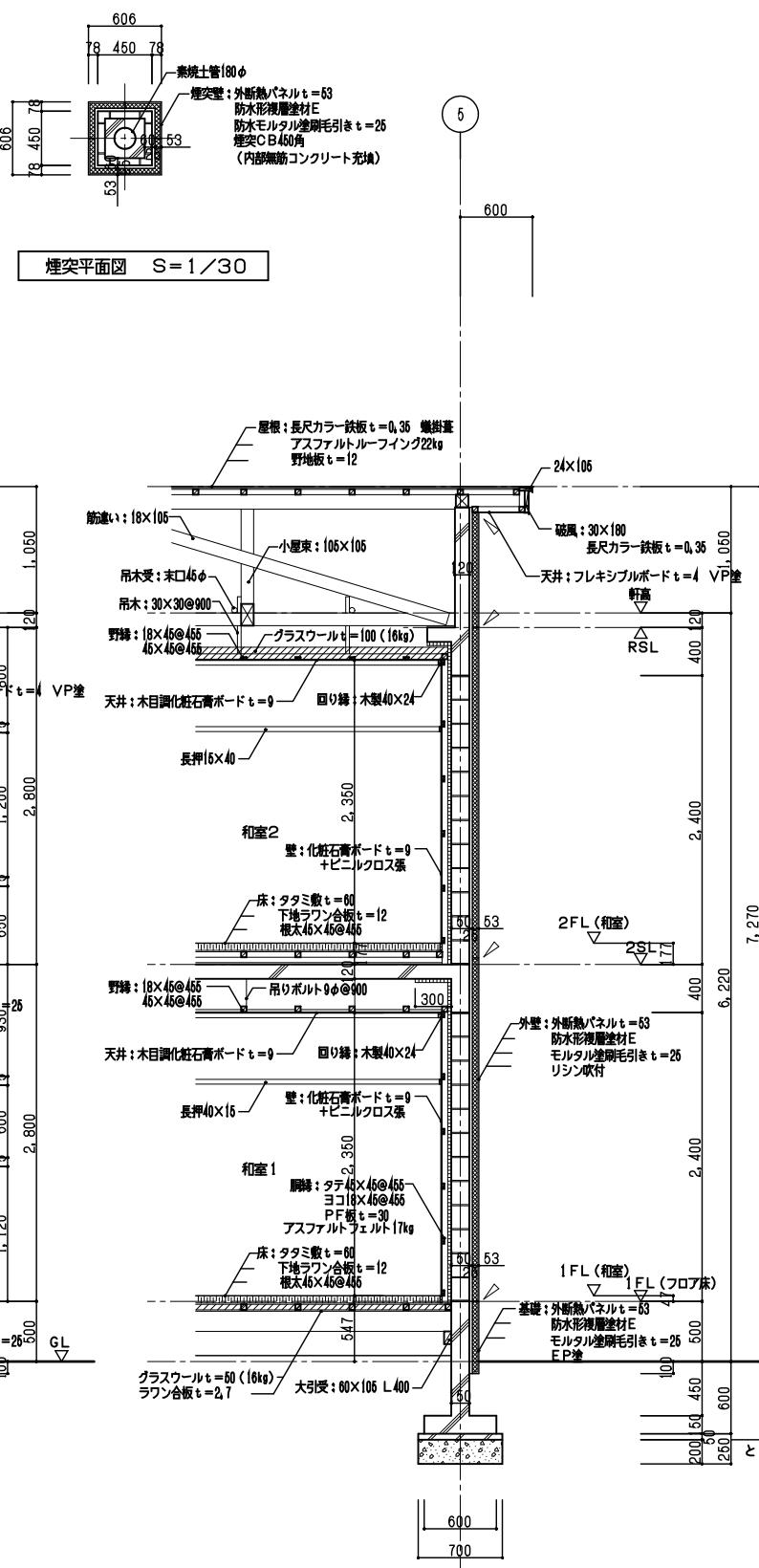
凡 例	平面図		立面図		岩見沢職安町宿舎解体工事							
					宿舎1号2号 平面図・立面図・屋根伏図 S=1/100			A-06				
	コンクリートブロック造t=150	木造(柱:t05×t05)	(A)	長尺カラー鉄板t=0.35 鋼鉄蓋 アスファルトルーフィングt20 野地板t=12 モルタル塗刷毛引きt=25+EP漆の上 外断熱パネルt=53 防水形複層材E	(D)	防水モルタル塗刷毛引きt=25の上 外断熱パネルt=63 防水形複層材E	(G)	鋼製屋外鉄骨階段	(J)	換気フード(樹脂製W220×H150×D35)	(M)	小屋裏換気口(樹脂製100φ)
	アスファルトルーフィングt20 野地板t=12 モルタル塗刷毛引きt=25+EP漆の上 外断熱パネルt=53 防水形複層材E	木造(柱:t05×t05)	(B)	コンクリート打放し リシン吹付	(E)	コンクリート打放し リシン吹付	(H)	鋼製手摺H=760	(K)	換気フード(SUS製W300×H300×D300)	(N)	雪止金具(SUS製)4個
	アルミ製床板t=60角		(C)	コンクリート打放し	(F)	コンクリート打放し	(I)	床下換気孔(樹脂製W350×H160)	(L)	換気フード(樹脂製W300×H300×D300)		北海道労働局総務部



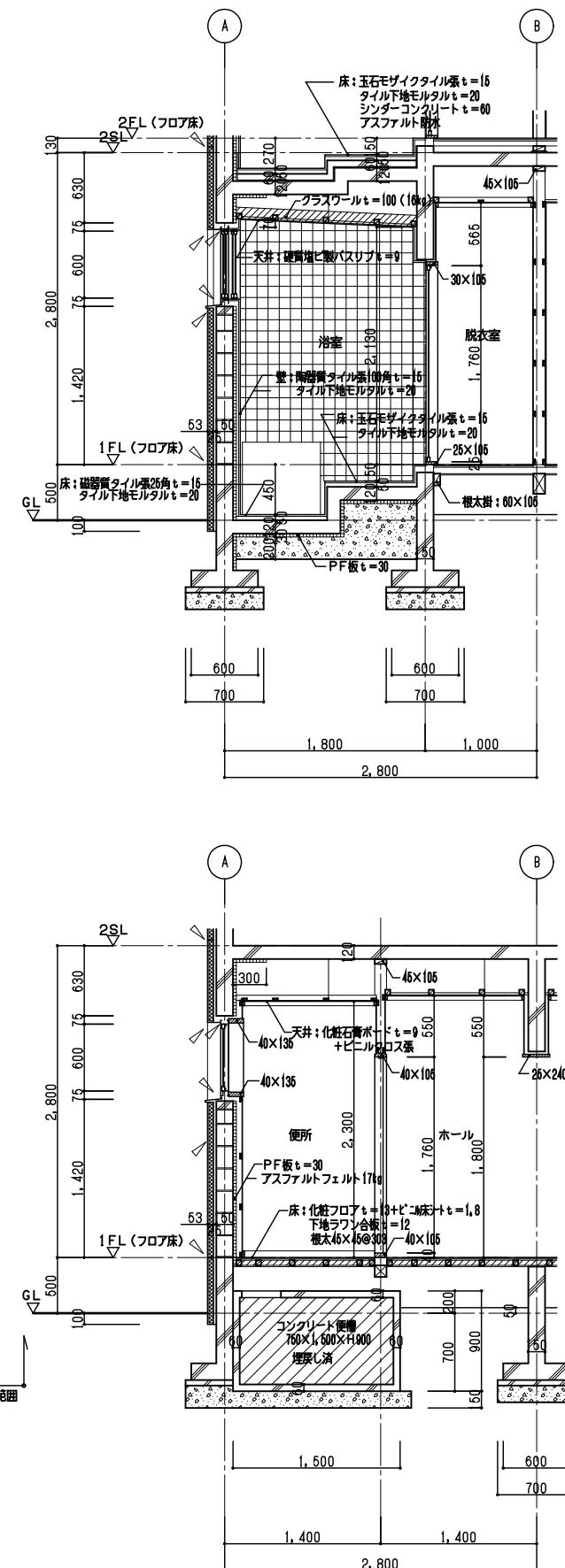
凡例	コンクリートブロック造 $t=60$	木造 (柱: $105 \times 105$ )	アルミ製床点検口450角 (1階のみ)	岩見沢職安町宿舎解体工事
				宿舎1号2号 平面詳細図 S=1/30 A-07
				北海道労働局総務部



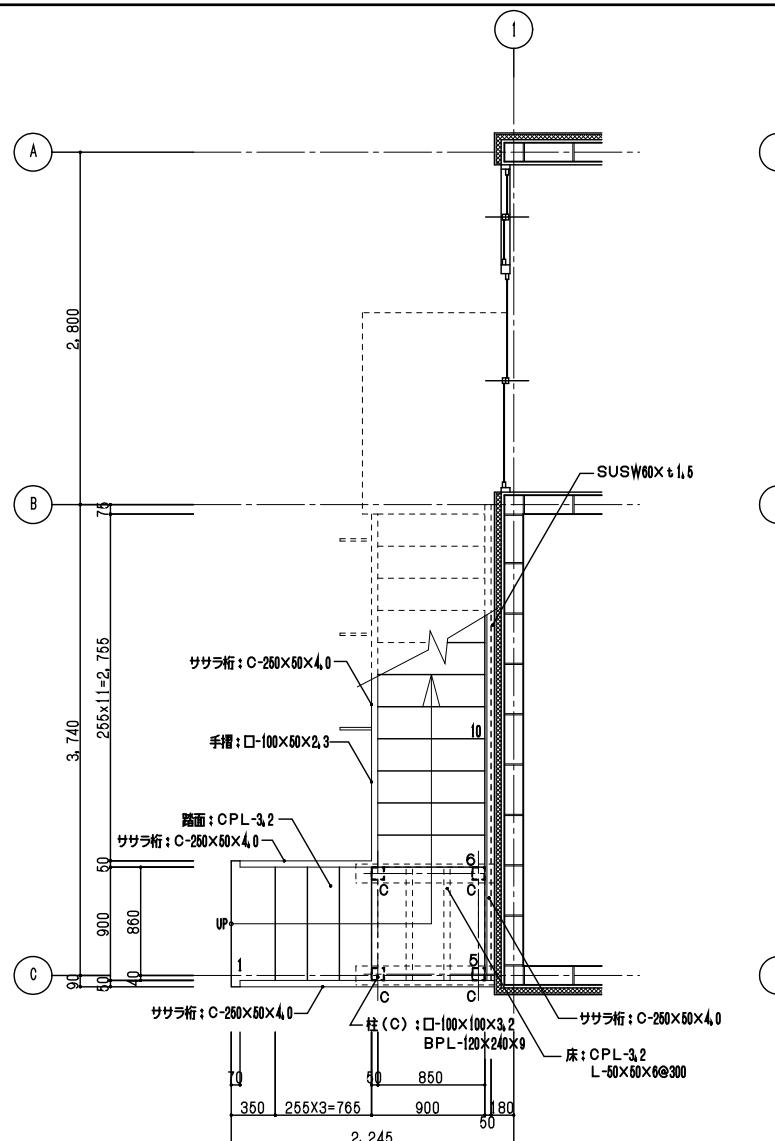
矩計図 S=1/30



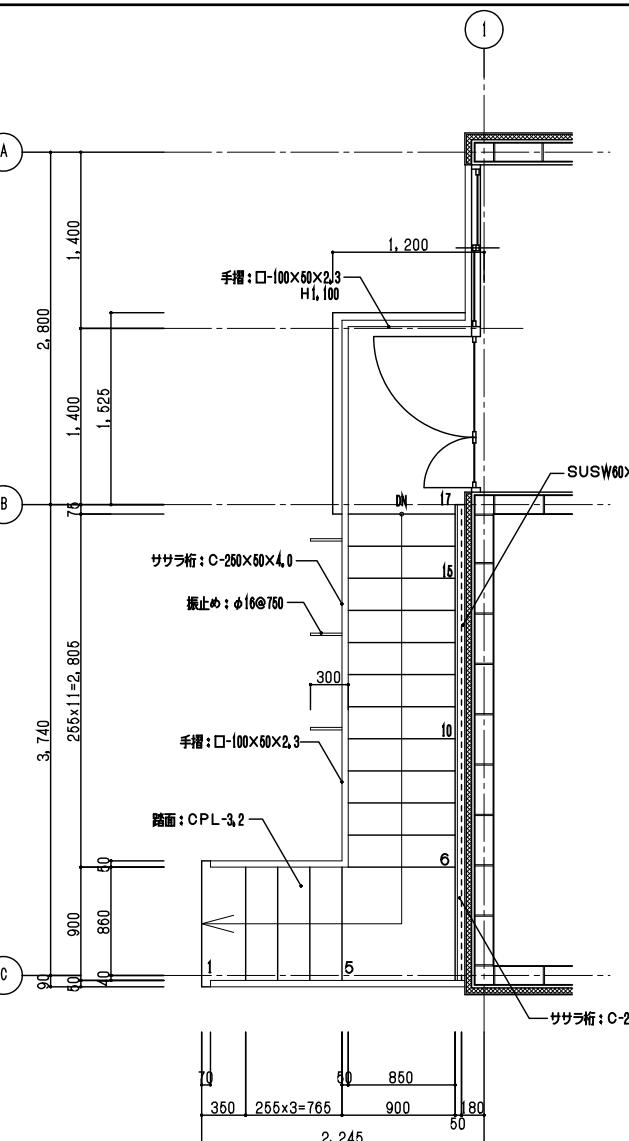
煙突平面図 S=1/30



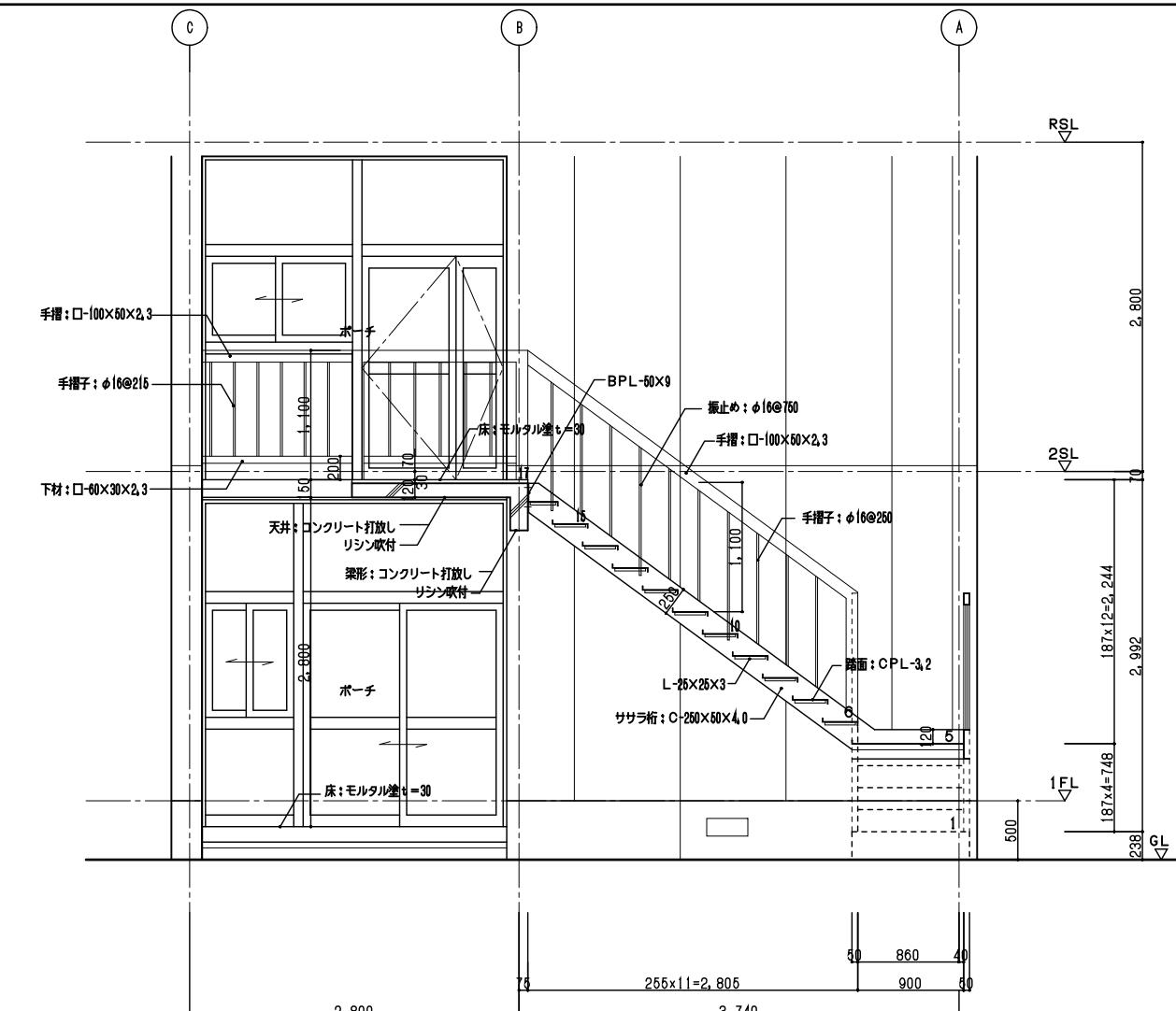
凡例	シーリング10x10	岩見沢職安東町宿舎解体工事
		宿舎1号2号 矩計図 S=1/30 A-08
		北海道労働局総務部



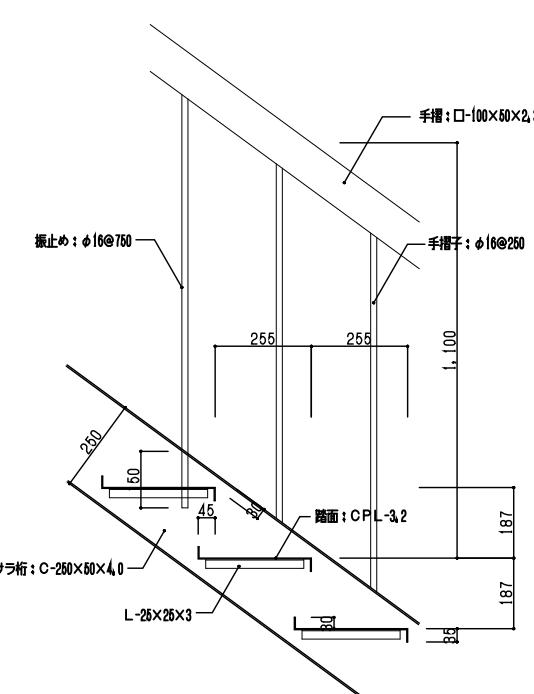
1階平面図 S=1/30



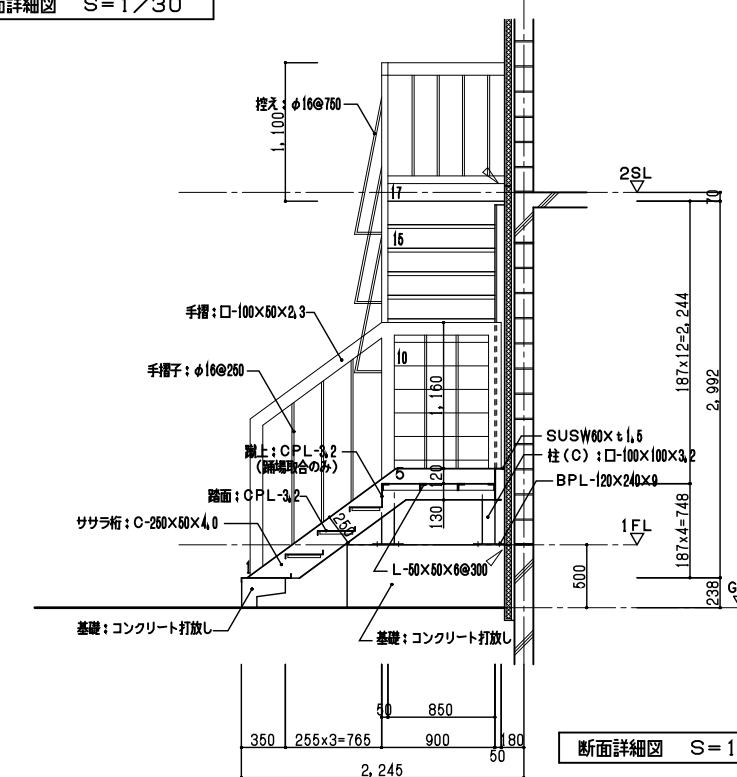
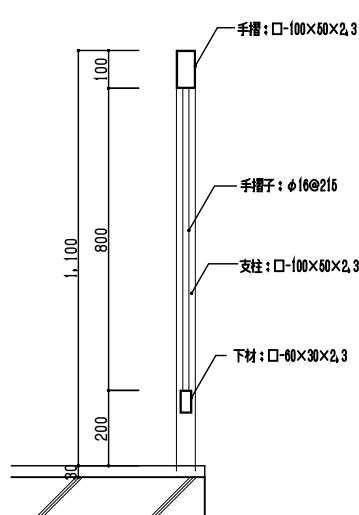
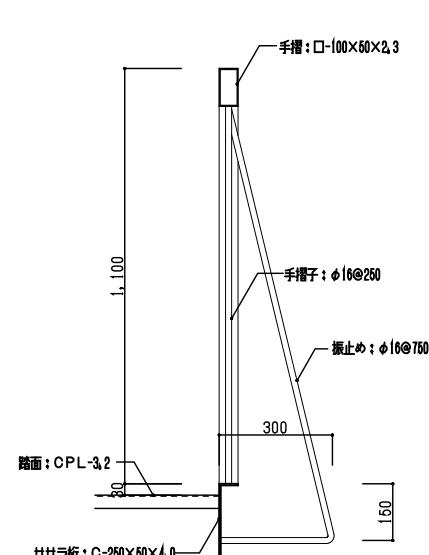
2階平面図 S=1/30



断面詳細図 S=1/30

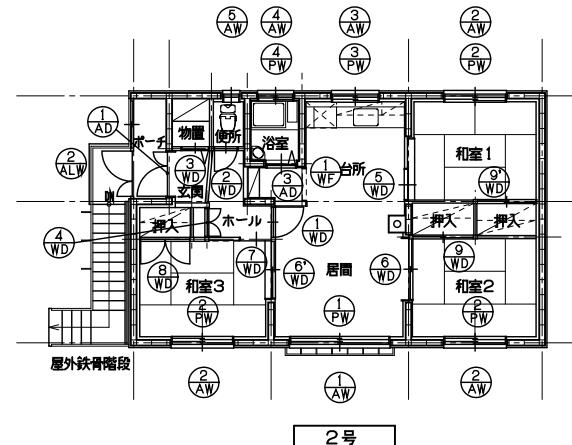
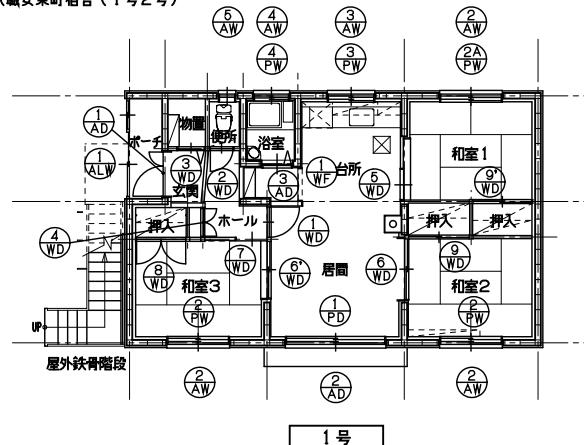


部分詳細図 S=1 / 10



断面詳細図 S=1/30

■岩見沢職安東町宿舎(1号2号)



符 号	1 ALW 数1号 量2号	1 見 込	70	2 ALW 数1号 量2号	1 見 込	70	数量 見 込
姿 図							
型 式	アルミ製玄関戸			アルミ製玄関戸			
硝 子	引戸・FIX・檻戸；透明t=3			ドア・檻戸；透明t=3 屋パネル；アルミt=2			
金 物	引手、付属金物一式			握り玉、付属金物一式			

符 号	(1) AD 数1号 量2号	1 見 込	70	(2) AD 数1号 量2号	1 見 込	70	(3) AD 数1号 量2号	1 見 込	60	(1) AW 数1号 量2号	1 見 込	70	(2) AW 数1号 量2号	3 見 込	70	(3) AW 数1号 量2号	1 見 込	70	(2) AW 数1号 量2号	3 見 込	70	(4) AW 数1号 量2号	1 見 込	70	(5) AW 数1号 量2号	1 見 込	70	
姿 図																												
型 式	アルミ製ランプ付親子開き戸			アルミ製引き違い硝子戸			アルミ製硝子折戸			アルミ製引き違い硝子窓			アルミ製引き違い硝子窓			アルミ製引き違い硝子窓			アルミ製引き違い硝子窓			アルミ製引違い硝子窓			アルミ製引違い硝子窓			
硝 子	檻戸；透明t=3 柄F IX・型板t=4			透明t=3			型板t=4			透明t=3			透明t=3			透明t=3			透明t=3			複層(透明t=3+A6+型板t=2)			複層(透明t=3+A6+型板t=2)			
金 物	握り玉、郵便受け、ドアスコープ、付属金物一式			クレセント、付属金物一式			引手、付属金物一式			クレセント、付属金物一式			クレセント、付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式			
符 号	(1) PD 数1号 量2号	1 見 込	70	(1) PW 数1号 量2号	1 見 込	70	(2) PW 数1号 量2号	3 見 込	70	(2A) PW 数1号 量2号	1 見 込	70	(3) PW 数1号 量2号	1 見 込	70	(4) PW 数1号 量2号	1 見 込	70	(1) WD 数1号 量2号	1 見 込	33	(2) WD 数1号 量2号	1 見 込	33				

姿 図																												
型 式	樹脂製引違い硝子戸			樹脂製引違い硝子窓			樹脂製硝子折戸			樹脂製引違い硝子窓			樹脂製引違い硝子窓			樹脂製引違い硝子窓			木製片開き戸(化粧合板t=2.5)			木製片開き戸(化粧合板t=2.5)			木製片開き戸(化粧合板t=2.5)			
金 物	上部：透明t=3 下部：型板t=4			上部：透明t=3 下部：型板t=4			型板t=4			アクリル板t=3			型板t=4			型板t=4			型板t=2(650×500)			型板t=2(650×500)			—			
硝 子	付属金物一式			握り玉、付属金物一式			握り玉、付属金物一式			握り玉、付属金物一式																		
符 号	(3) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(4) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(5) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(6) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(7) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(8) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(9) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(1) WF 数1号 量2号	1 見 込	105(枠)				

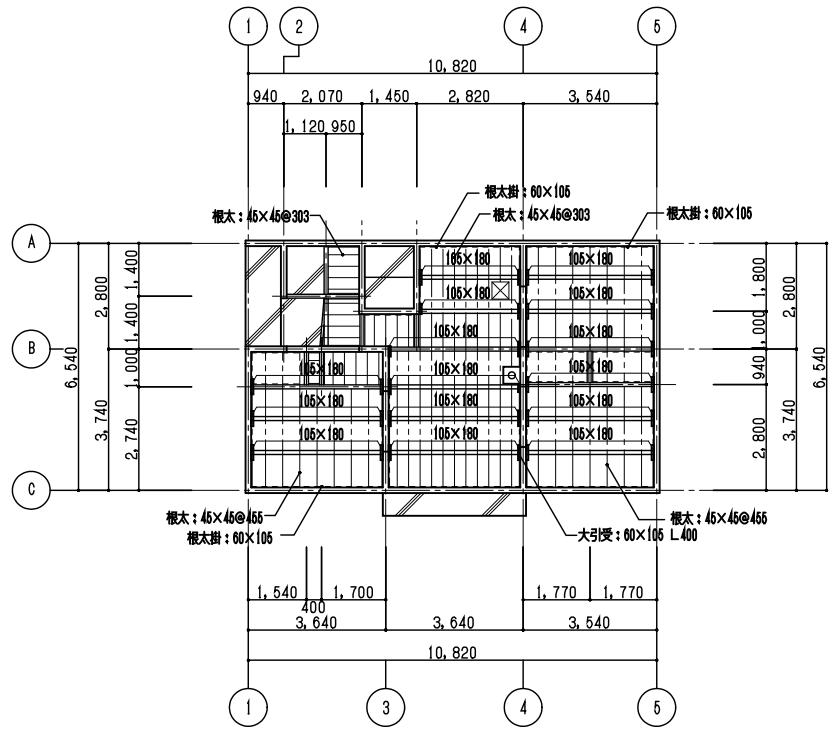
姿 図																												
型 式	木製折戸(片面化粧合板t=2.5)			木製両開き戸(片面化粧合板t=2.5)			木製折戸(片面化粧合板t=2.5)			木製引違い戸(化粧合板t=2.5)			木製片引き戸(化粧合板t=2.5)			木製両開き戸(地袋付)(片面化粧合板t=2.5)			木製引違い戸(地袋付)(片面化粧合板t=2.5)			木製三方枠						
金 物	—			—			—			—			—			—			—			—			—			
硝 子	引手、付属金物一式			取手、付属金物一式			引手、付属金物一式			引手、付属金物一式			引手、付属金物一式			引手、取手、付属金物一式			引手、付属金物一式			—			—			
符 号	(3) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(4) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(5) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(6) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(7) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(8) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(9) WD 数1号 量2号	1 見 込	30	(1) WF 数1号 量2号	1 見 込	105(枠)				

岩見沢職安東町宿舎解体工事

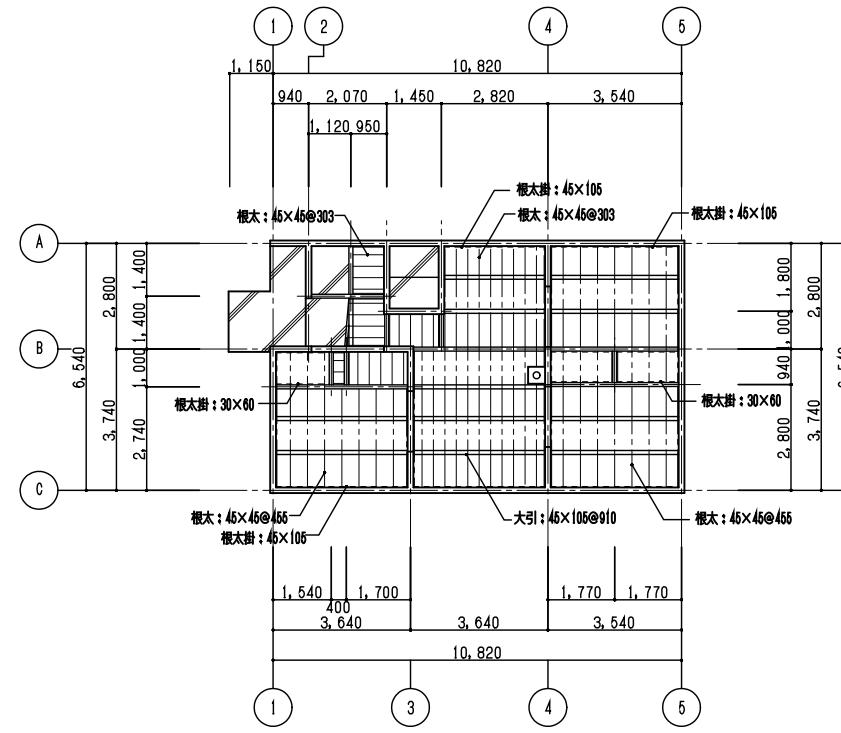
宿舎1号2号 建具表

S=1/50 A-10

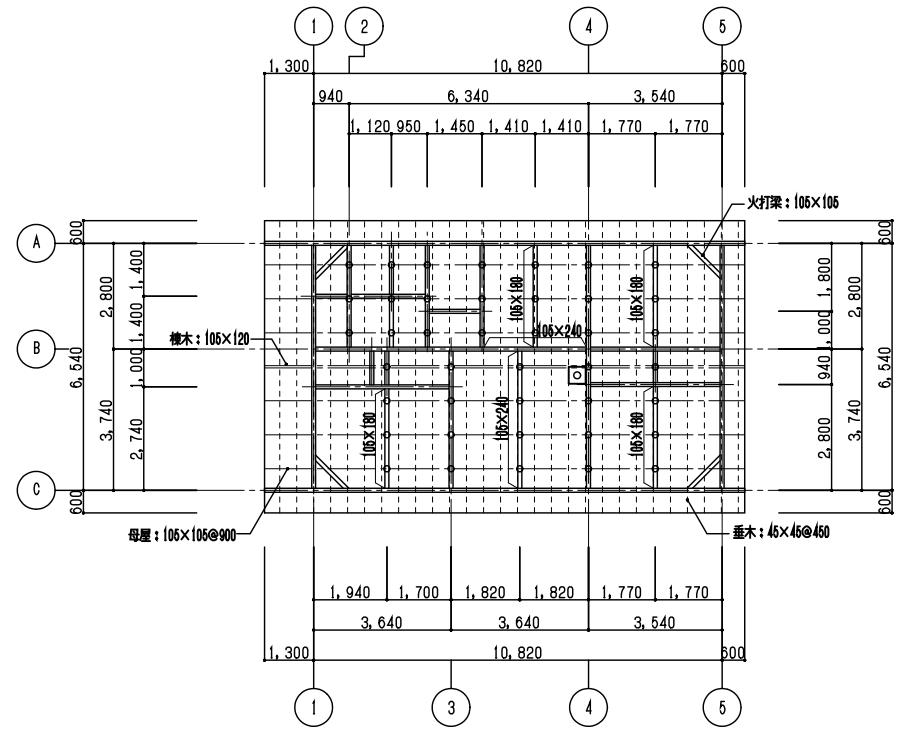
北海道労働局総務部



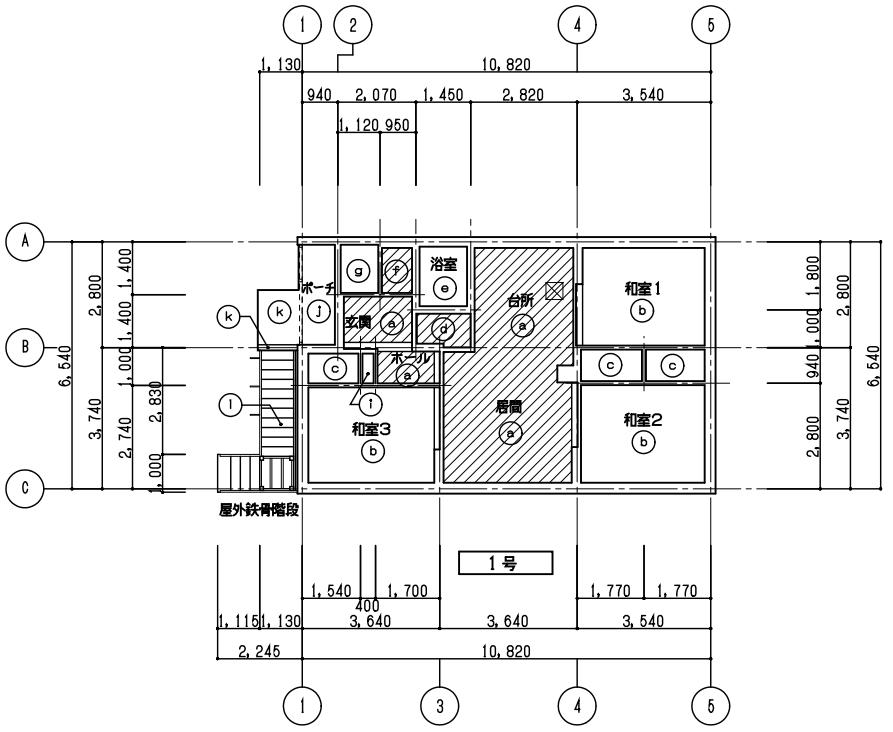
1階床伏図 S=1/100



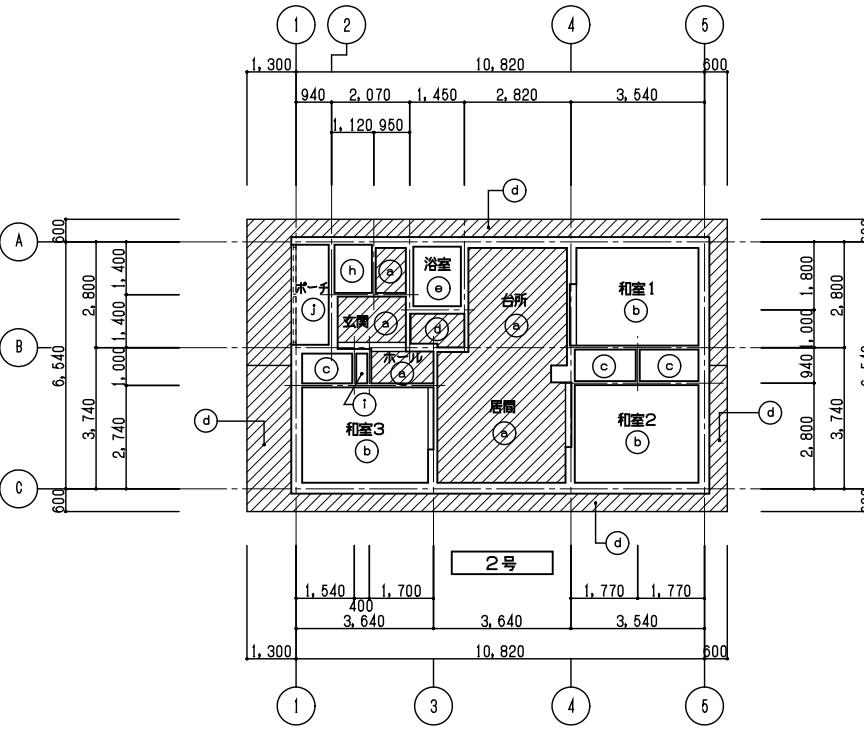
2階床伏図 S=1/100



小屋伏図 S=1/100



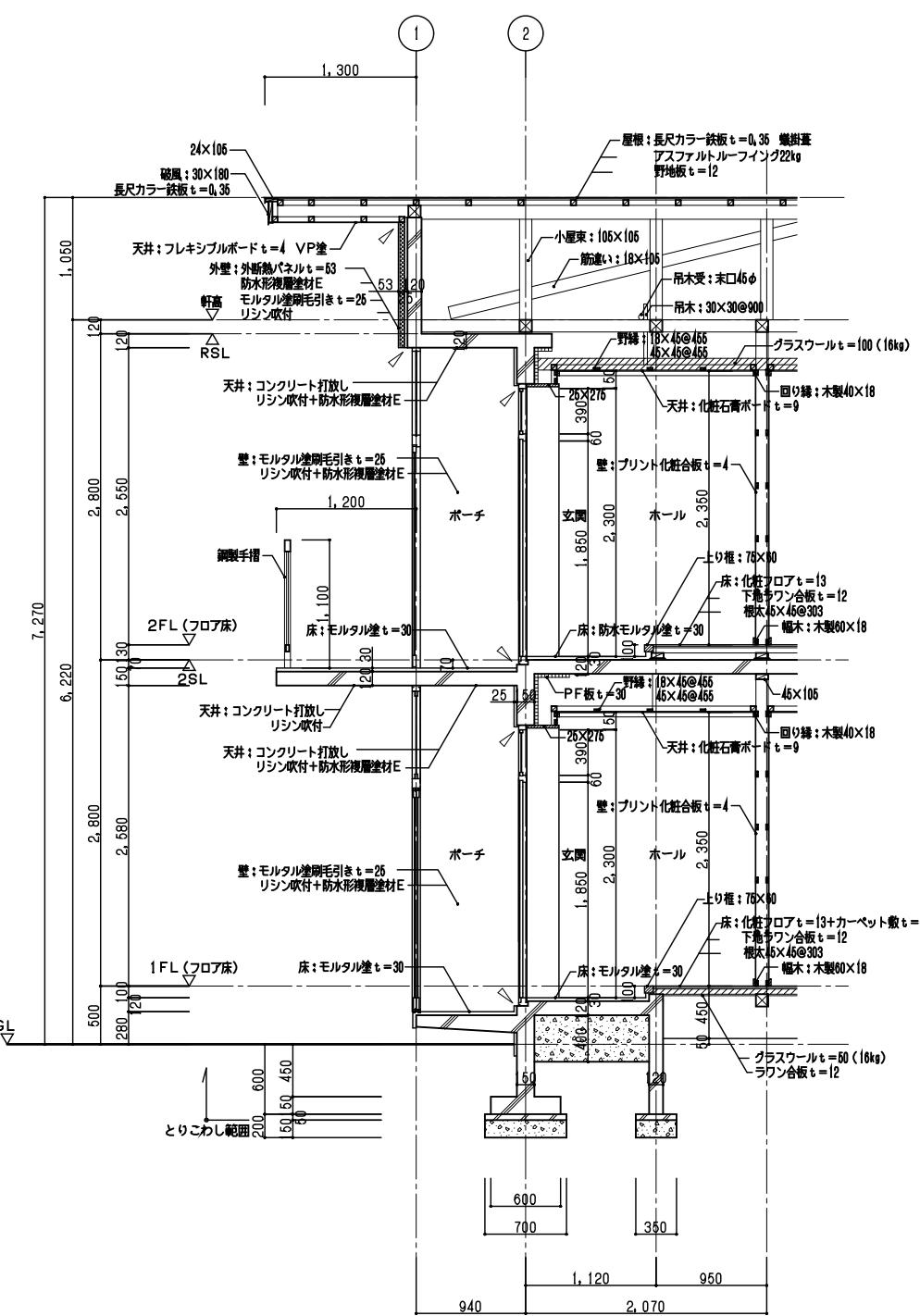
1階天井伏図 S=1/100



2階天井伏図 S=1/100

天井伏図	
(a)	化粧石膏ボード $t=9$
(b)	木目調化粧石膏ボード $t=9$
(c)	石膏ボード $t=9$
(d)	フレキシブルボード $t=4$ VP塗
(e)	硬質塩ビ製バスリップ $t=9$
(f)	化粧石膏ボード $t=9+ビニルクロス張$
(g)	ウレタン吹付 $t=30$
(h)	コンパネ $t=12$
(i)	ラワン合板 $t=4$
(j)	コンクリート打放し リシン吹付+防水形複層塗材E
(k)	コンクリート打放し リシン吹付
(l)	屋外鉄構階段 DP塗
<input checked="" type="checkbox"/>	アルミ製天井点検口45角
	アスペスト含有建材を示す

1階床伏図				2階床伏図				小屋伏図				岩見沢職安東町宿舎解体工事			
凡 例	土台: 105×105	-----	根太樹: 60×105	-----	土台: 45×105 (特記なき限り)	-----	根太樹: 45×105、30×60	-----	桁: 105×105 頭つなぎ: 105×105	-----	棟木: 105×120	宿舎1号2号 床伏図・小屋伏図・天井伏図S=1/100			
	大引: 105×105 (特記なき部材は105×105)				大引: 45×105@90				小屋梁: 105×105		母屋: 105×105@900以内	A-11			
	根太: 45×45@303 (和室以外)、45×45@455 (和室)				根太: 45×45@303 (和室以外)、45×45@455 (和室)		◦	小屋裏: 105×105@1,800以内		垂木: 45×45@450	北海道労働局総務部				



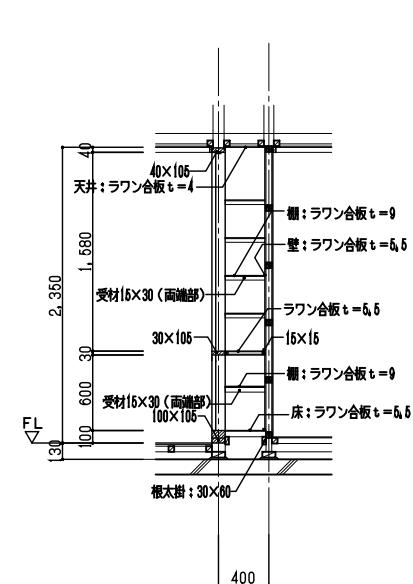
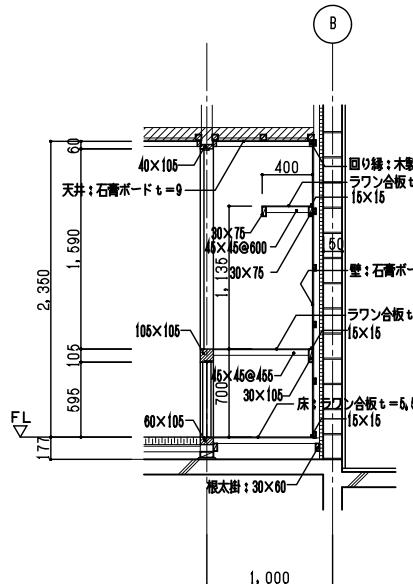
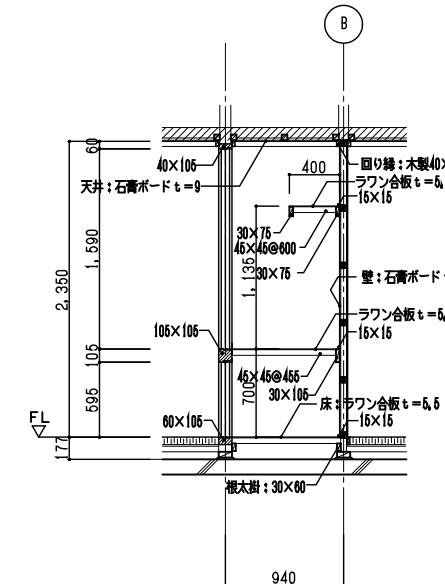
押入詳細図（和室1・2）

S = 1 / 30 押入詳

S = 1 / 30 | 物

#### 八・下足箱詳細図

S = 1 / 30



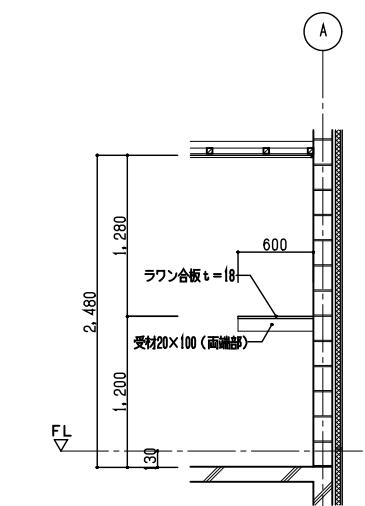
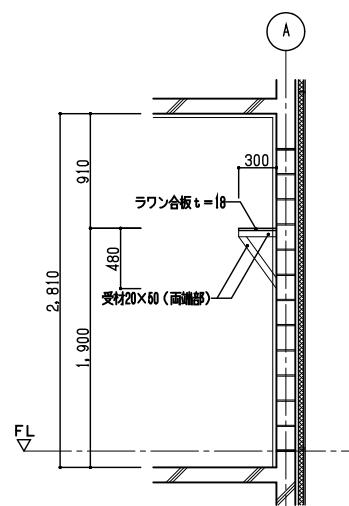
## 1階物置棚詳細図

S = 1 / 30 | 2 階物

S = 1 / 30 | 脱

### 衣室棚詳細図（各階）

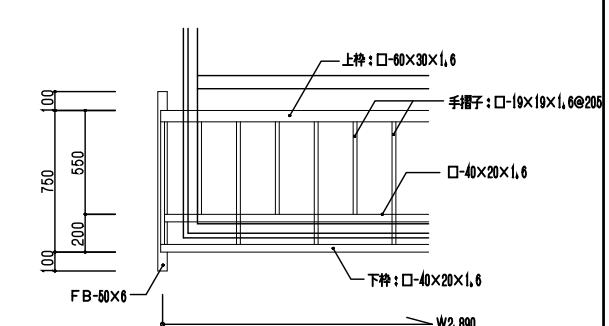
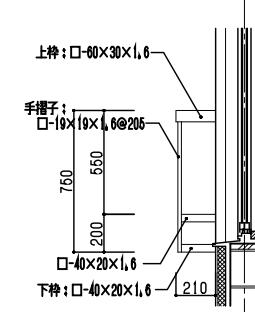
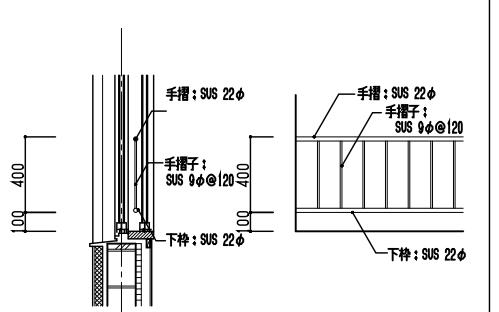
S = 1 / 30



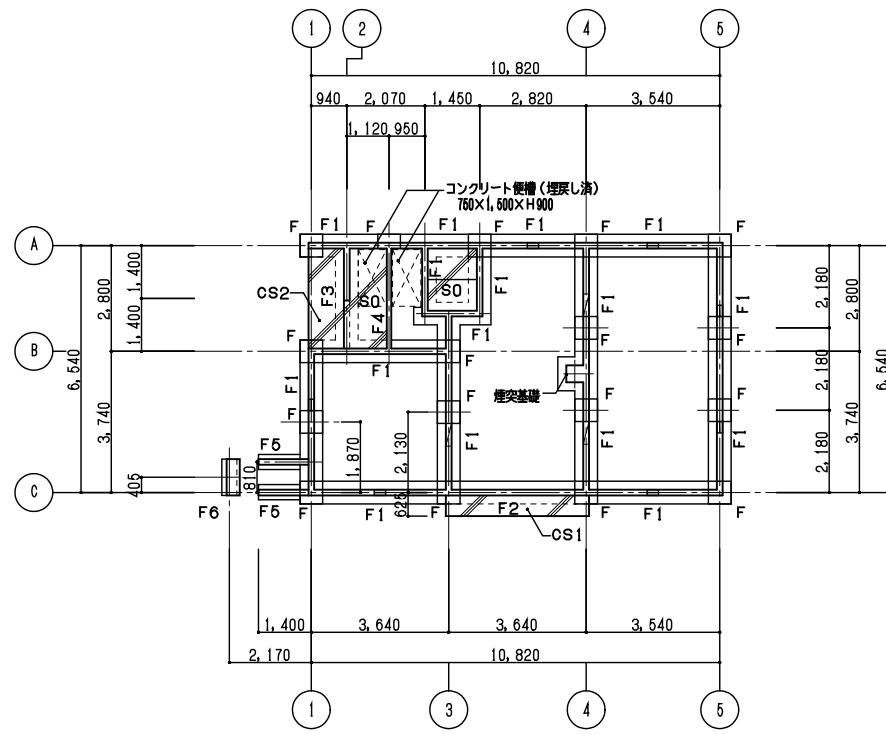
SUS製窓手摺詳細

S = 1 / 20 鋼製窓

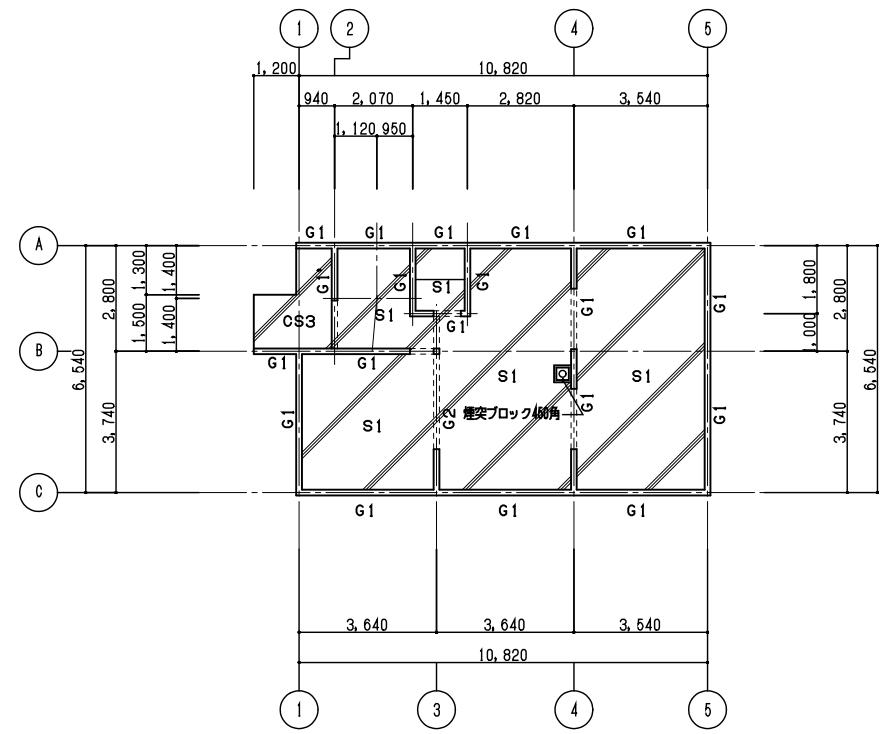
S = 1 / 20



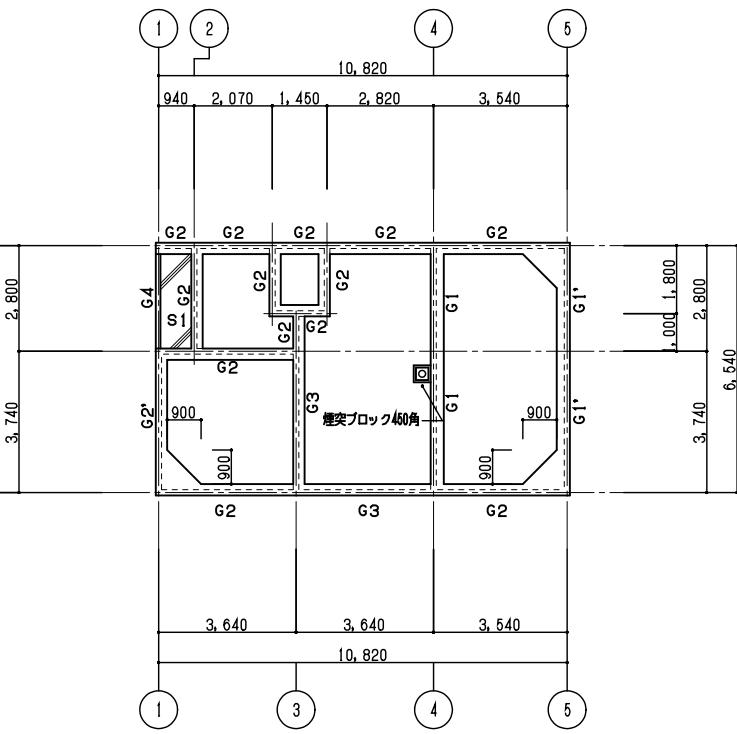
凡 例		シリ



基礎伏図 S=1/100

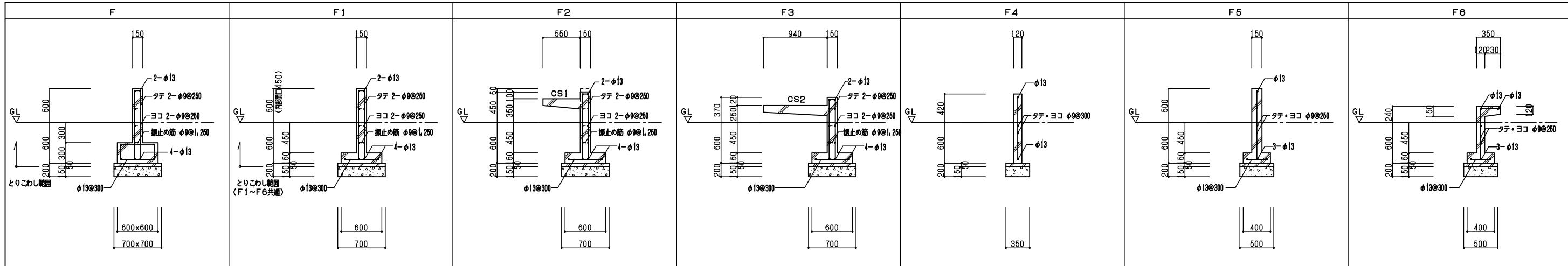


2階臥梁伏図 S=1/100



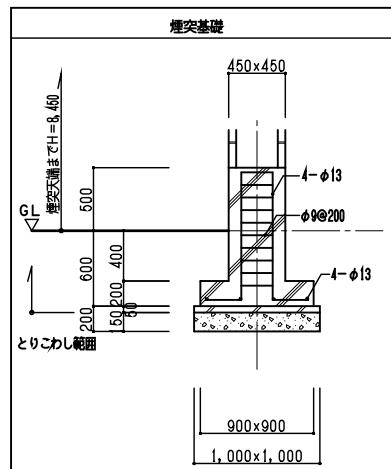
R階臥梁伏図 S=1/100

基礎リスト



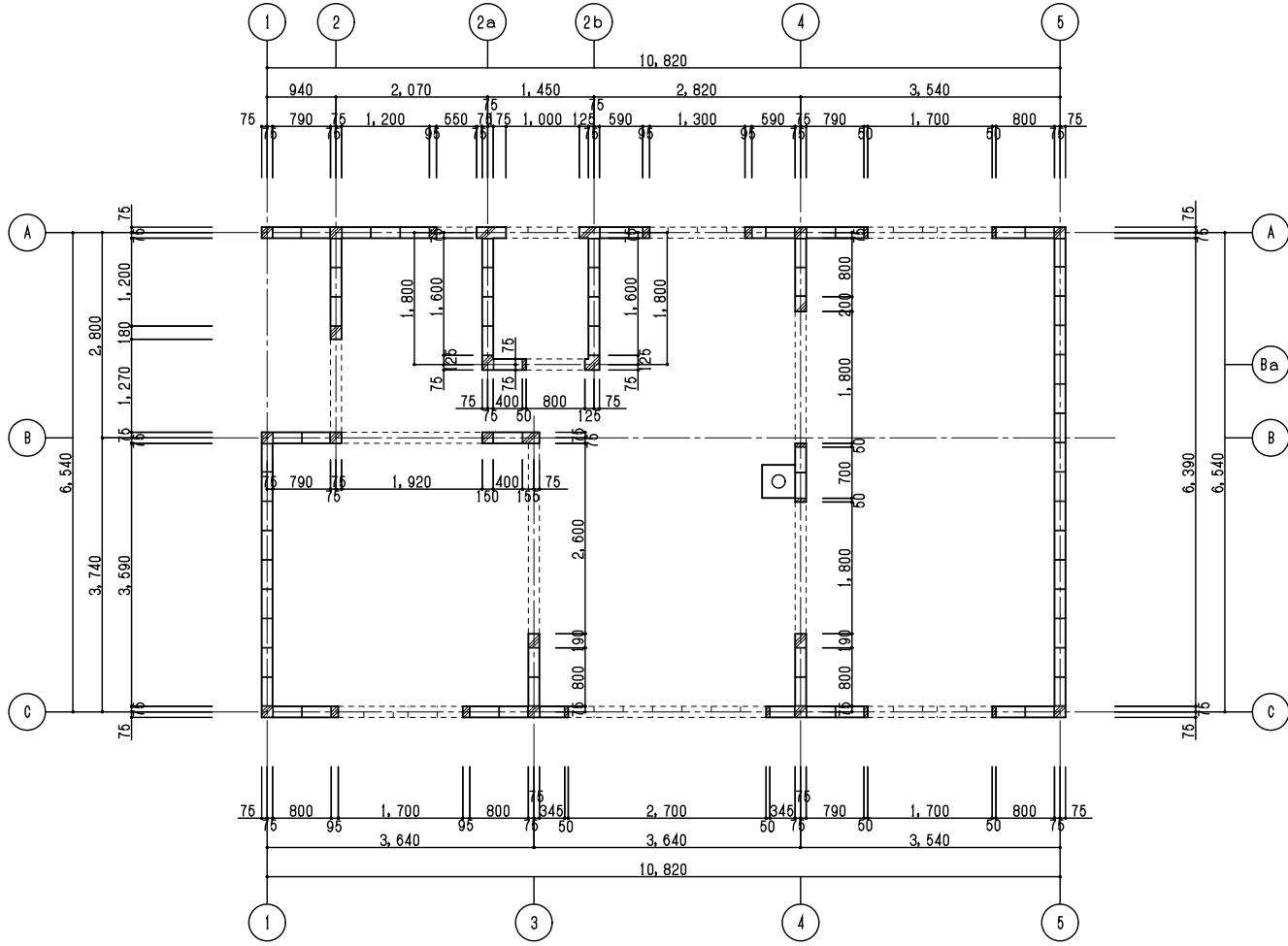
## ■ 臥梁リスト

階	F2階			R階		
	符 号	G1 + G1'	G2	G1 + G1'	G2 + G2'	G3
断面	( )はG*を示す 					
上端筋	2-φ13	2-φ16	3-φ13	3-φ13	3-φ16	1-φ13
下端筋	2-φ13, 1-φ13	2-φ16, 2-φ16	2-φ13, 1-φ13	2-φ13, 1-φ13	2-φ16, 2-φ16	1-φ13
S T R	φ9@250	φ9@200	φ9@250	φ9@250	φ9@200	φ9@250
振止め筋	φ9@1,000	φ9@1,000	φ9@1,000	φ9@1,000	φ9@1,000	—

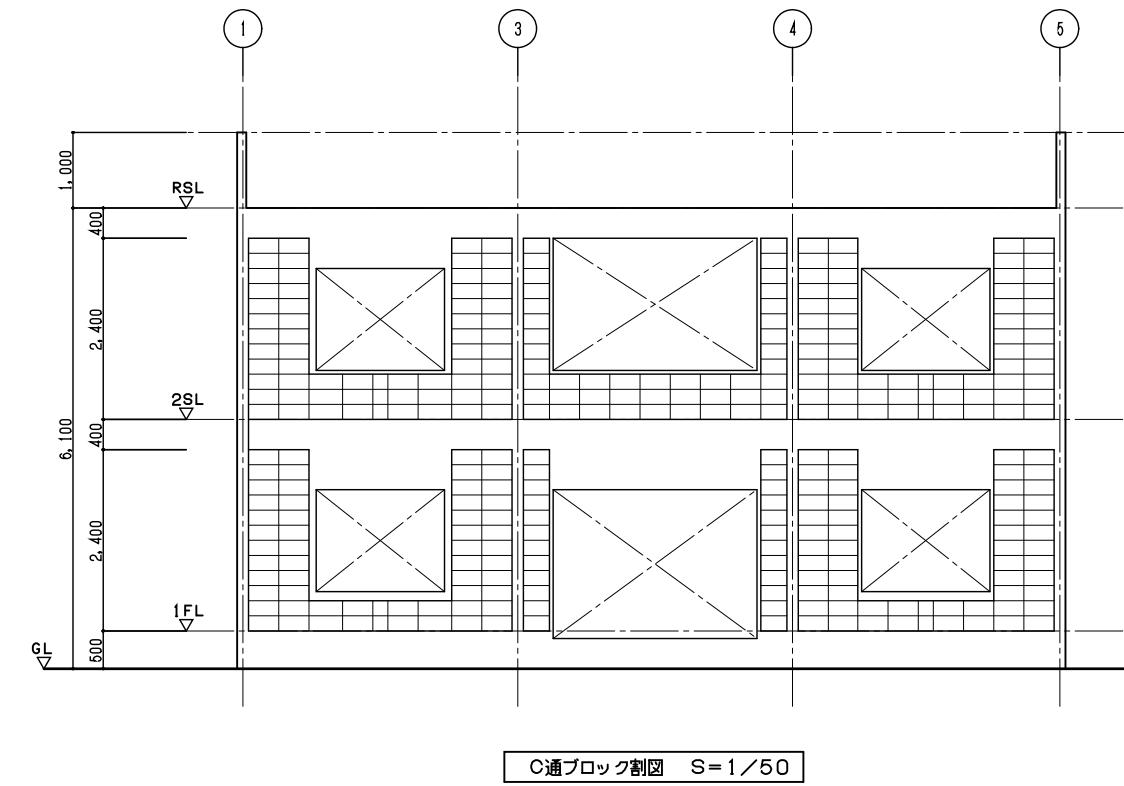


## ■ スラブリスト

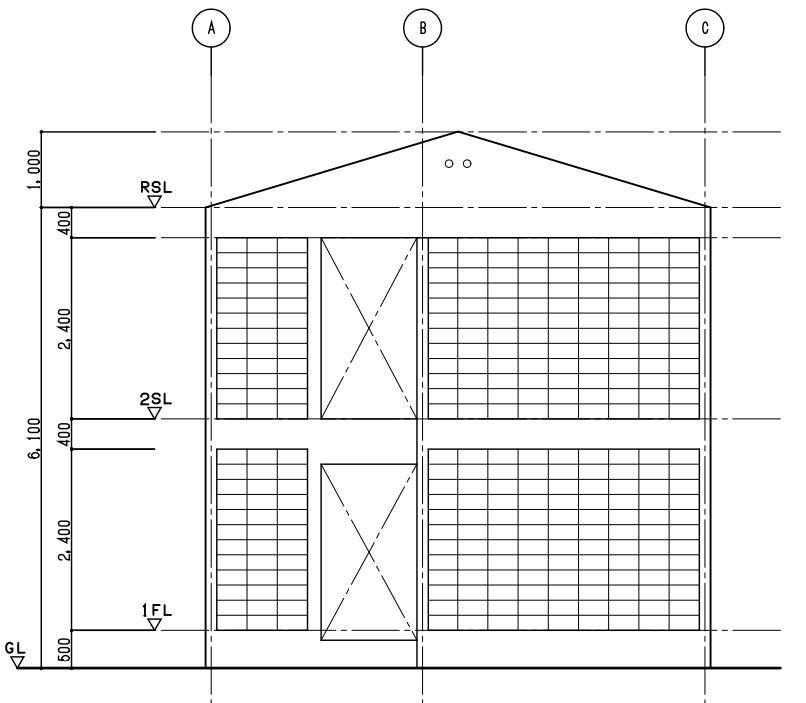
符 号	厚さ	位 置	短 边 方 向		长 边 方 向	
			端 部	中 央	端 部	中 央
S0	120		$\phi 9@250$		$\phi 9@250$	
S1	120	上端筋	$\phi 9 + \phi 13@200$		$\phi 9 + \phi 13@250$	
		下端筋	$\phi 9@400$	$\phi 9@200$	$\phi 9@500$	$\phi 9@250$
CS1	100~150			$\phi 9@250$		$\phi 13@200$
CS2	100~150	上端筋		$\phi 9 + \phi 13@200$		$\phi 9@300$
		下端筋		$\phi 9@600$		$\phi 9@400$
CS3	120	上端筋		$\phi 9@250$		$\phi 9@300$
		下端筋		$\phi 13@250$		$\phi 9@300$



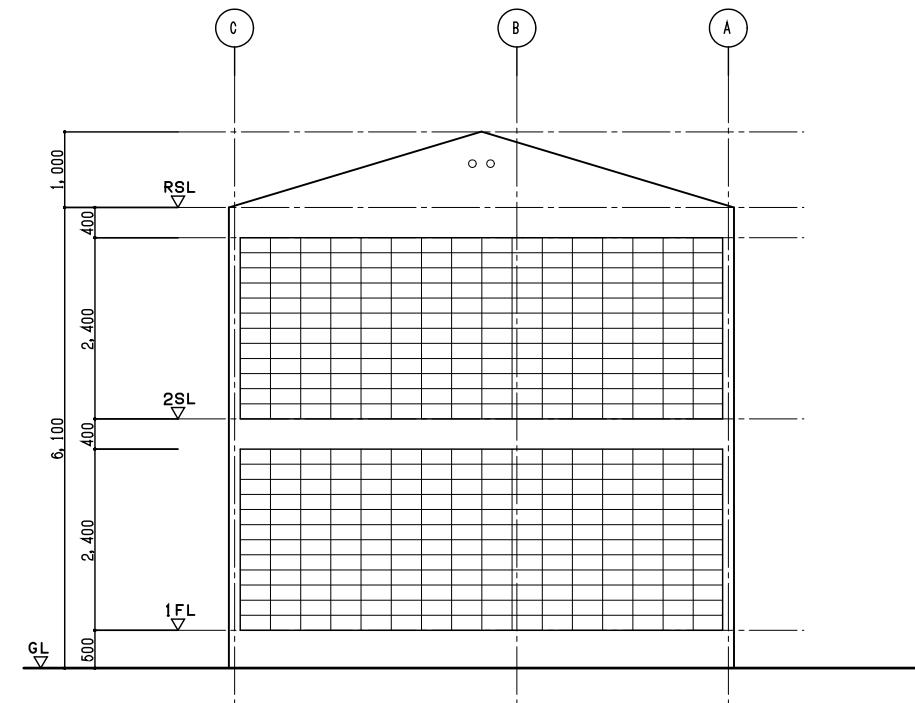
ブロック割平面図 S=1/50



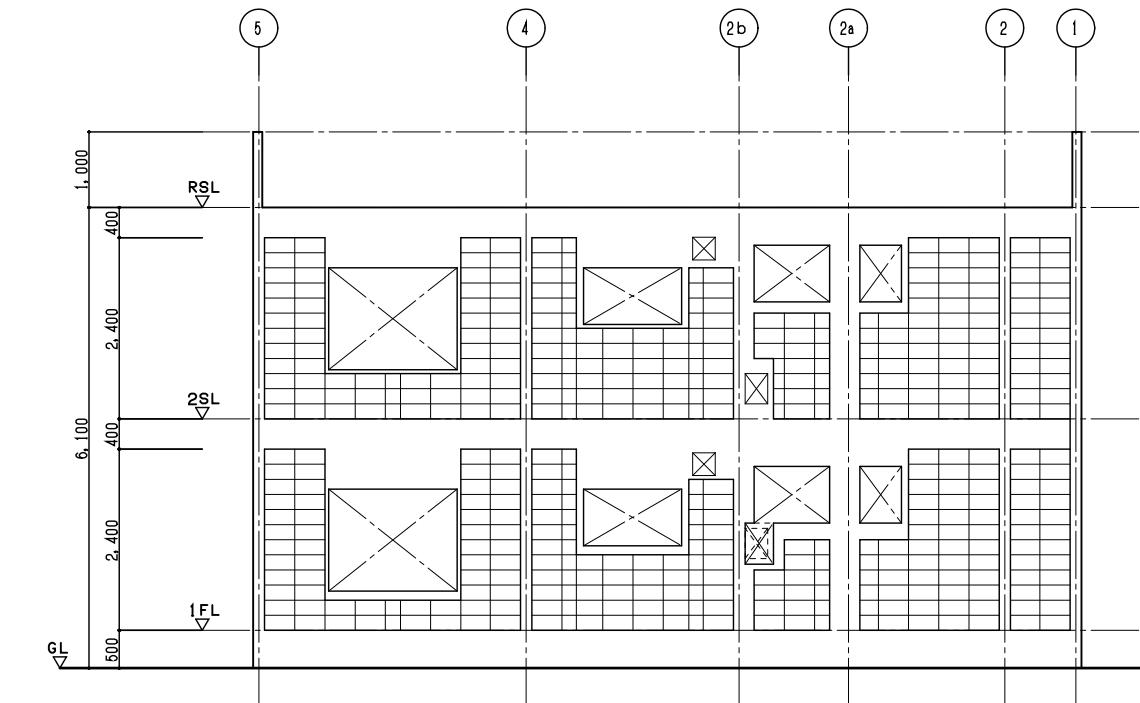
C通ブロック割図 S=1/50



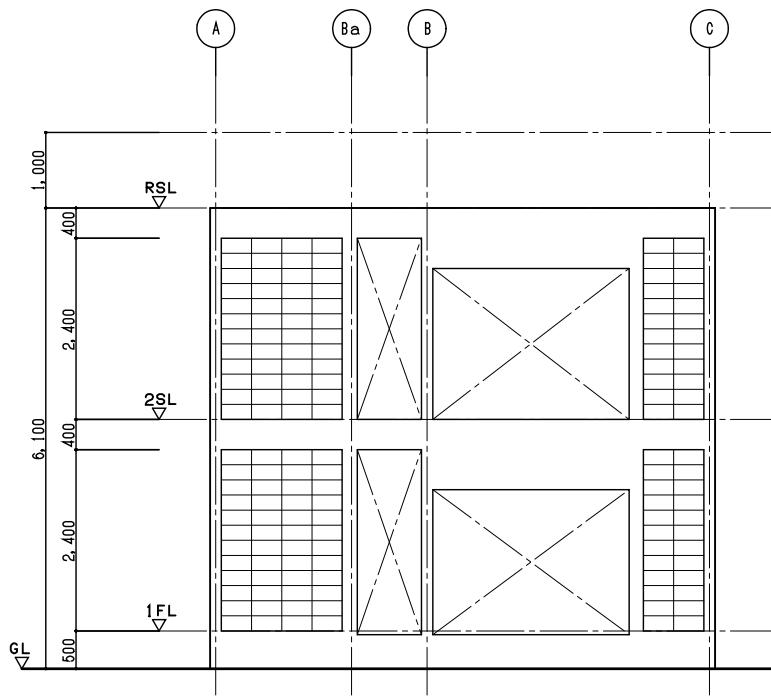
1通・2通ブロック割図 S=1/50



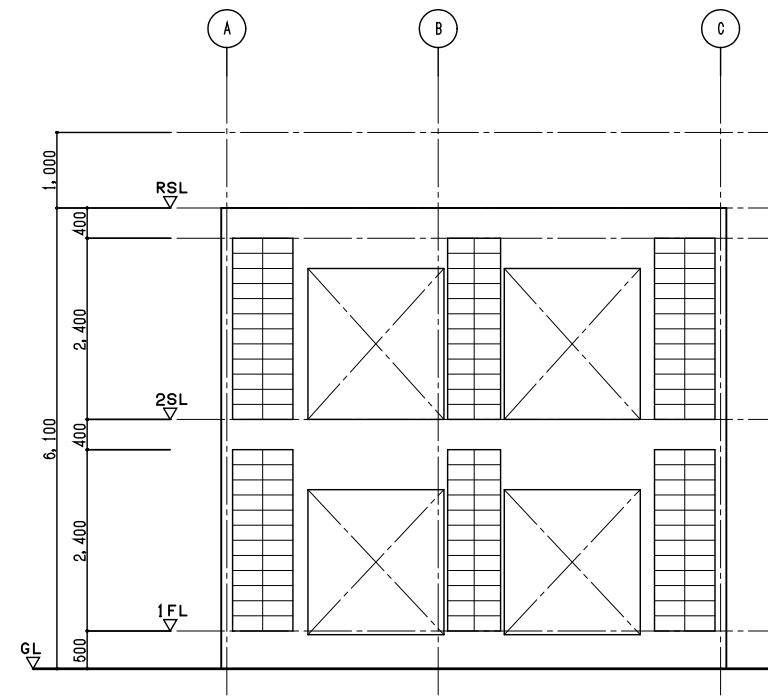
5通ブロック割図 S=1/50



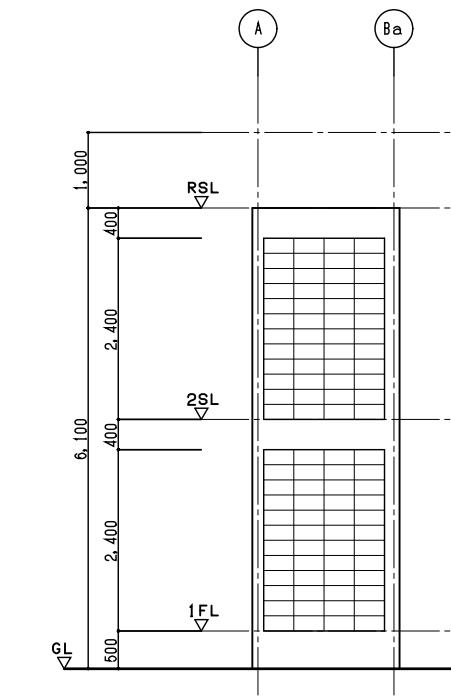
A通ブロック割図 S=1/50



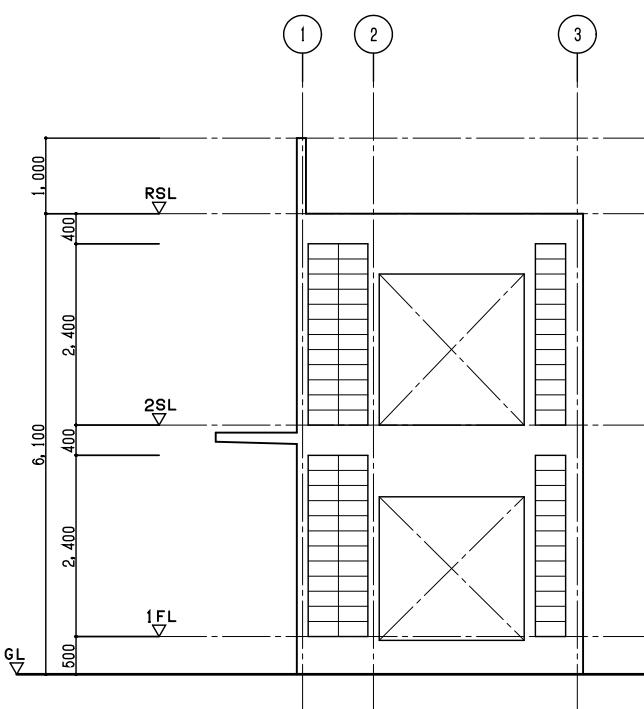
3通・2a通ブロック割図 S=1/50



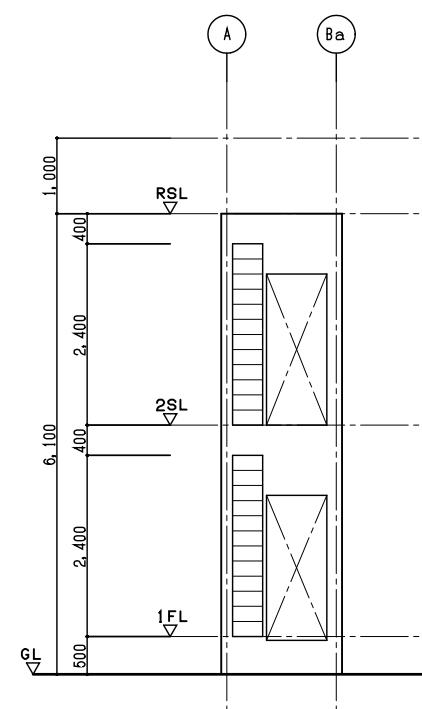
4通ブロック割図 S=1/50



2b通ブロック割図 S=1/50



B通ブロック割図 S=1/50

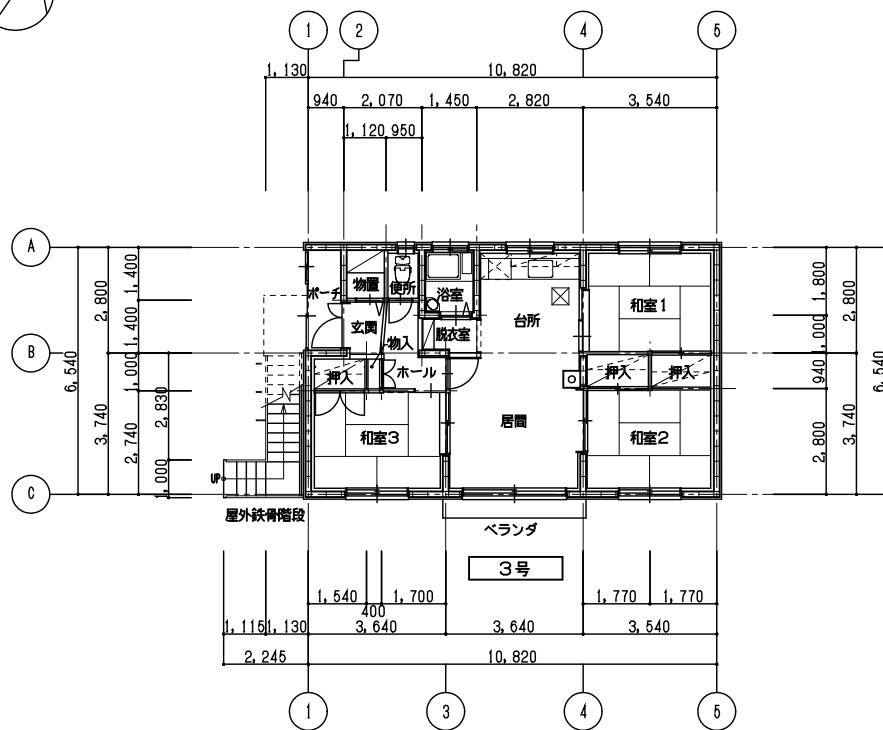


Ba通ブロック割図 S=1/50

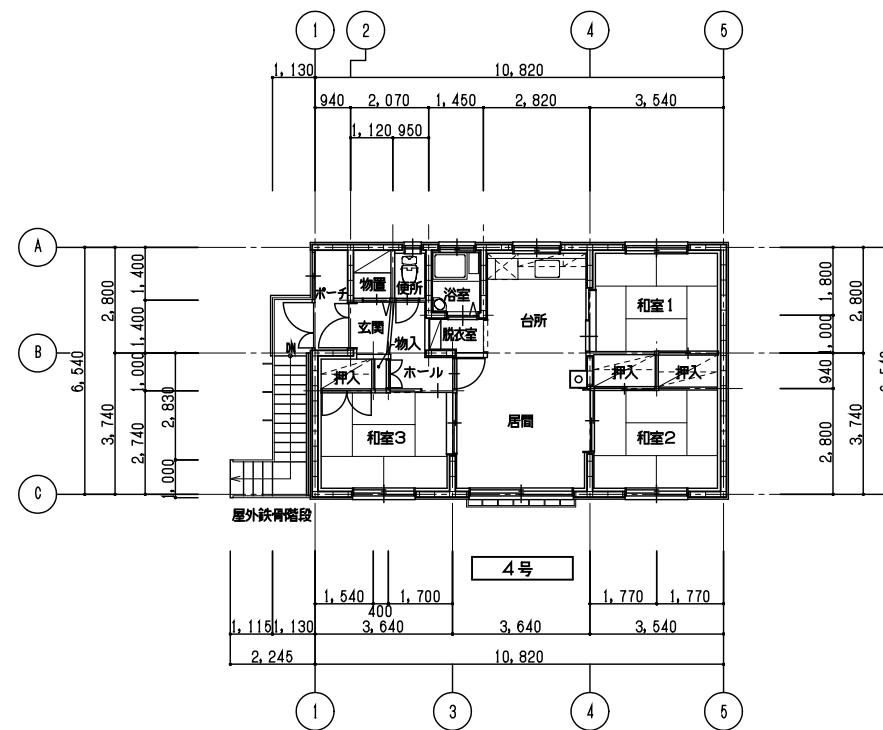
岩見沢職安東町宿舎解体工事	
宿舎1号2号 ブロック割図-2	S=1/50
北海道労働局総務部	A-15

## 岩見沢職安東町宿舎(宿舎3号4号)

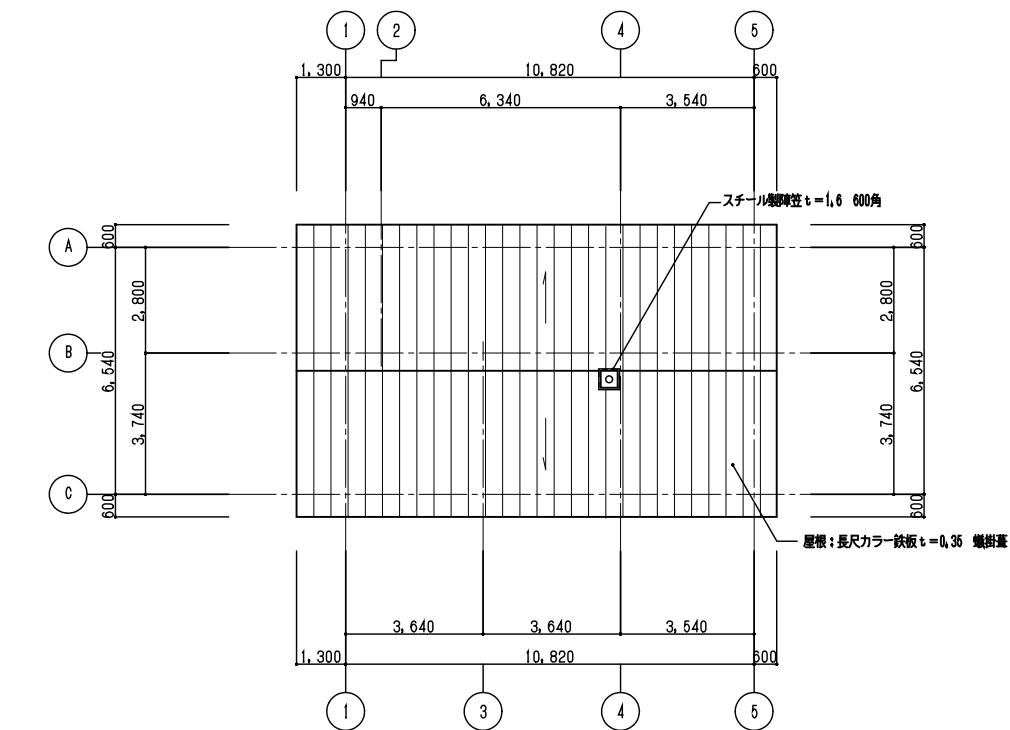
構造概要										断熱概要																											
基礎		壁体		屋根		1階浴室土間下		最上階・2階スラブ下		外壁内面		最下階床		2階物置仕切壁		最上階天井・1階浴室天井																					
鉄筋コンクリートブ基礎		補強コンクリートブロック造		(アスファルトルーピング22kg 断面t=12)		長尺カラー鉄板t=1.35 鋼鉄板		PF板t=30		PF板t=30 外周W300 (最上階梁はW150一部W200)		PF板t=30 (物置除く)、ワレンテン吹付t=30 (1階物置)		グラスウールt=50 (16kg)		グラスウールt=50 (16kg)		グラスウールt=100 (16kg)																			
外部仕上表																																					
基 基 一般部 モルタル塗刷毛引きt=25+E.P塗の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E (RC下地H500+GL下H100) モルタル塗刷毛引きt=25+リシン吹付の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E (RC下地)																																					
一般部		モルタル塗刷毛引きt=25+リシン吹付の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E (RC下地H500+GL下H100)		ベランダ		モルタル塗t=30 (RC下地)		一般部 ●フレキシブルボードt=4 VP塗(木下地)		煙突CB450角+防水モルタル塗t=25の上 外断熱バネルt=63 防水形複層材E H8,460 素焼土管t=60φ スチール製脚笠t=1.6 600角		柱:口-100×100×3.2 サラナ: C-280×60×4.0 路面: CPL-3.2×(補強L-25×25×3.0) 手摺:口-100×50×2.3 手摺子φ120@250		コンクリート便槽(埋設し底)		床下換気孔(鋼鉄製W300×H120) 換気フード(樹脂製W220×H160×D36) 換気フード(SUS製W300×H300×D300) 小窓裏換気口(樹脂製100φ)		鋼窓手摺(W2,890×H750×D210)																			
※外断熱バネルt=63; PF板t=40+ガラス繊維強化セメント板t=3																																					
内部仕上表										アスペクト成形板リスト																											
階	室名	床高	天井高	床		巾木		壁		天井		窓		天井		窓		備考																			
				下地	仕上	材料	塗装	H×厚	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	材料	塗装	H×厚	下地	仕上	塗装	備考																
3号 1	玄 国	-100	2,450	コンクリート	モルタル塗t=30	青木	OS	60×18	木耐候組	プリント化粧合板t=4	一	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	一	青木	OS	40×18																				
	ホ ー ル	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木	OS	60×18	木耐候組	プリント化粧合板t=4	一	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	一	青木	OS	40×18																				
	物 入	+30	2,320	—	ラウン合板t=5,5	錦巾帽	—	15×15	木耐候組	ラウン合板t=5,5	一	木野特組	ラウン合板t=4	—	—	—	—	下部下足箱																			
	便 所	±0	2,200	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床シートt=1,8	青木	OS	60×18	木耐候組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一	木野特組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一	青木	OS	40×18	洋風便器(設備)																			
	脱 衣 室	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床シートt=1,8	青木	OS	60×18	木耐候組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一	木野特組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	一	青木	OS	40×18	換気扇(設備)																			
	浴 室	-200~300	2,230~2,300	—	モルタル塗t=20	—	—	—	—	モルタル塗t=20	V/P	木野特組	●フレキシブルボードt=4	V/P	青木	OS	40×18	ボリ浴槽 風呂釜(設備)																			
	居 間	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木	OS	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	—	青木	OS	40×18	レジスター、カーテンレール(W)																			
	台 所	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床シートt=1,8	青木	OS	60×18	木耐候組	●化粧石膏ボードt=9	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	—	青木	OS	40×18	流し台、ガス台、吊戸棚、SUS水切棚、ガス台、SUS天蓋、流し前SUS貼 湯沸器、換気扇(設備)																			
	和 室 1	+7	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹帘	CL	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	木目調化粧石膏ボードt=9	—	青木	CL	40×24	レジスター、カーテンレール(S)																			
	和 室 2	+7	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹帘	CL	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	木目調化粧石膏ボードt=9	—	青木	CL	40×24	レジスター、カーテンレール(S)																			
	和 室 3	+7	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹帘	CL	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	木目調化粧石膏ボードt=9	—	青木	CL	40×24	レジスター、カーテンレール(S)																			
	押入(和室1, 2)	+7	2,350	—	ラウン合板t=5,5	錦巾帽	—	15×15	木耐候組	石膏ボードt=9	—	木野特組	石膏ボードt=9	—	青木	—	40×24	中段、枕禪																			
	押入(和室3)	+7	2,350	—	ラウン合板t=5,5	錦巾帽	—	15×15	木耐候組	石膏ボードt=9	—	木野特組	石膏ボードt=9	—	青木	—	40×24	中段、枕禪																			
物 置	-130	2,780	—	コンクリート直し仕上	—	—	—	木耐候組	モルタル塗t=20	—	木野特組	モルタル塗t=20	—	コンクリート	ウレタン吹付t=30	—	—	レジスター、繩																			
※付の仕上材は非燃性アスペクト含有建材を示す																																					
備品リスト																																					
4号 2	玄 国	-100	2,450	コンクリート	防水モルタル塗t=30	青木	OS	60×18	木耐候組	プリント化粧合板t=4	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	—	青木	OS	40×18																				
	ホ ー ル	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木	OS	60×18	木耐候組	プリント化粧合板t=4	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	—	青木	OS	40×18	木製帽子掛																			
	物 入	+30	2,320	—	ラウン合板t=5,5	錦巾帽	—	15×15	木耐候組	ラウン合板t=5,5	—	木野特組	ラウン合板t=4	—	—	—	—	下部下足箱																			
	便 所	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床シートt=1,8	青木	OS	60×18	木耐候組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	青木	OS	40×18	洋風便器(設備)																			
	脱 衣 室	±0	2,200	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床シートt=1,8	青木	OS	60×18	木耐候組	●化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	●フレキシブルボードt=4	V/P	青木	OS	40×18	刺先コップ(樹脂)																			
	浴 室	-200~300	2,280~2,350	シグーコンタクトt=60 +タイル下地t=20 (アスル外防水)	モルタル塗t=20	玉石モザイクタイル張t=15	—	—	木耐候組	モルタル塗t=20 +タイル下地t=20 (アスル外防水H300)	コリットP/モルタルt=150	木野特組	モルタル塗t=20	—	木野特組	硬質塗ビ製バスピt=9	—	—	ボリ浴槽 風呂釜(設備)																		
	居 間	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13	青木	OS	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	—	青木	OS	40×18	レジスター、カーテンレール(W)、調節バリュコニー手摺																			
	台 所	±0	2,350	下地ラウン合板t=12	化粧フロアt=13+ビニル床シートt=1,8	青木	OS	60×18	木耐候組	●化粧石膏ボードt=9	—	木野特組	●化粧石膏ボードt=9	—	青木	OS	40×18	流し台、ガス台、吊戸棚、SUS水切棚、ガス台、SUS天蓋、流し前SUS貼 湯沸器、換気扇(設備)																			
	和 室 1	+7	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹帘	CL	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	木目調化粧石膏ボードt=9	—	青木	CL	40×24	レジスター、カーテンレール(S)、SUS製窓手摺																			
	和 室 2	+7	2,350	下地ラウン合板t=12	タタミ敷t=60	竹帘	CL	60×18	木耐候組	化粧石膏ボードt=9+ビニルクロス張	—	木野特組	木目調化粧石膏ボードt=9</td																								



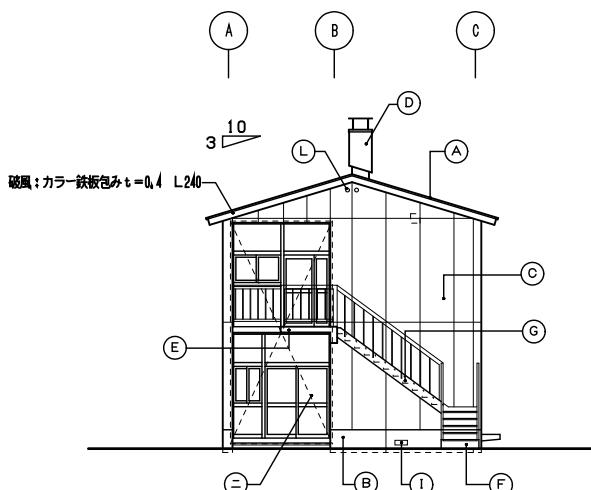
1階平面図 S=1/100



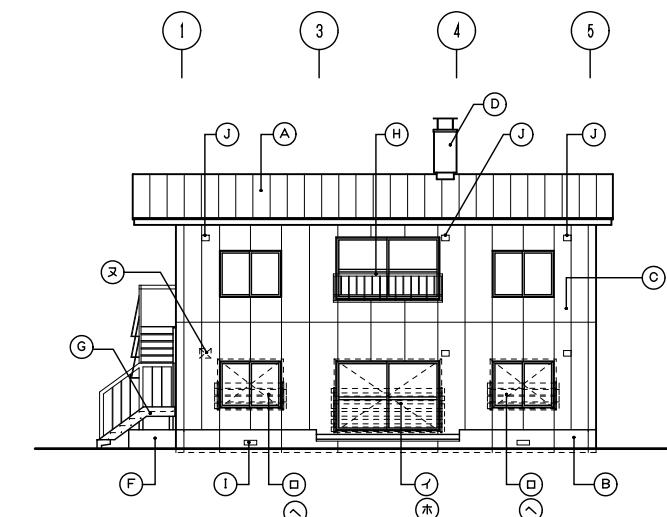
2階平面図 S=1/100



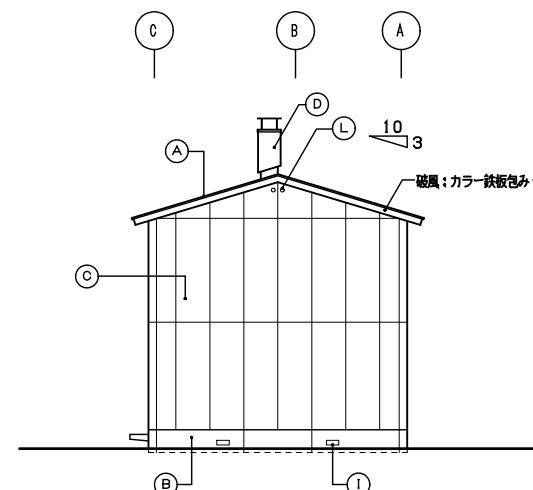
屋根伏図 S=1/100



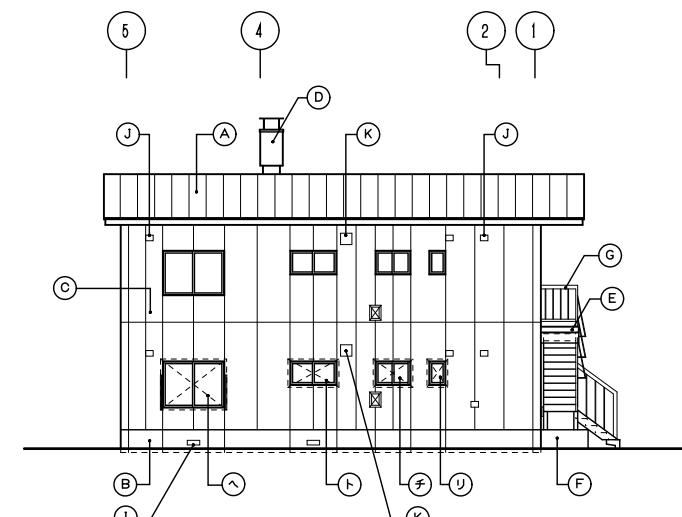
西立面図 S=1/100



南立面図 S=1/100



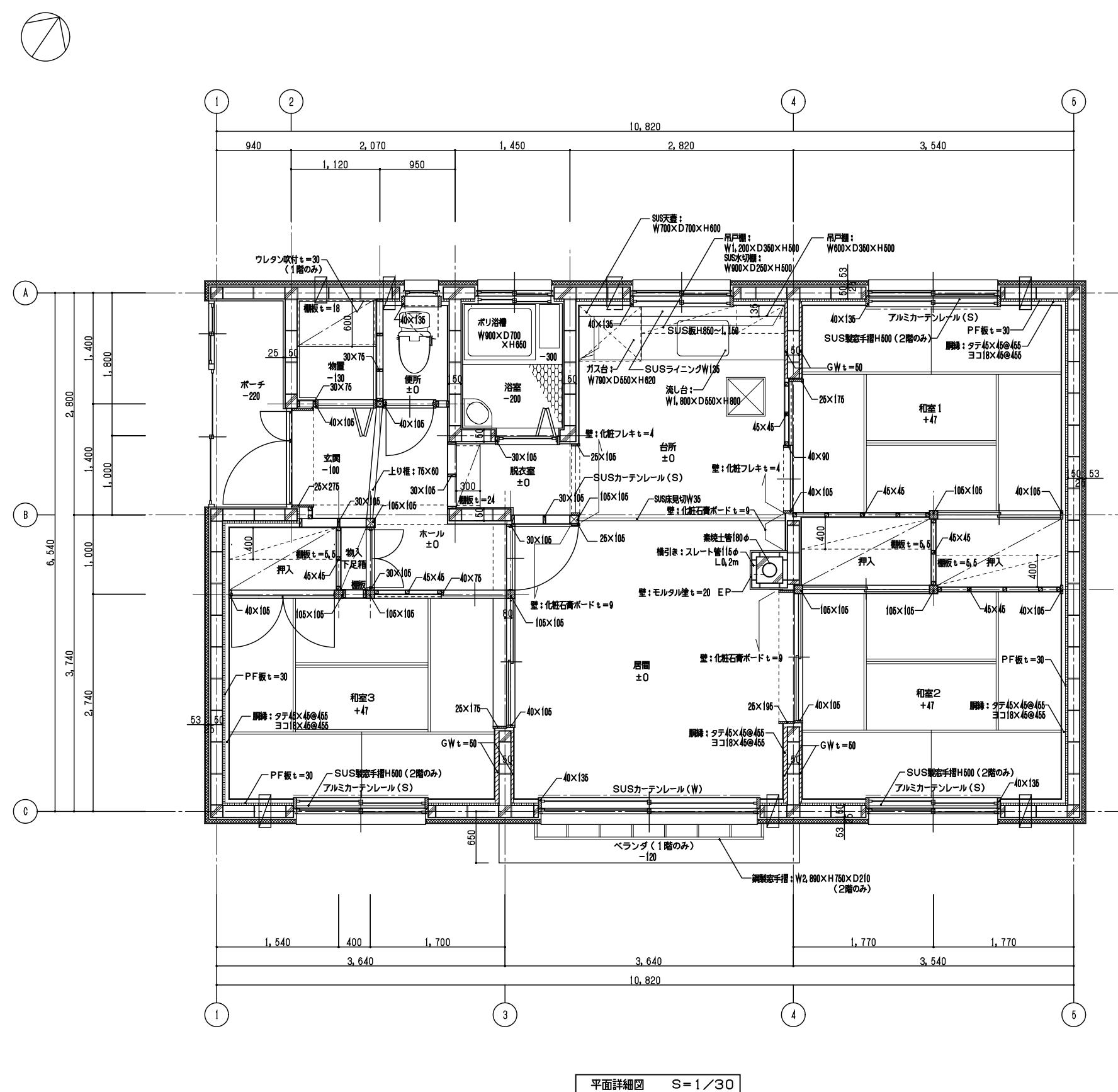
東立面図 S=1/100



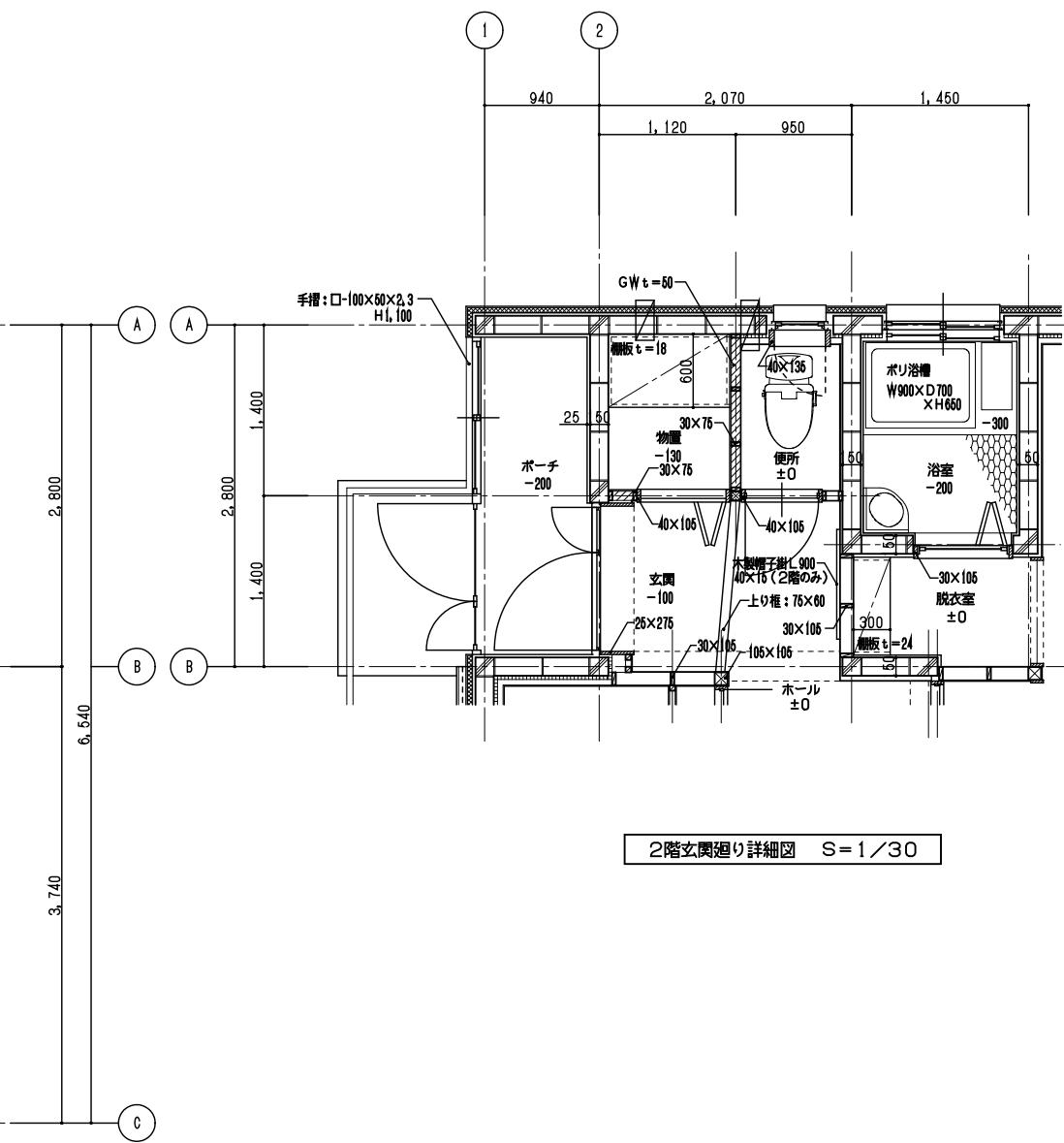
北立面図 S=1/100

板材リスト			開口塞ぎ板リスト				
記号	形状寸法	数量	備考	記号	形状寸法	数量	備考
(一)	W3,000×H120×6枚	1	板材の仕様は板厚t=21	(二)	W2,700×H5,900	1	開口塞ぎ板の仕様はラウン合板t=12
(二)	W1,900×H140×枚	2		(三)	W2,860×H1,960	1	
				(四)	W1,760×H1,360	3	
				(五)	W1,360×H760	1	
				(六)	W1,060×H760	1	
				(七)	W650×H760	1	
				(八)	W300×H260	1	

凡 例	平面図		立面図		岩見沢職安町宿舎解体工事					
					宿舎3号4号 平面図・立面図・屋根伏図 S=1/100					
					A-17					
	コンクリートブロック造t=150		(A)	長尺カラー鉄板t=0.35 雪掛蓋 アスファルトルーフィングt=2mm 野地板t=12	(D)	防水モルタル塗刷毛引きt=25の上 外断熱パネルt=63 防水形複層材E	(G)	鋼製屋外鉄骨階段	(J)	換気フード(樹脂製W220×H150×D35)
	木造(柱:t05×t05)		(B)	モルタル塗刷毛引きt=25+EP漆の上 外断熱パネルt=63 防水形複層材E(GL-100まで)	(E)	コンクリート打放し リシン吹付	(H)	鋼製手摺H=760	(K)	換気フード(SUS製W300×H300×D300)
	アルミ製床点検口450角		(C)	防水モルタル塗刷毛引きt=25+リシン吹付の上 外断熱パネルt=63 防水形複層材E	(F)	コンクリート打放し	(I)	床下換気孔(樹脂製W330×H120)	(L)	小型軸換気口(樹脂製100φ)

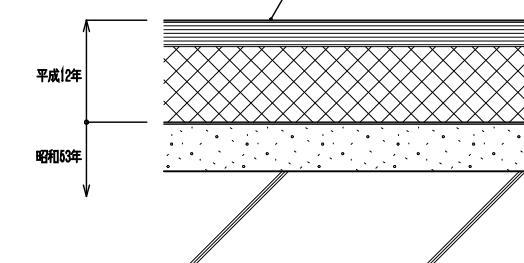


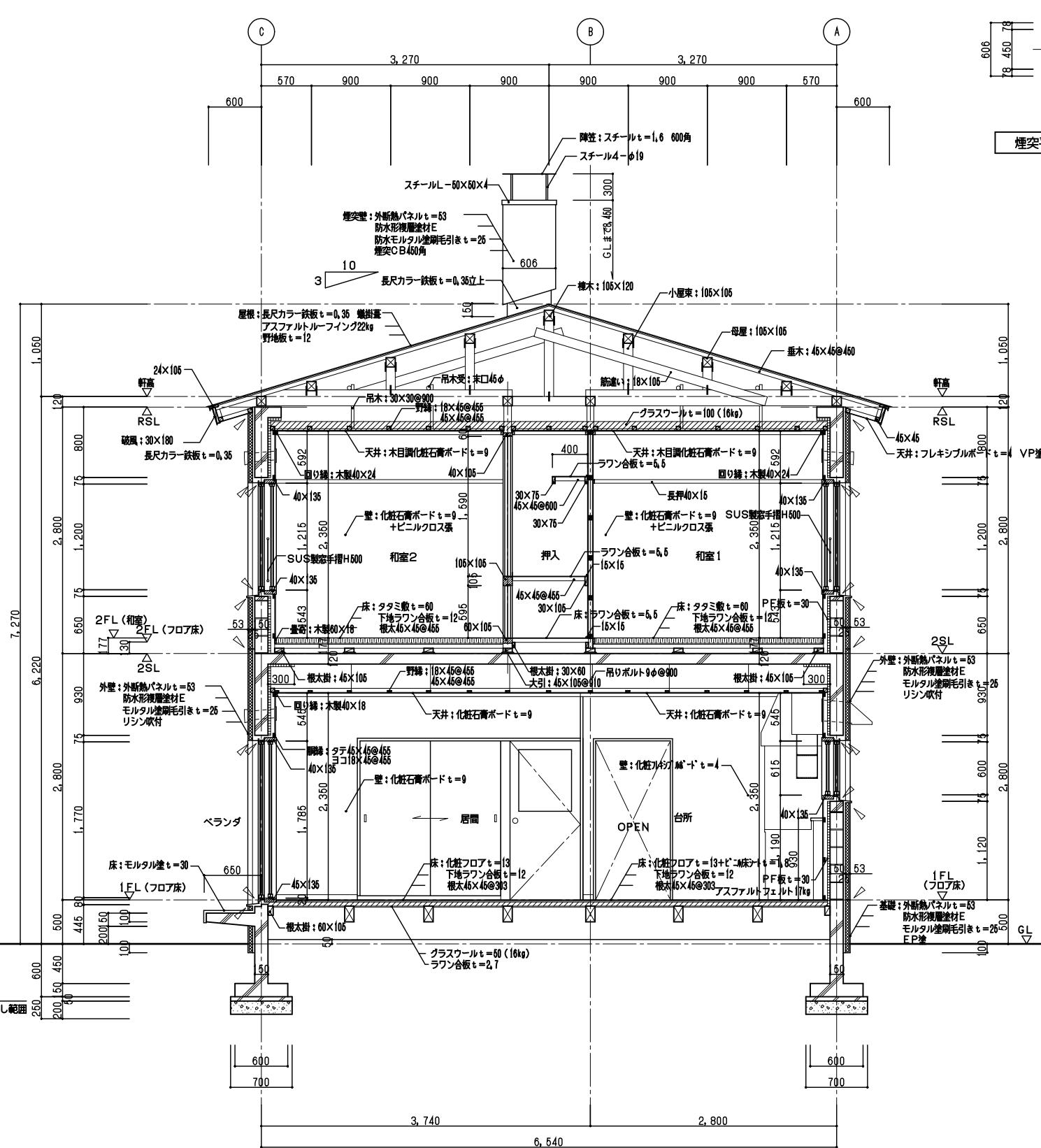
平面詳細図 S=1/30



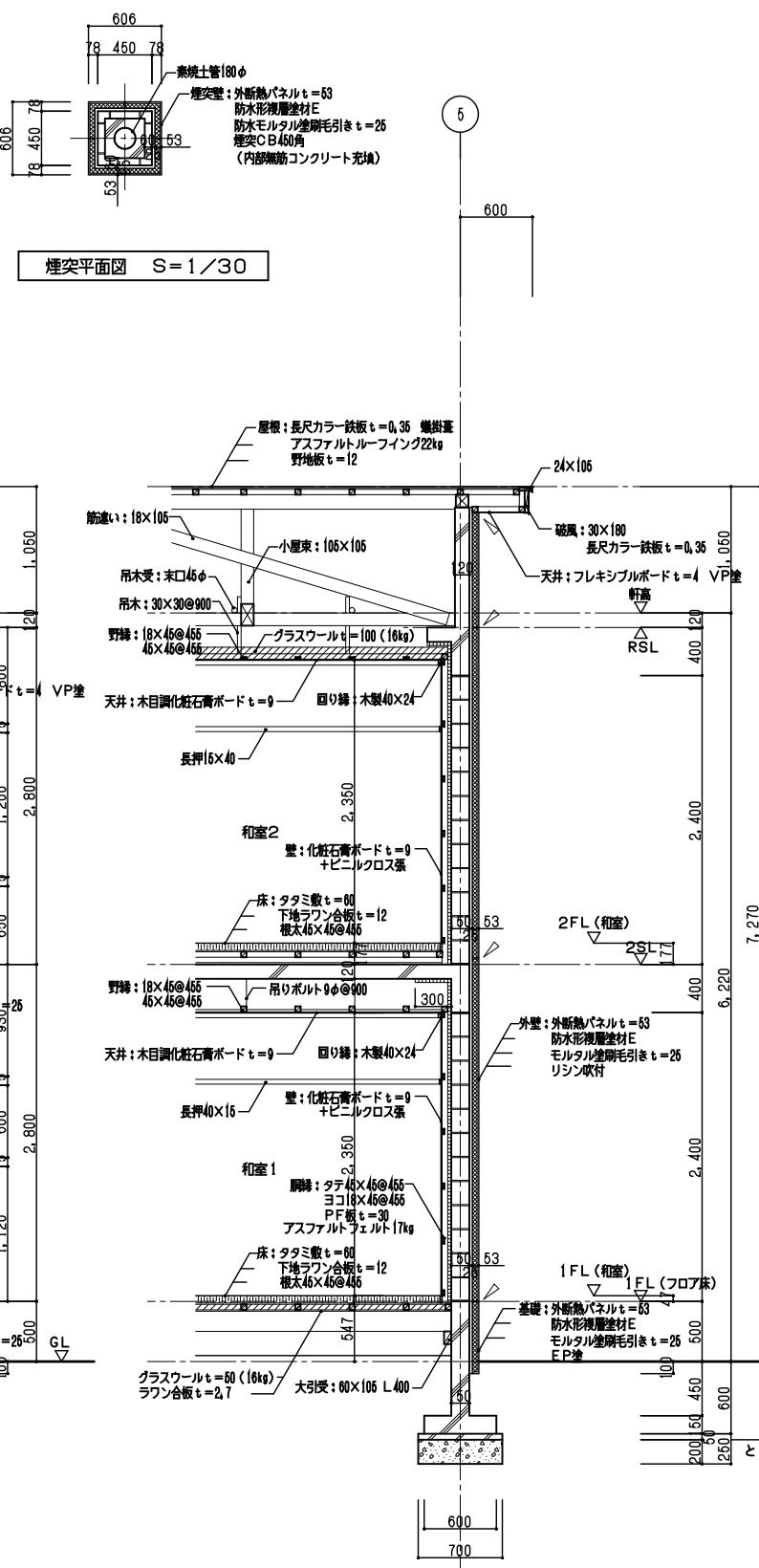
## ■ 外壁外断熱面（基礎同様）

防水形複層塗材E（アスベストなし）	平成12年施工
ガラス繊維強化セメント板=13（アスベストなし）	
PF板=40（アスベストなし）	
リシン吹付（アスベストなし）	昭和53年施工
モルタル接着剤引き手=95	

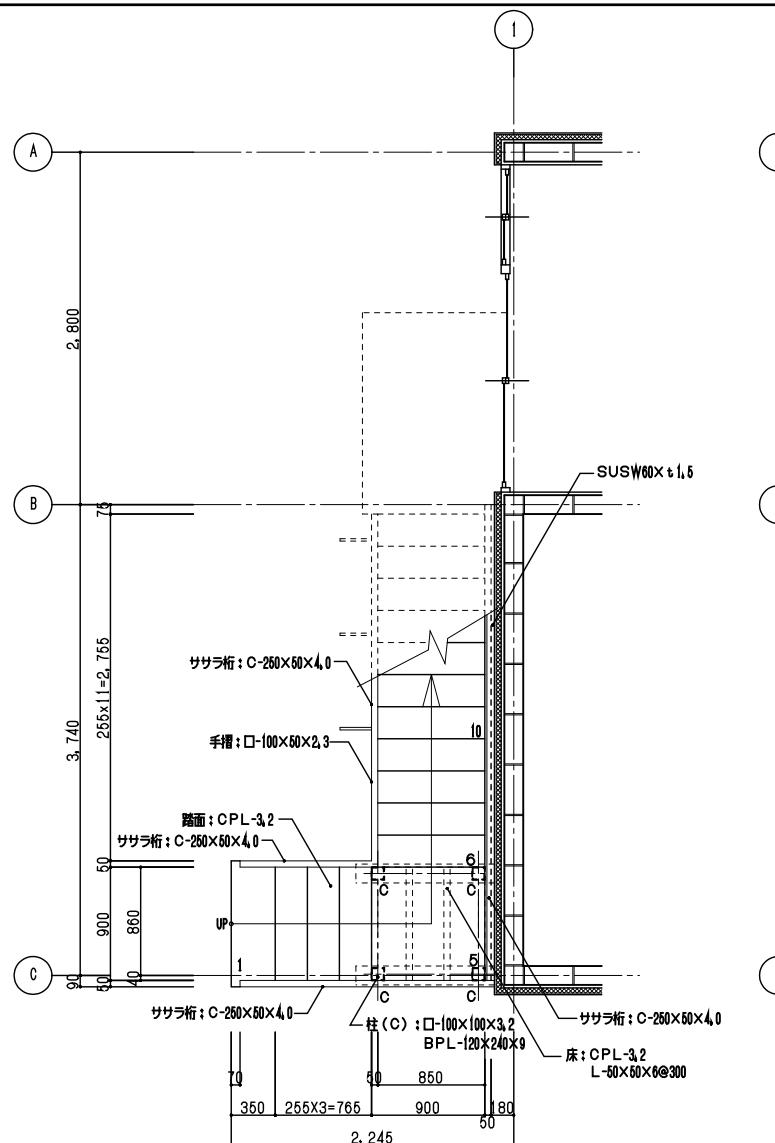




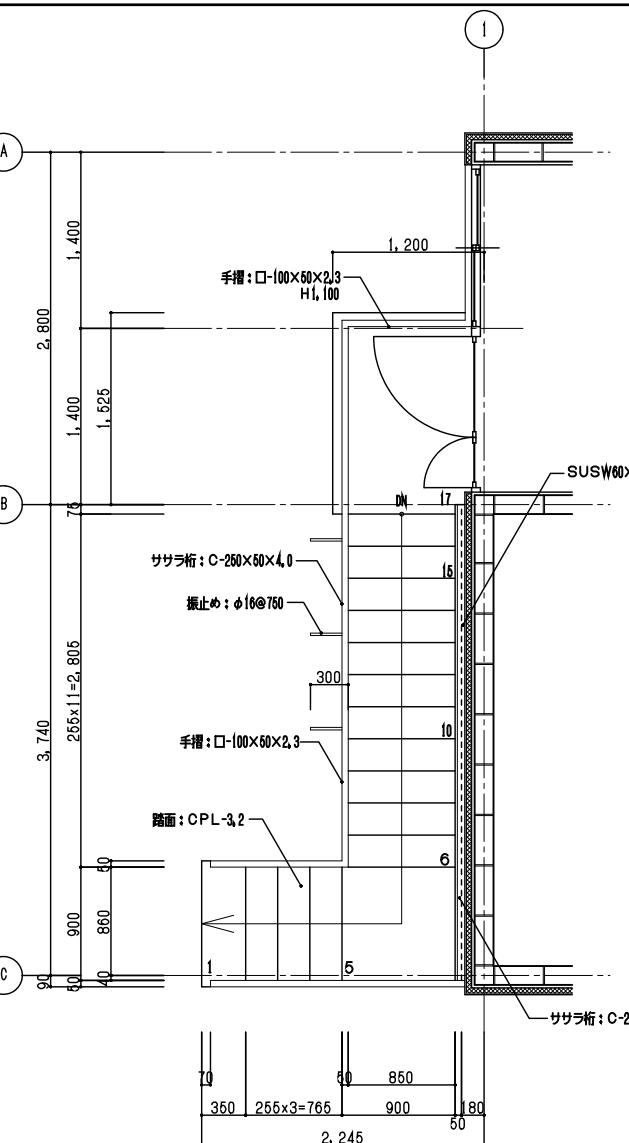
矩計図 S = 1 / 30



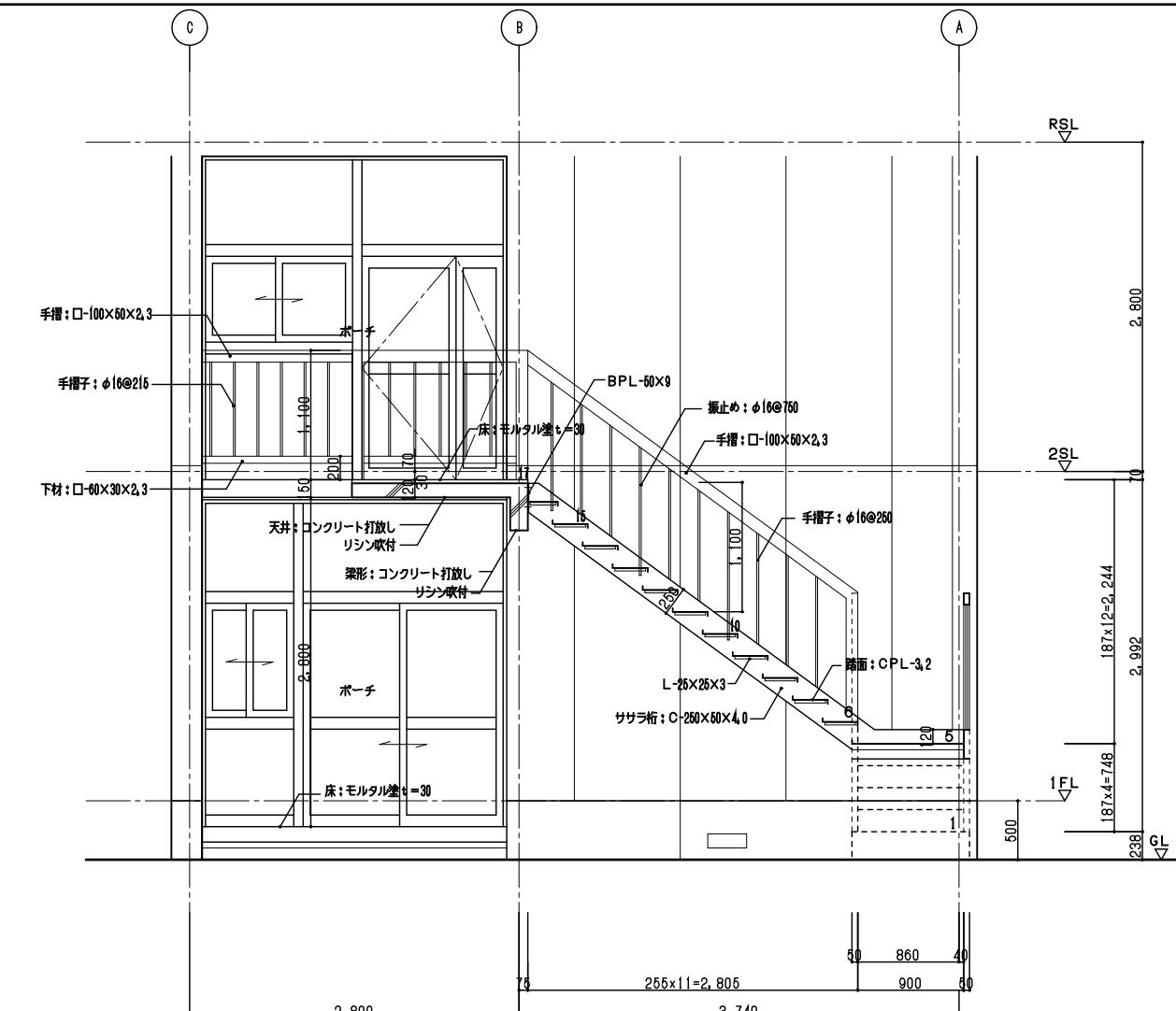
凡 例	△	シーリング10×10									岩見沢職安東町宿舎解体工事		
											宿舎3号4号 矩計図	S=1/30	A-19
											北海道労働局総務部		



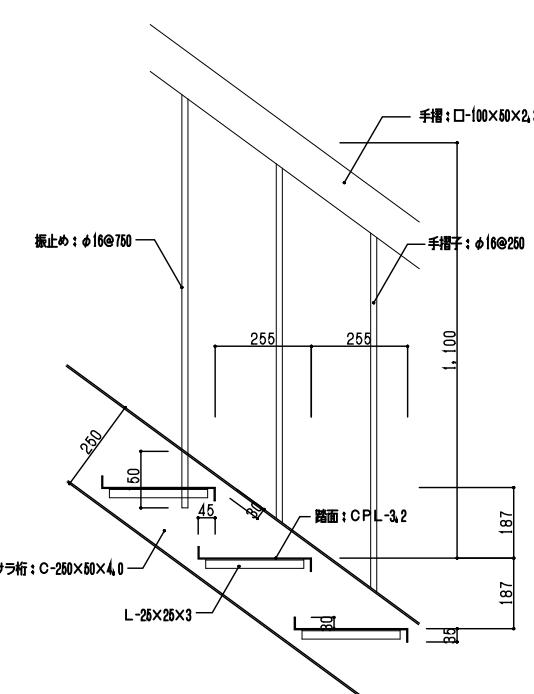
1階平面図 S=1/30



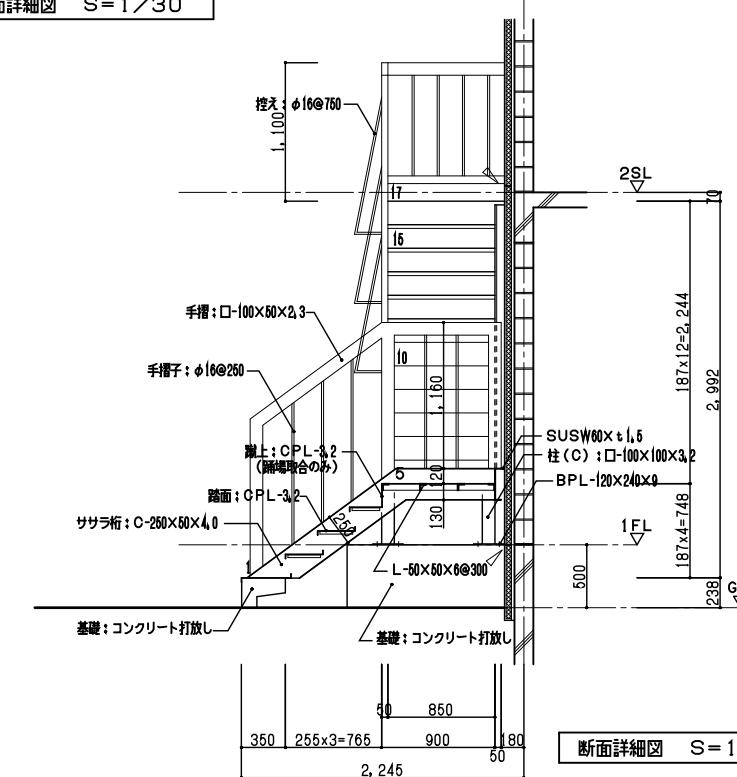
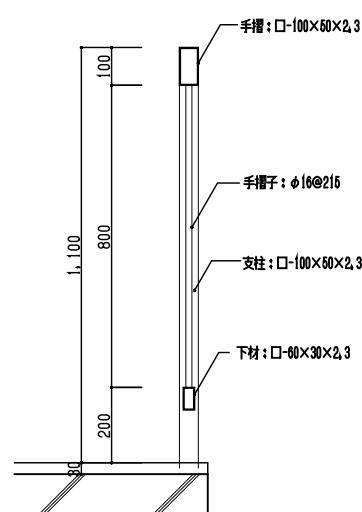
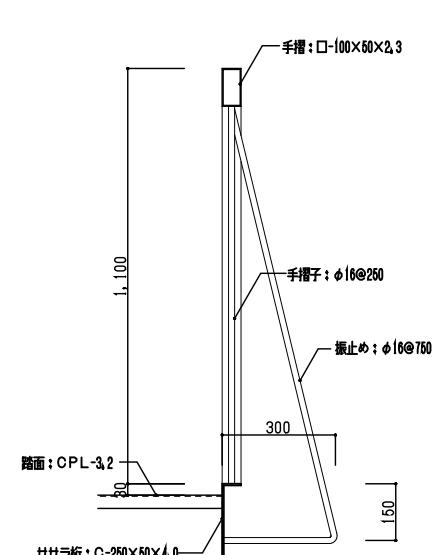
2階平面図 S=1/30



断面詳細図 S=1/30

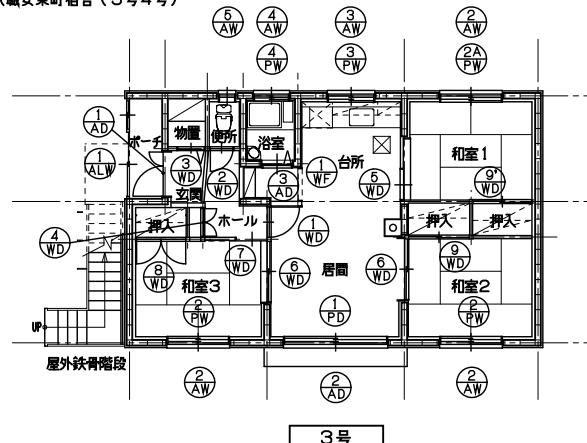


部分詳細図 S=1/10

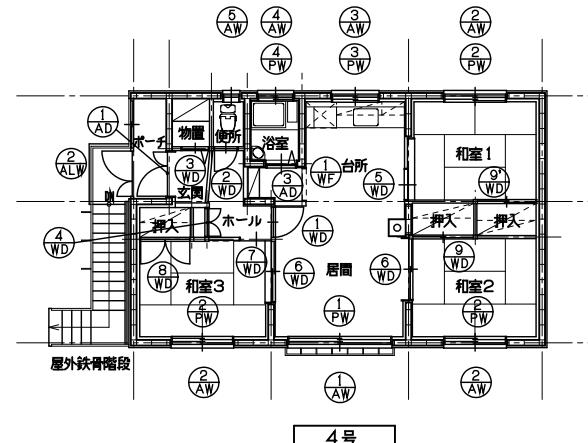


断面詳細図 S=1/30

## ■岩見沢職安東町宿舎(3号4号)



3号



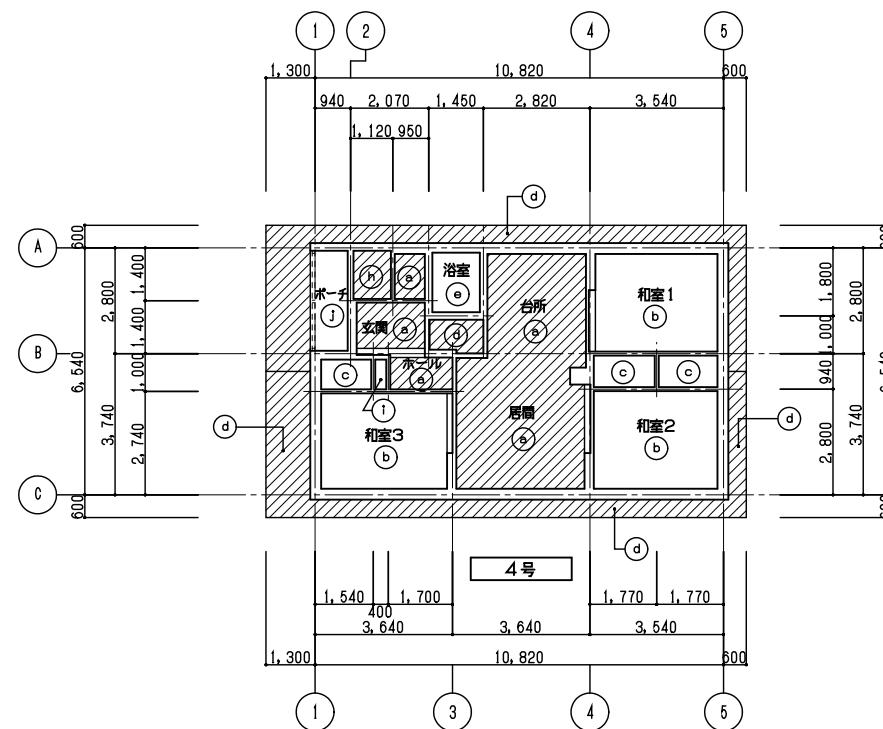
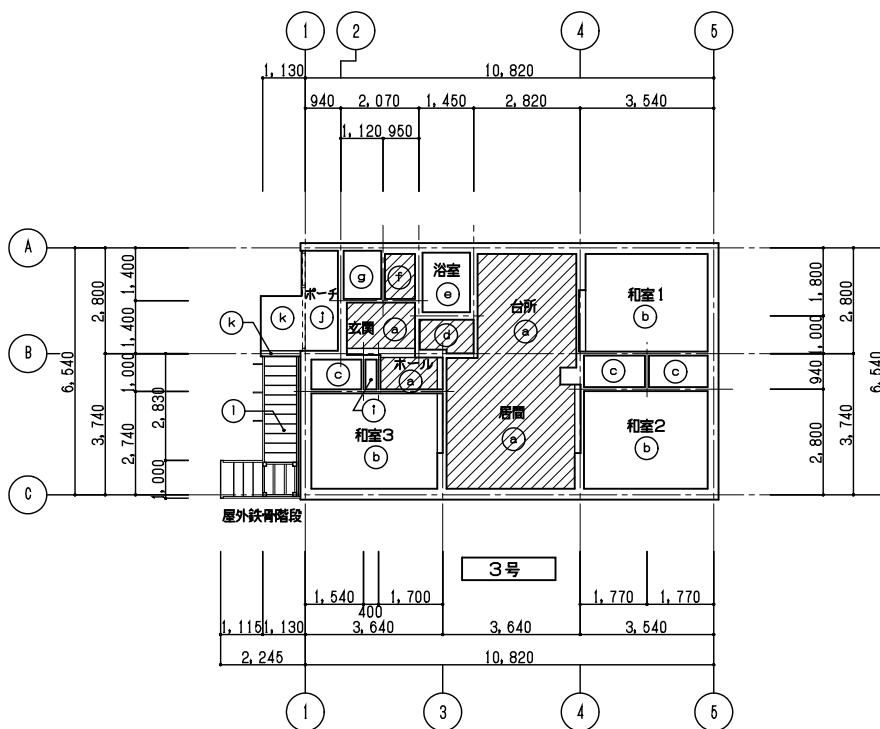
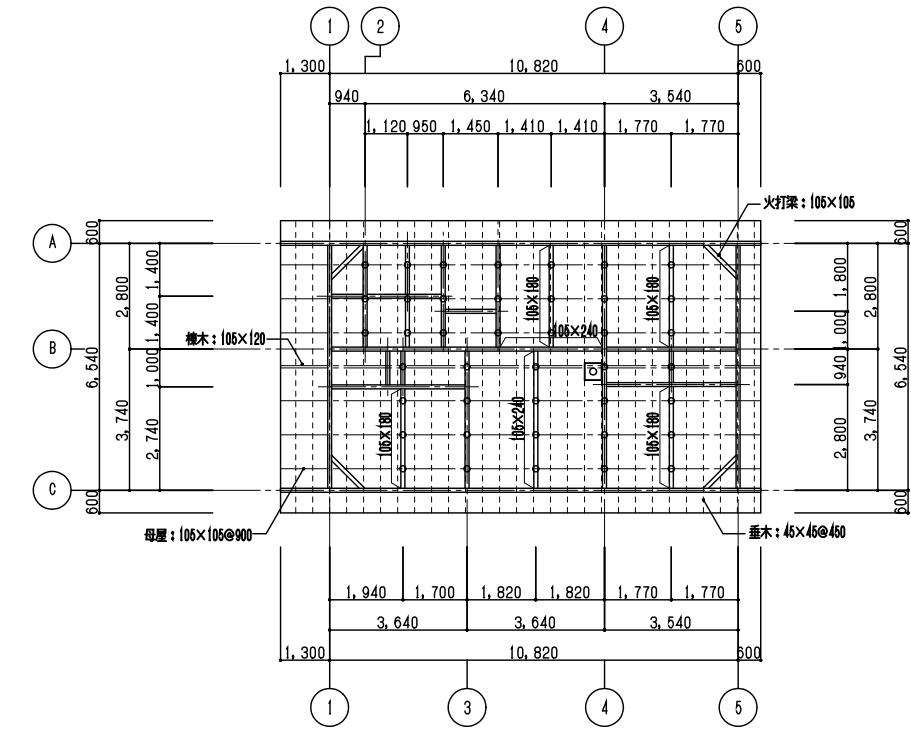
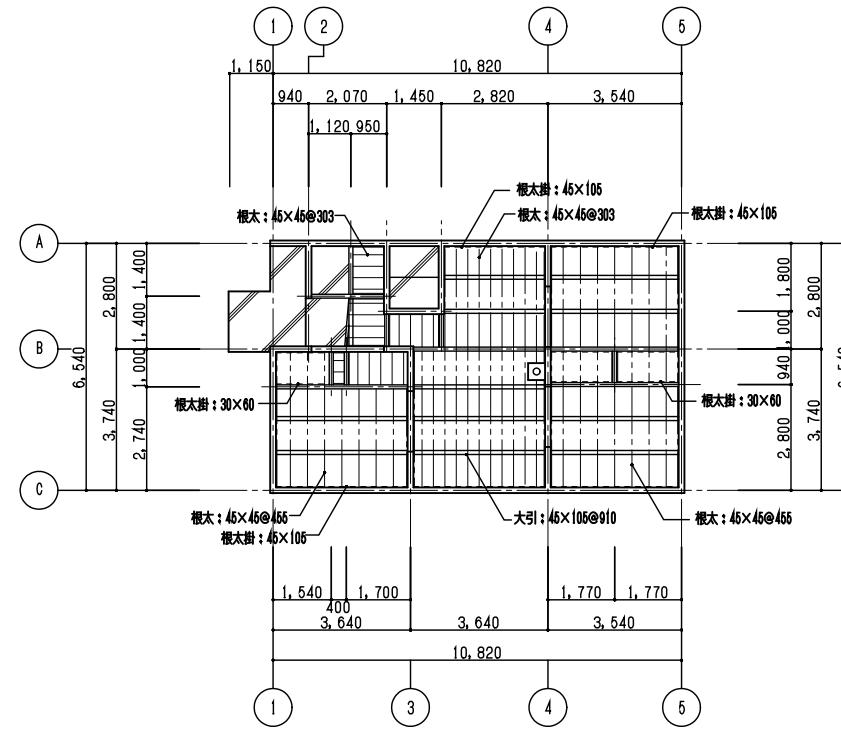
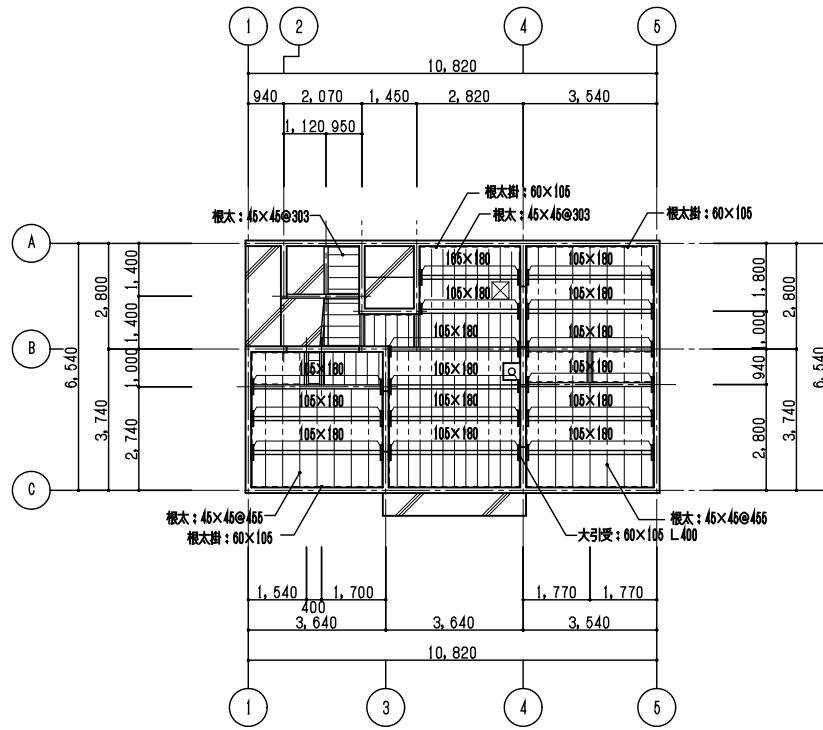
4号

符 号	1 ALW 数3号 量4号 1 見 込	70	2 ALW 数3号 量4号 1 見 込	70	数量 見 込
姿 図					
型 式	アルミ製玄関戸		アルミ製玄関戸		
硝 子	引戸・FIX・檻戸; 透明t=3		ドア・檻戸; 透明t=3 層パネル: アルミt=2		
金 物	把手、付属金物一式		把手、付属金物一式		

符 号	1 AD 数3号 量4号 1 見 込	70	2 AD 数3号 量4号 1 見 込	70	3 AD 数3号 量4号 1 見 込	60	1 AW 数3号 量4号 1 見 込	70	2 AW 数3号 量4号 3 見 込	70	3 AW 数3号 量4号 1 見 込	70	4 AW 数3号 量4号 1 見 込	70	5 AW 数3号 量4号 1 見 込	70		
姿 図																		
型 式	アルミ製ランマ付親子開きドア		アルミ製引き違い硝子戸		アルミ製硝子折戸		アルミ製引き違い硝子窓		アルミ製引き違い硝子窓		アルミ製引き違い硝子窓		アルミ製引き違い硝子窓		アルミ製引違い硝子窓		アルミ製引違い硝子窓	
硝 子	檻戸; 透明t=3 柄F IX+型板t=4		透明t=3		型板t=4		透明t=3		透明t=3		透明t=3		透明t=3		複層(透明t=3+A6+型板t=2)		複層(透明t=3+A6+型板t=2)	
金 物	提手玉、郵便受け、ドアスコープ、付属金物一式		クレセント、付属金物一式		引手、付属金物一式		クレセント、付属金物一式		クレセント、付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
符 号	1 PD 数3号 量4号 1 見 込	70	2 PW 数3号 量4号 1 見 込	70	2 PW 数3号 量4号 3 見 込	70	2 AW 数3号 量4号 1 見 込	70	3 PW 数3号 量4号 1 見 込	70	4 PW 数3号 量4号 1 見 込	70	1 WD 数3号 量4号 1 見 込	33	2 WD 数3号 量4号 1 見 込	33		

姿 図																		
型 式	樹脂製引違い硝子戸																	
金 物	上部: 透明t=3 下部: 型板t=4																	
硝 子	上部: 透明t=3 下部: 型板t=4																	
符 号	1 WD 数3号 量4号 1 見 込	30	2 WD 数3号 量4号 1 見 込	30	3 WD 数3号 量4号 1 見 込	30	4 WD 数3号 量4号 1 見 込	30	5 WD 数3号 量4号 2 見 込	30	6 WD 数3号 量4号 2 見 込	30	7 WD 数3号 量4号 1 見 込	30	8 WD 数3号 量4号 1 見 込	30	9 WD 数3号 量4号 1 見 込	30

姿 図		
型 式	木製折戸(片面化粧合板t=2.5)	
金 物	—	
硝 子	引手、付属金物一式	

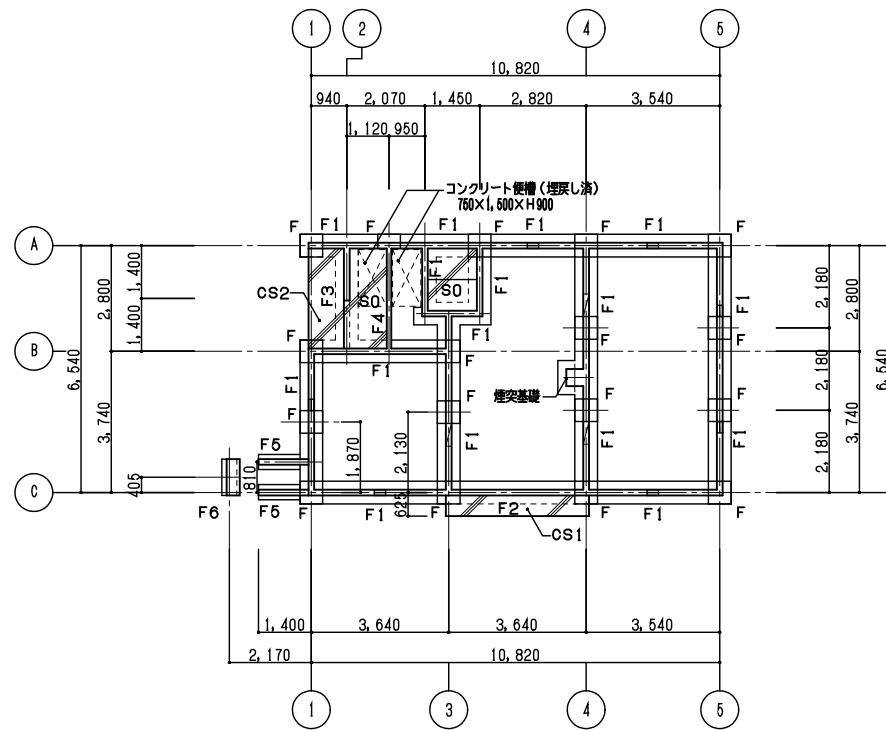


天井伏図	
(a)	化粧石膏ボード t=9
(b)	木目調化粧石膏ボード t=9
(c)	石膏ボード t=9
(d)	フレキシブルボード t=4 VP塗
(e)	硬質増強パネル t=9
(f)	化粧石膏ボード t=9+ビニルクロス張
(g)	ウレタン吹付 t=30
(h)	フレキシブルボード t=4
(i)	ラワン合板 t=4
(j)	コンクリート打放し リシン吹付+防水形複層塗材E
(k)	コンクリート打放し リシン吹付
(l)	屋外鉄骨階段 DP塗
アスペスト含有建材を示す	

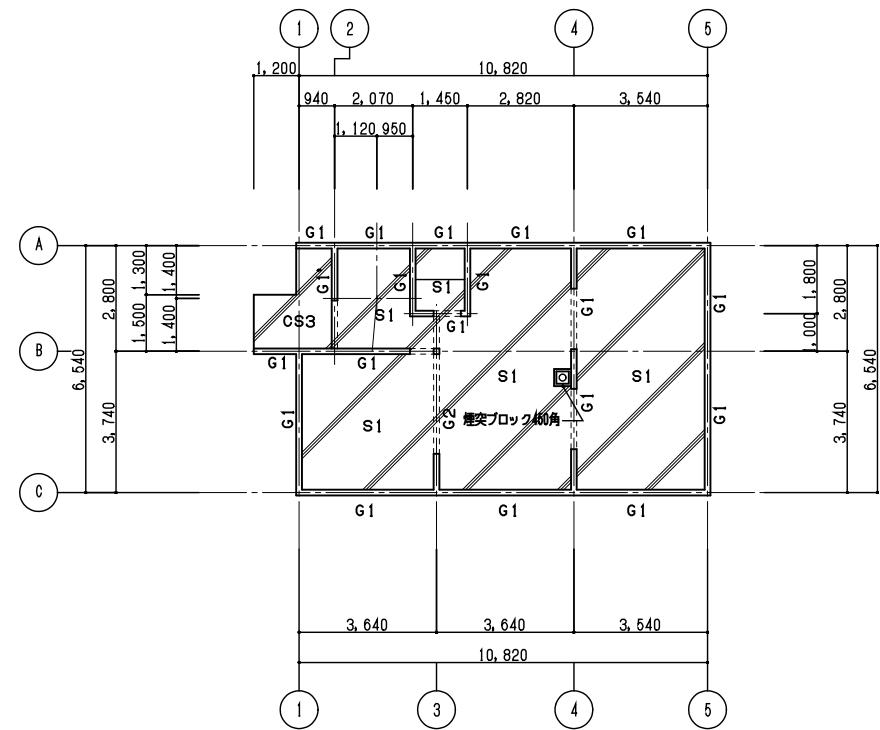
凡 例	1階床伏図		2階床伏図		小屋伏図		岩見沢職安町宿舎解体工事					
	—	土台: 105×105	—	棚太: 60×105	—	土台: 45×105 (特記なき限り)	—	棚太: 45×105, 30×60	—	桁: 105×105 頭つなぎ: 105×105	—	檜木: 105×120
	—	大引: 105×105 (特記なき限り)	—	棚太: 45×45@303	—	大引: 45×45@910	—	棚太: 45×45@303 (和室以外)、45×45@455 (和室)	—	小屋梁: 105×105	—	母屋: 105×105@900以内
	—	棚太: 45×45@303 (和室以外)、45×45@455 (和室)				○		小屋束: 105×105@1,800以内				北海道労働局総務部

A-22

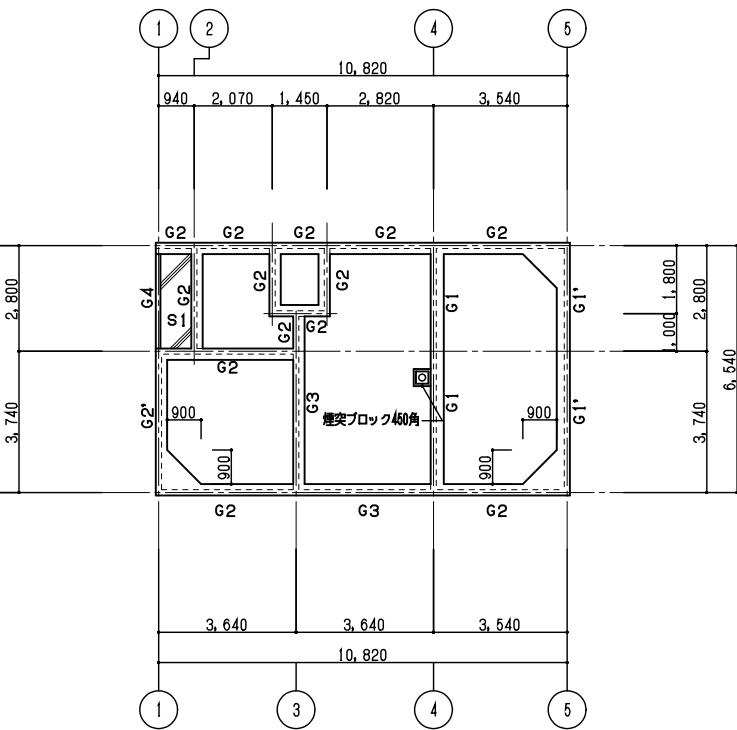




基礎伏図 S=1／100

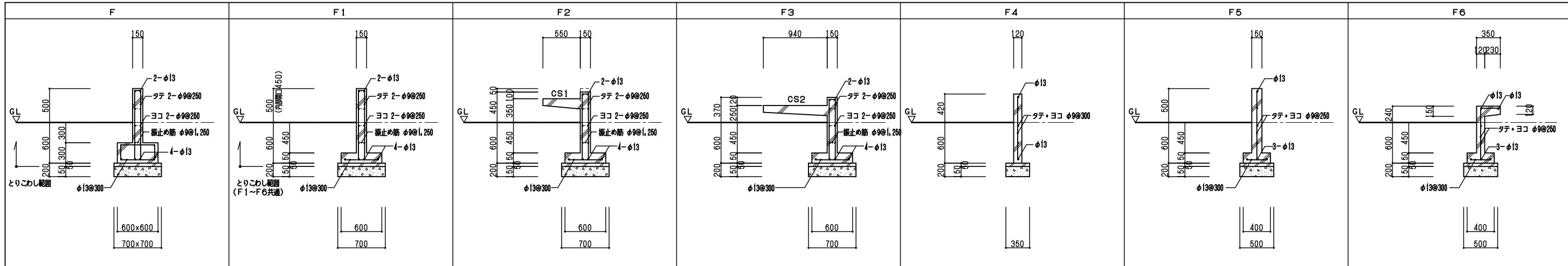


## 2階臥梁伏図 S=1/100

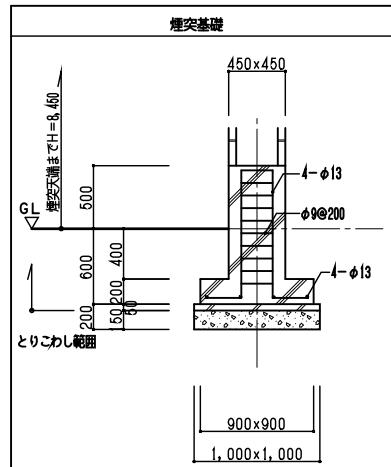


R階臥梁伏図 S=1/100

基礎リスト



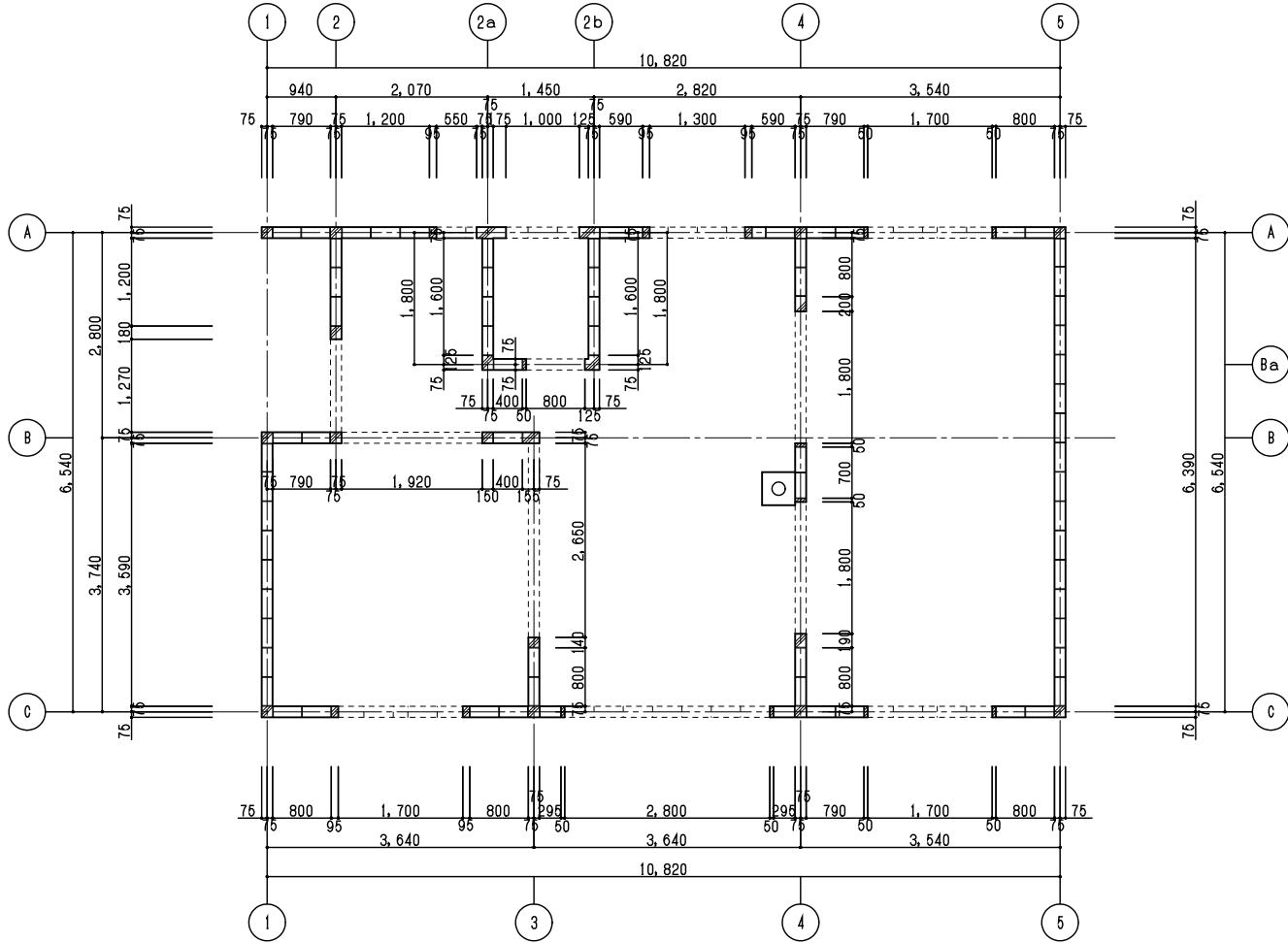
## ■ 臥梁リスト



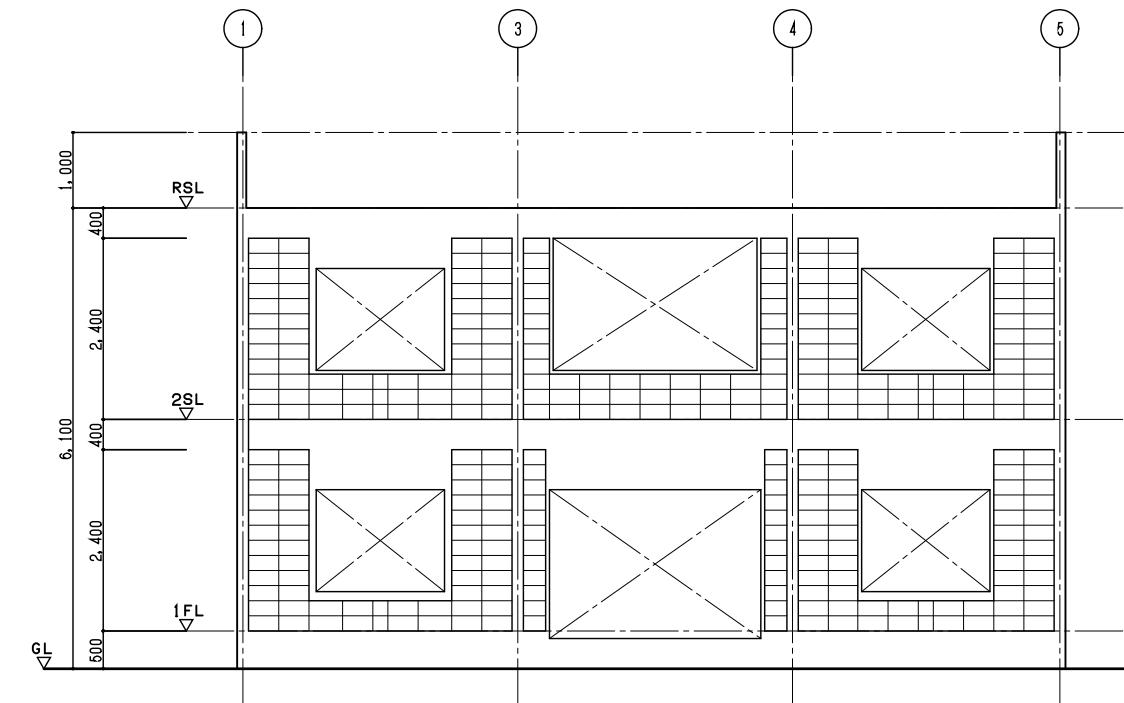
## ■ スラブリスト

符 号	厚さ	位置	短辺 方 向		長辺 方 向	
			端 部	中 央	端 部	中 央
S0	120		$\phi 9@250$		$\phi 9@250$	
S1	120	上端筋	$\phi 9 + \phi 13 @ 200$		$\phi 9 + \phi 13 @ 250$	
		下端筋	$\phi 9 @ 400$	$\phi 9 @ 200$	$\phi 9 @ 500$	$\phi 9 @ 250$
CS1	100~150			$\phi 9 @ 250$		$\phi 13 @ 200$
CS2	100~150	上端筋		$\phi 9 + \phi 13 @ 200$		$\phi 9 @ 300$
		下端筋		$\phi 9 @ 600$		$\phi 9 @ 400$
CS3	120	上端筋		$\phi 9 @ 250$		$\phi 9 @ 300$
		下端筋		$\phi 13 @ 250$		$\phi 9 @ 500$

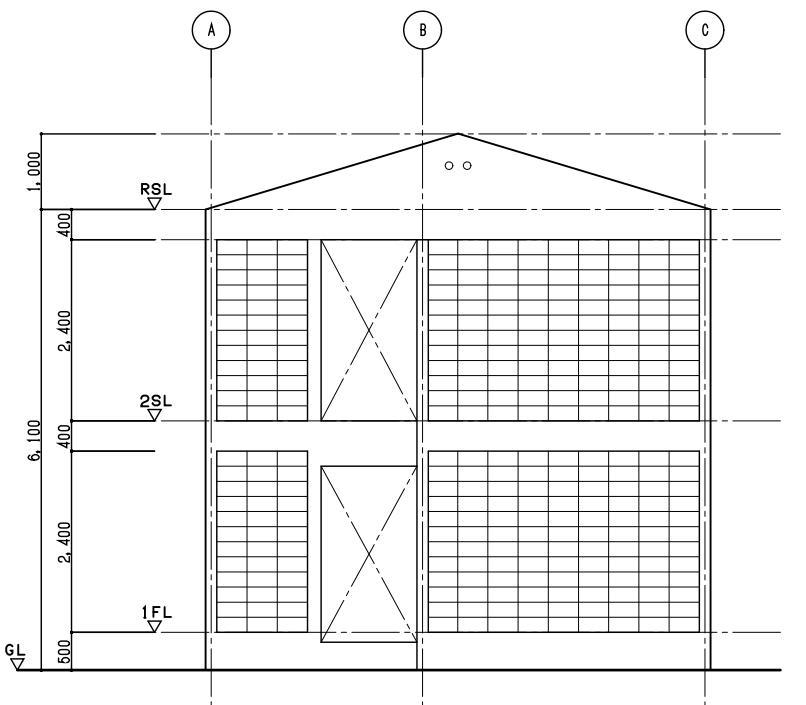
基礎・伏図							2階引抜梁伏図							岩見沢職安東町宿舎解体工事				
凡 例	SD	土間コンクリート $t=10$ (有筋)	≡	床下換気孔(鉄製W330×H120)	S1	コンクリートスラブ $t=10$ (有筋)								宿舎3号4号 基礎伏図・臥梁伏図・リスト S=図示				
	CS1	コンクリートスラブ $t=100\sim150$ (有筋)	—	人通孔(600×390)	CS3	コンクリートスラブ $t=10$ (有筋)								A-24				
	CS2	コンクリートスラブ $t=100\sim150$ (有筋)		※基礎解体に際し、木杭の有無について確認のうえ監督職員に報告すること。										北海道労働局総務部				



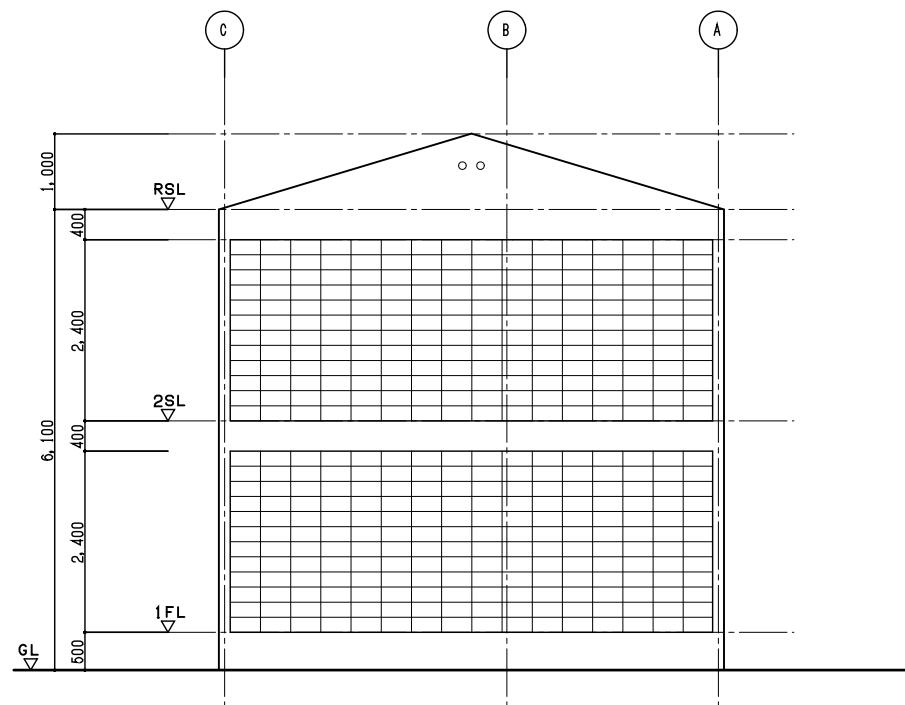
ブロック割平面図 S=1/50



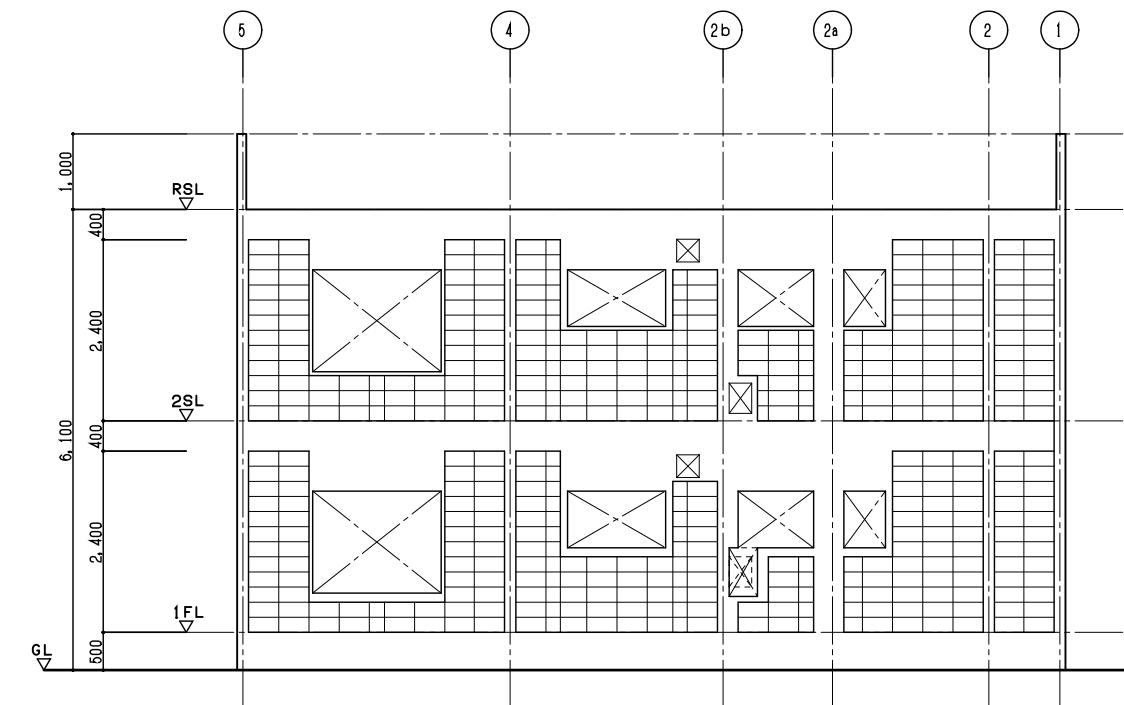
C通ブロック割図 S=1/50



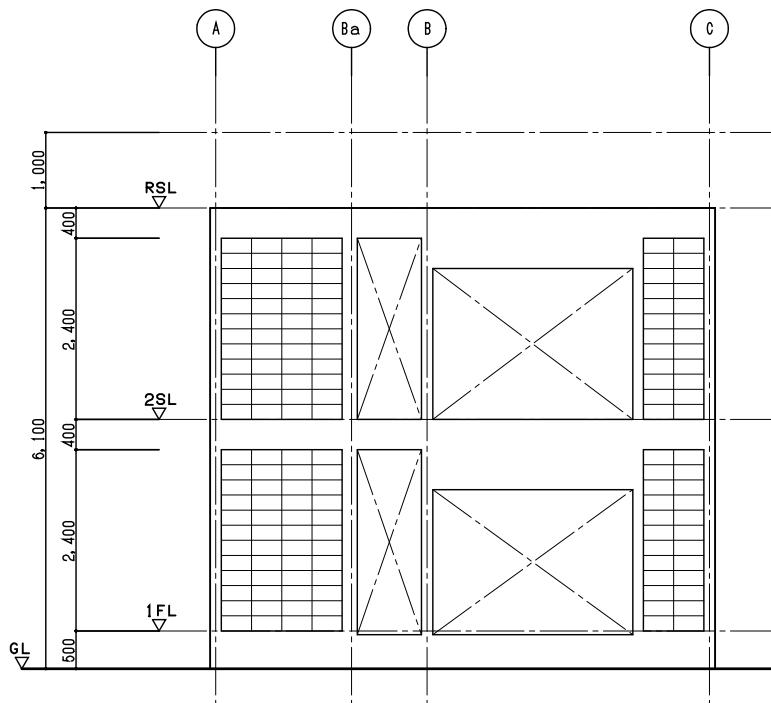
1通・2通ブロック割図 S=1/50



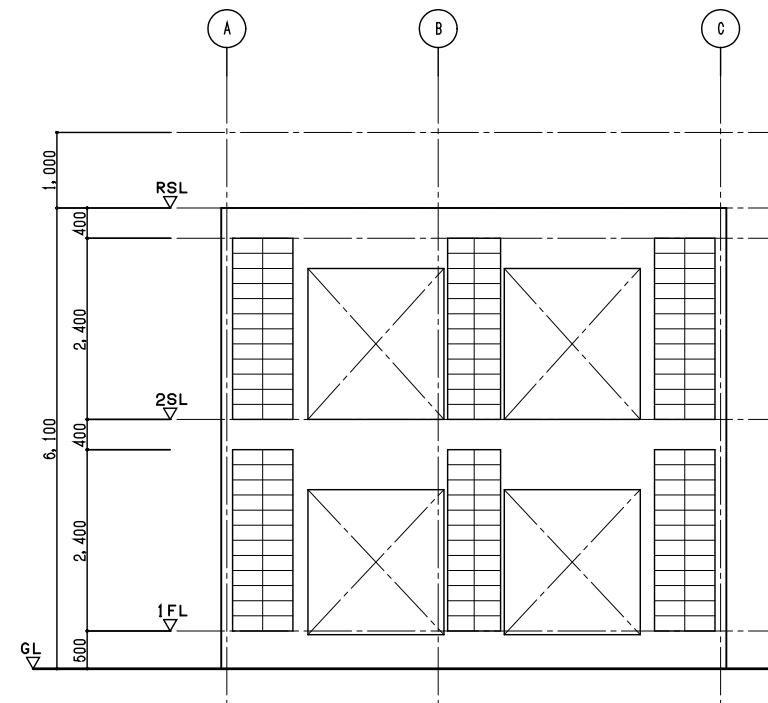
5通ブロック割図 S=1/50



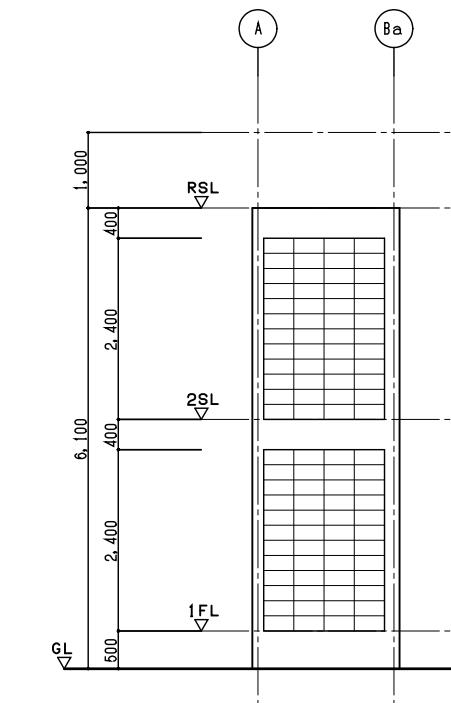
A通ブロック割図 S=1/50



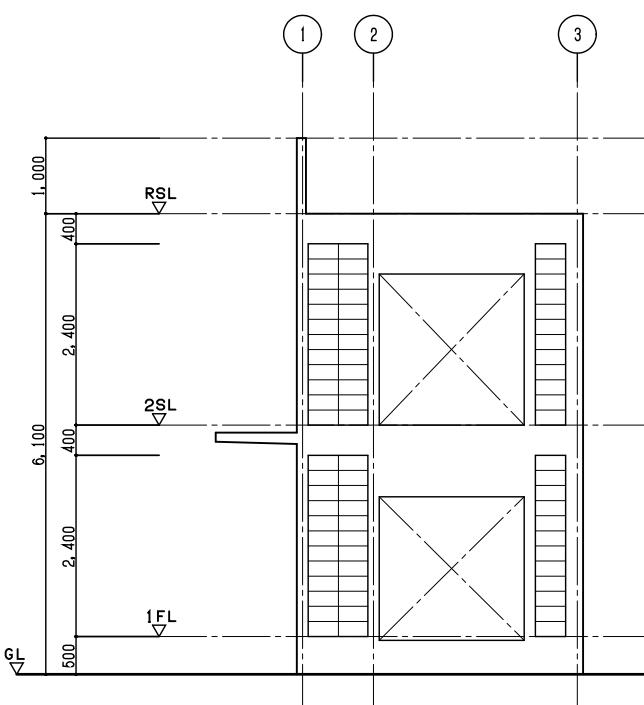
3通・2a通ブロック割図 S=1/50



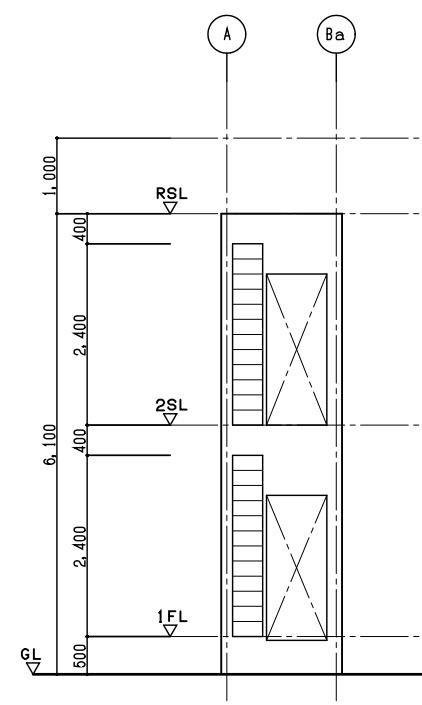
4通ブロック割図 S=1/50



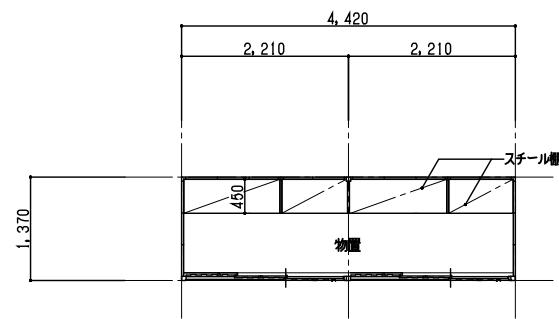
2b通ブロック割図 S=1/50



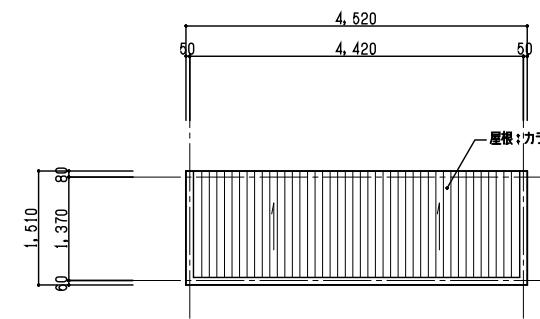
B通ブロック割図 S=1/50



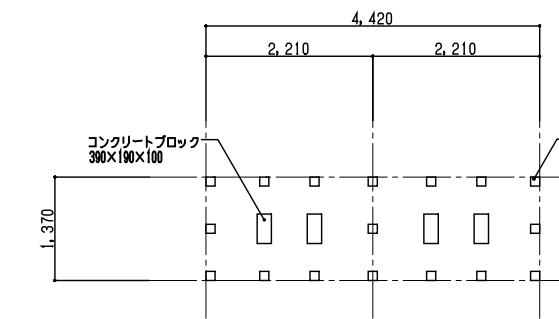
Ba通ブロック割図 S=1/50



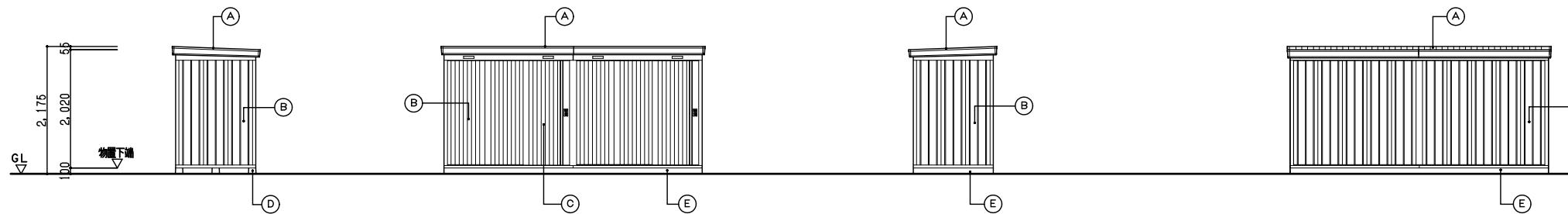
平面図 S=1/50



屋根伏図 S=1/50



基礎伏図 S=1/50



東立面図 S=1/50

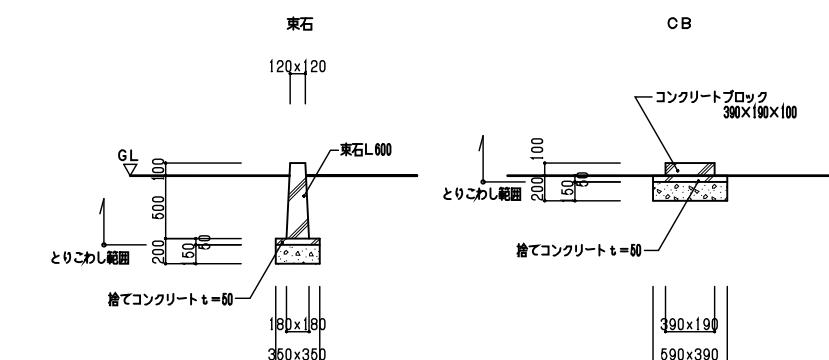
南立面図 S=1/50

西立面図 S=1/50

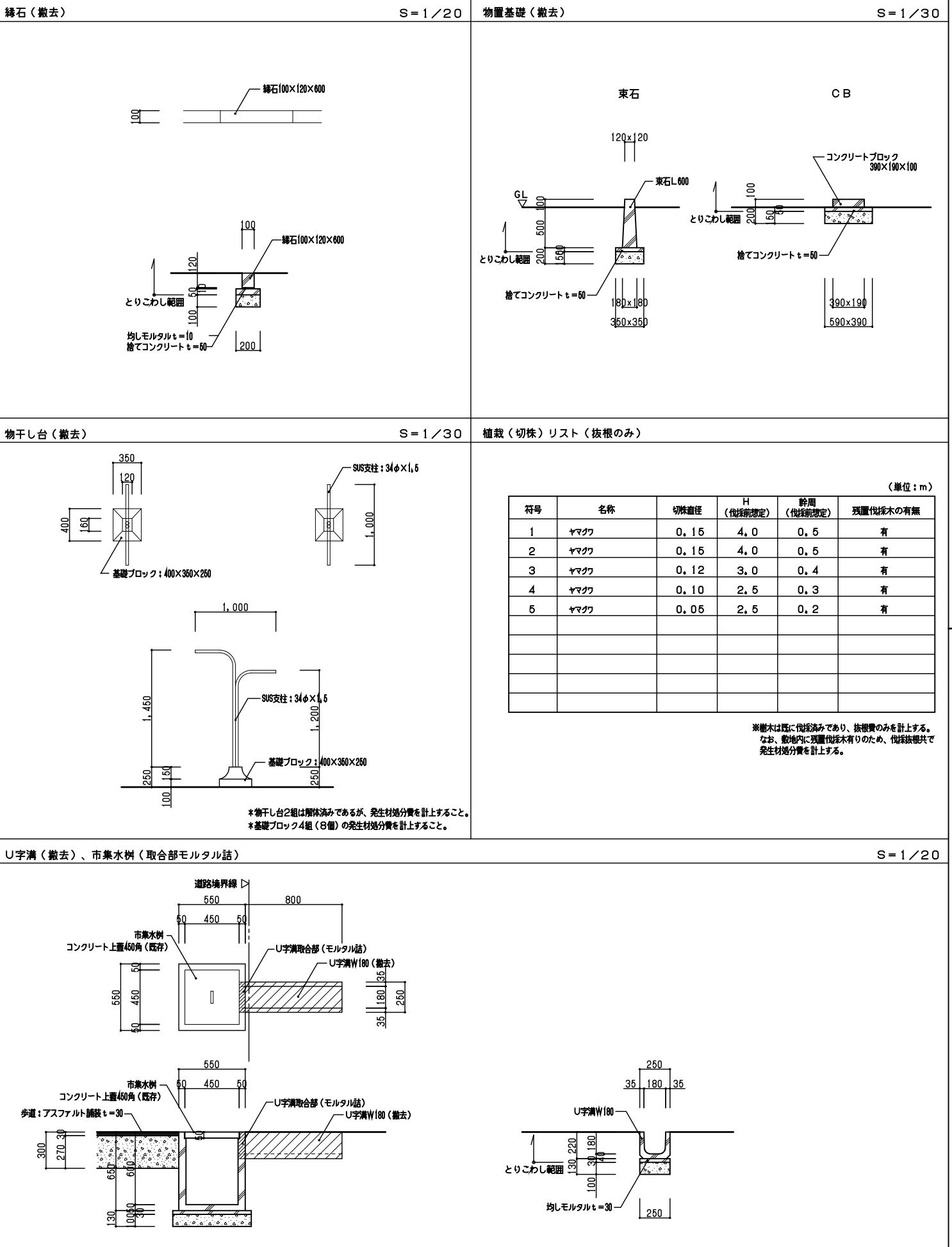
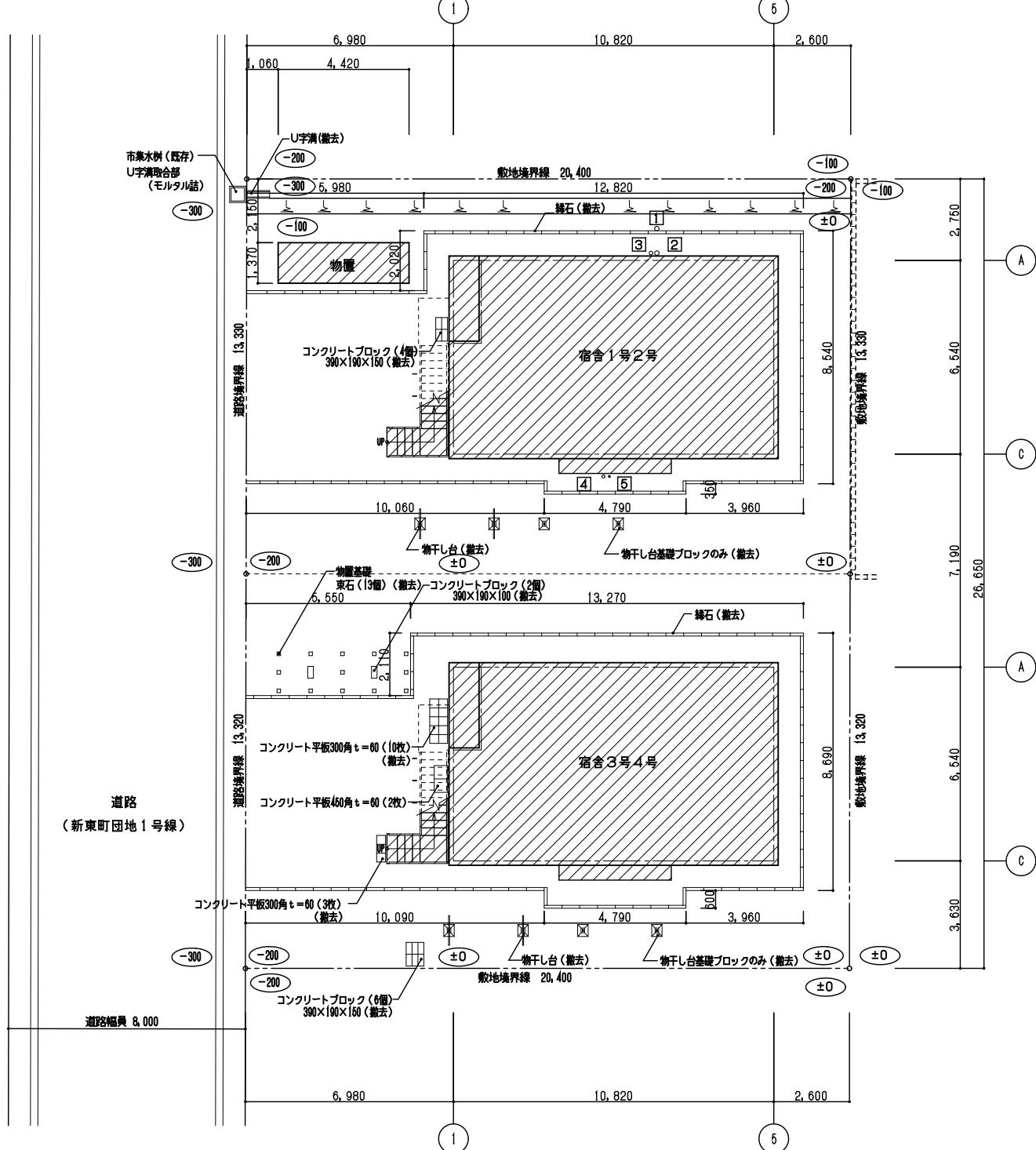
北立面図 S=1/50

面積表	
建築面積	4,420 × 1,370 = 6,06m <sup>2</sup>
延べ面積	4,420 × 1,370 = 6,06m <sup>2</sup>

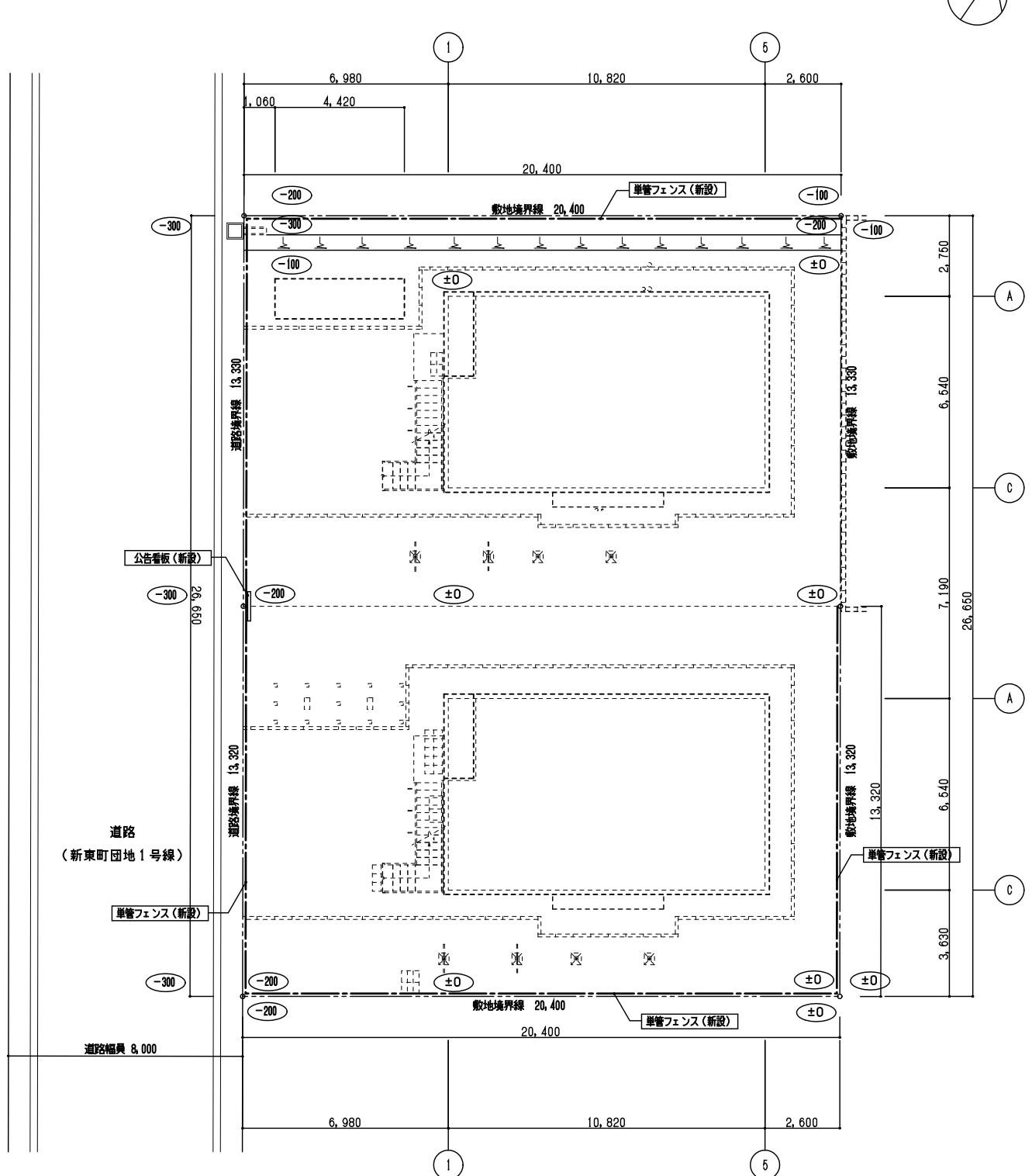
構造概要		内部仕上	
壁 体	軽量鉄骨プレハブ造	床	カラー鋼板裏 t=1.0
		巾 木	—
外部仕上		壁	—
基 壓	東石	天 井	—
屋 根	カラー鋼板裏 t=0.6	回り縁	—
外 壁	カラー鋼板裏 t=0.6	天井高	直 天
軒 天	カラー鋼板裏面表し		



凡 例	立面図								岩見沢職安東町宿舎解体工事	
	(A)	カラー鋼板裏 t=0.6	(D)	東石						
	(B)	カラー鋼板裏 t=0.6	(E)	鋼板H100×t=2.3						
	(C)	スチール製引戸 W760×H1,770							物置 平面図・立面図・伏図・仕上表 S=1/50	A-27
									北海道労働局総務部	



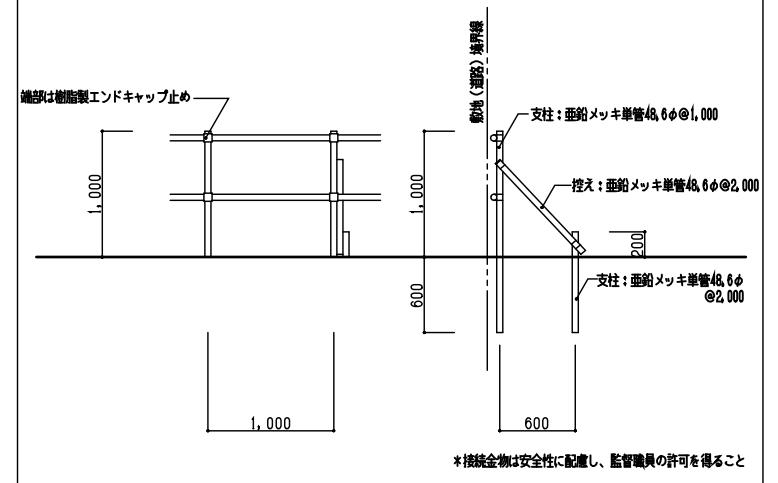
凡例	外構図 (撤去)					岩見沢職安東町宿舎解体工事		
		縁石 (撤去)		植栽 (抜根)		とりこわし建物を示す	外構図 (解体前)	
		物干し台 (撤去)					S=図示	A-28



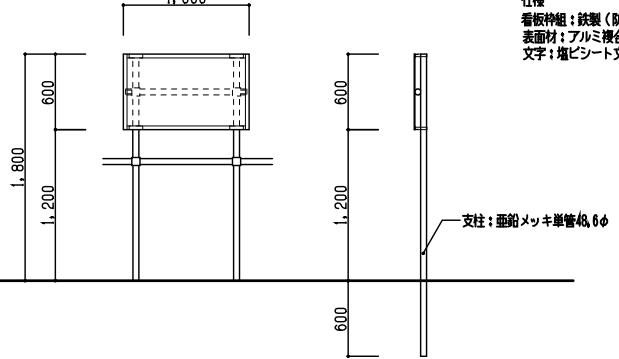
単管フェンス（新設） S=1 / 30

S = 1 / 30 | 公告看板（新設）

$S = 1/10$      $S = 1/30$



\*接続金物は安全性に配慮し、監督職員の許可を得ること



**仕様**  
看板枠組：鉄製（防錆塗装）  
表面材：アルミ複合板 t=3  
文字：塩ビシート文字

## 壳却予定 国有地

## 北海道労働局管理地

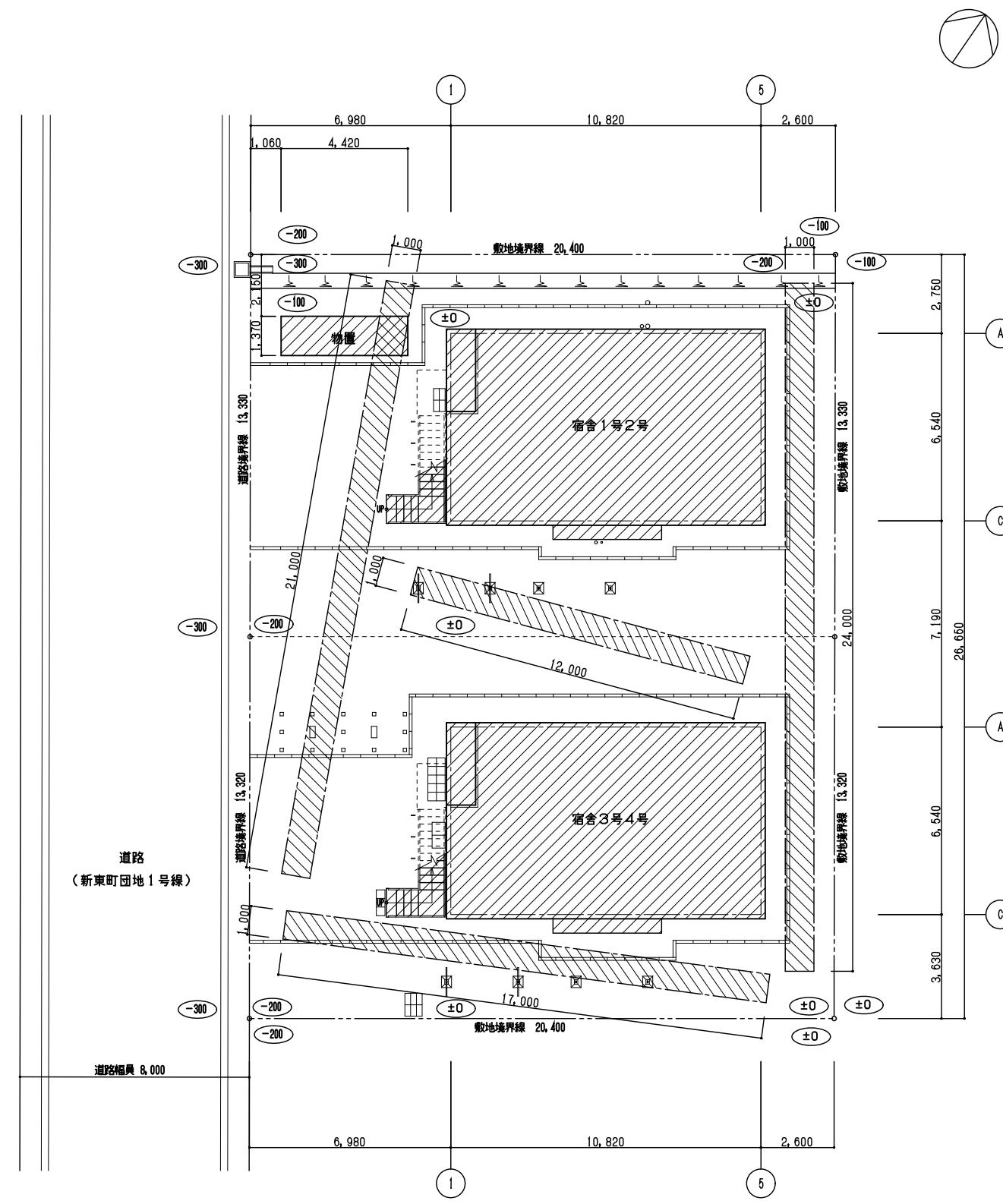
詳しくは下記まで問い合わせ下さい。  
北海道労働局総務部総務課

海道労働局総務部総務課  
011-700-5451(平日8:30~17:15)

海道労働局ホームページ

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

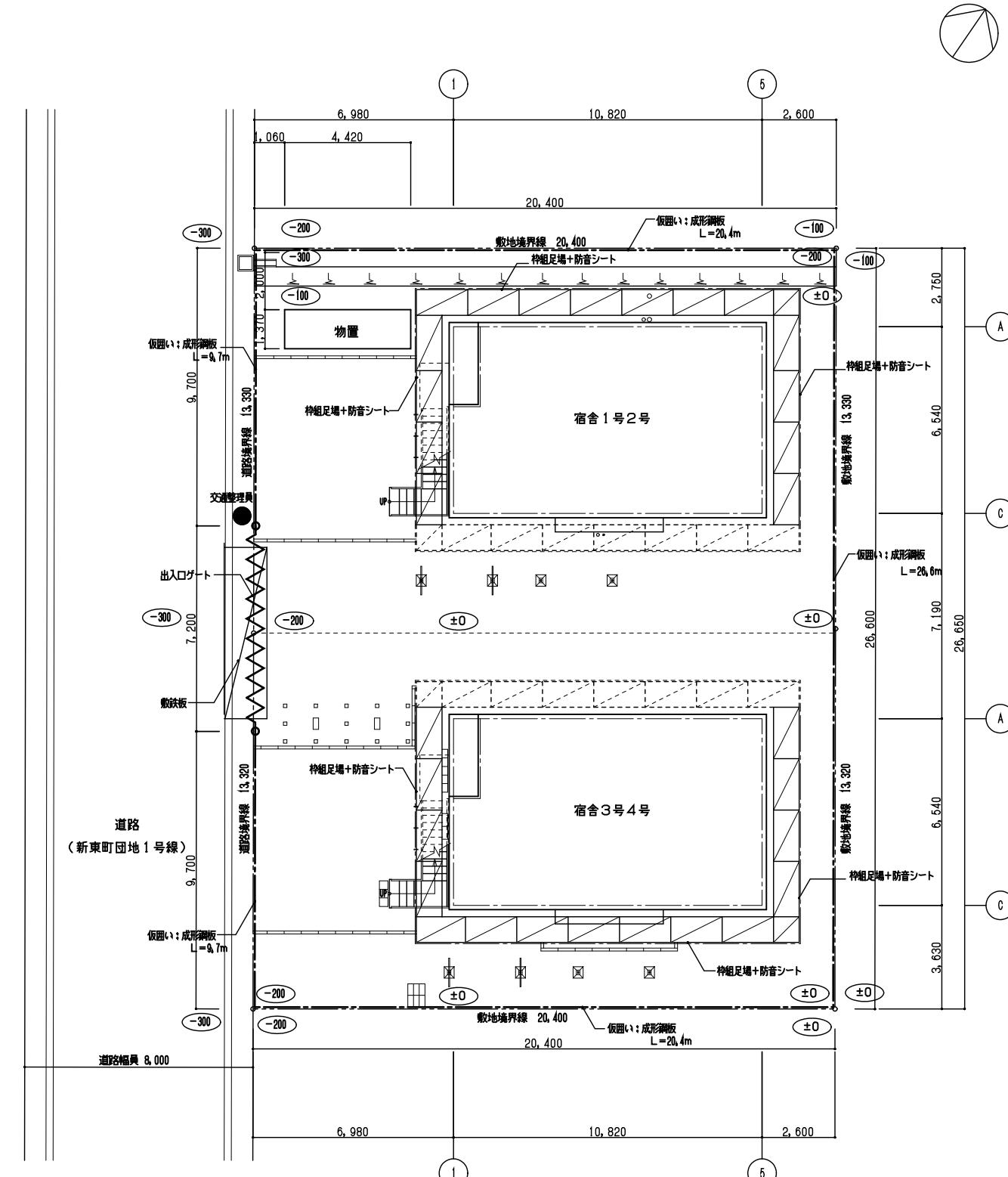
凡 例	外構図(新設)							岩見沢職安東町宿舎解体工事		A-29
	———	樹管フェンスH1,000(新設) L=80.8m								
	———	公告看板W1,000×H600(新設)								



\*建物解体後、巾1.0m程度、深さ1.0mを掘削し、地中埋設物の有無を確認後、掘削部全体を写真撮影し、監督職員に報告する。  
その後、監督職員の監視下で下廻りを行なう。

その後、監督職員の指示の上埋戻しを行うこと。  
なお、確認された地中埋設物の取り扱いについては、監督職員との協議による。

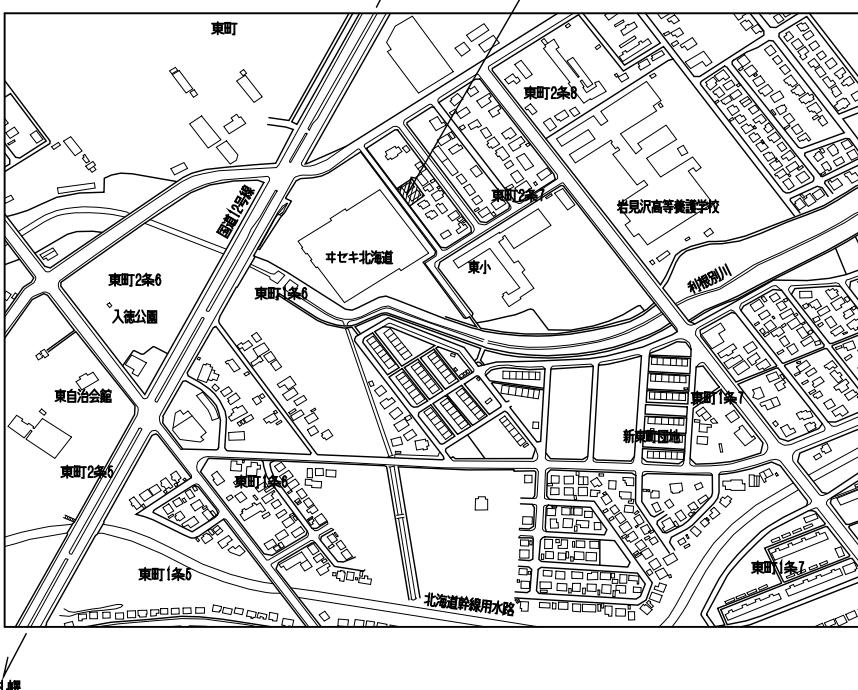
地中埋設物調査位置図 S=1/100



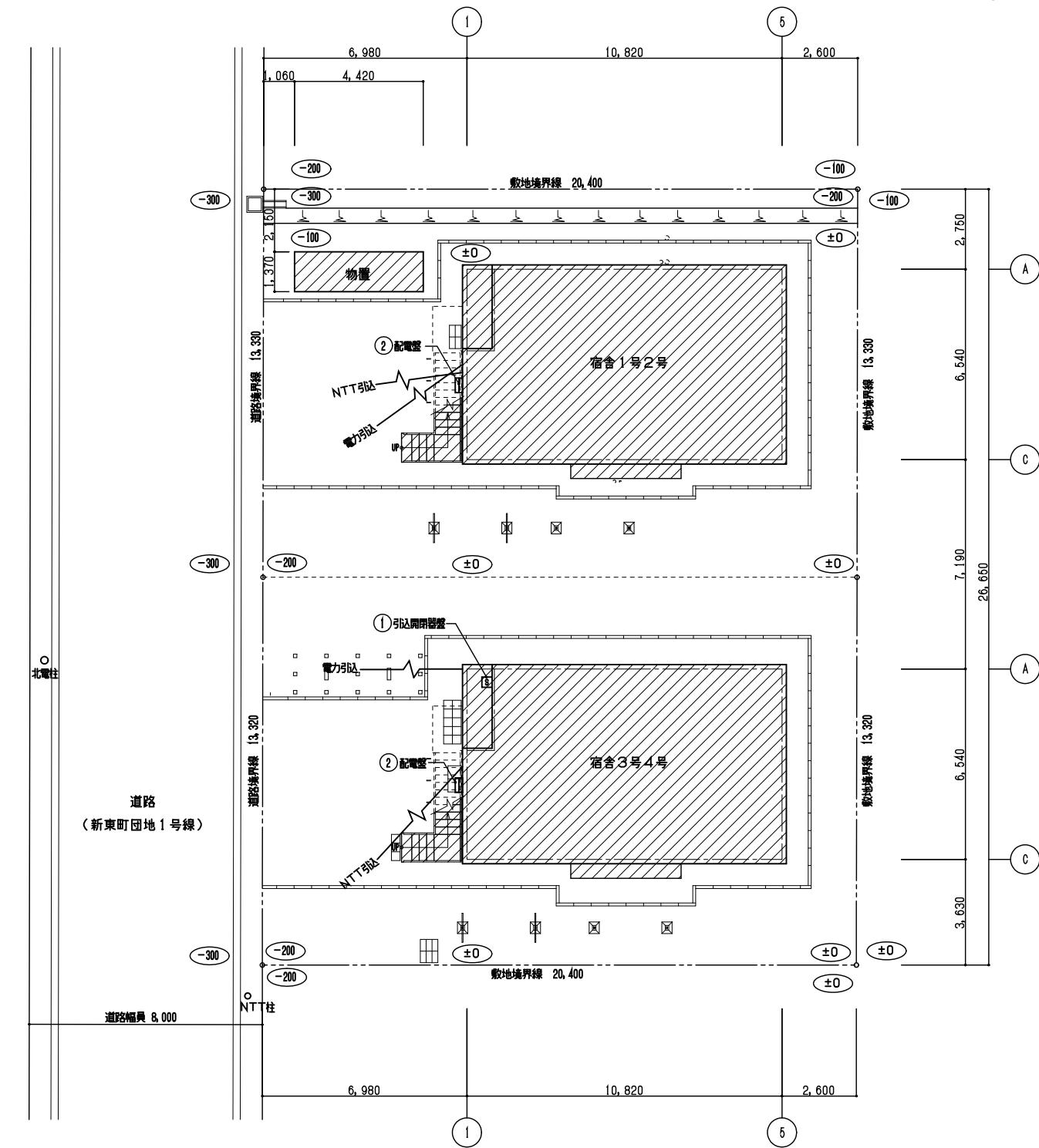
凡 例	———	仮囲い(成形鋼板) H=3m		出入口ゲート(クロスゲート) W=1,2m H=1,8m程度		柱組足場(手摺先行) 防音シート		とりこわし建物を示す	岩見沢職安東町宿舎解体工事	A-31
				敷設鋼板 8,000×1,500×22						
			●	交通整理員						



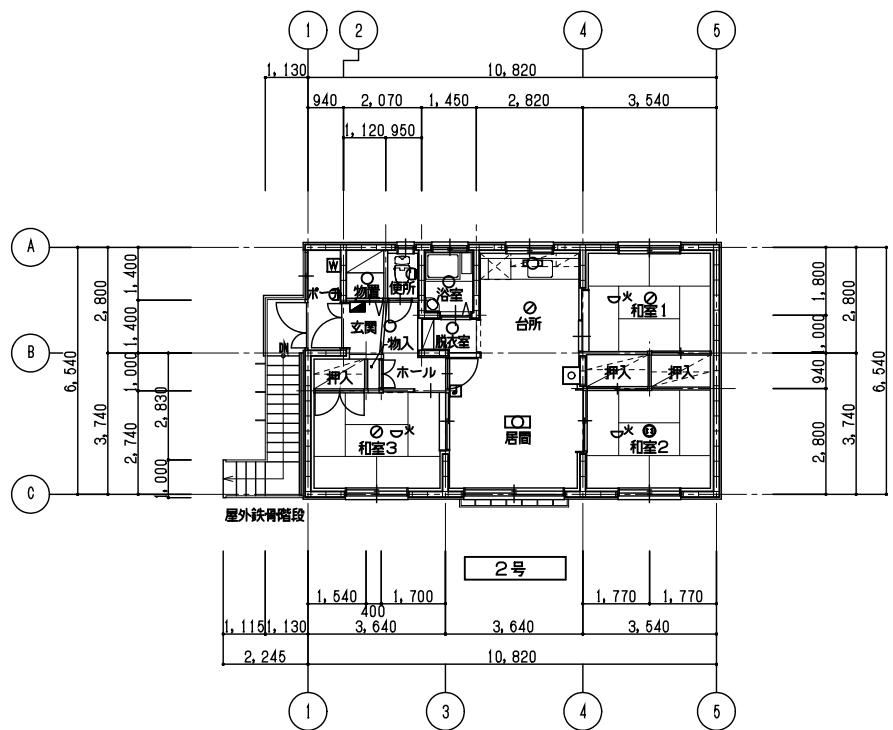
至美唄 工事場所：岩見沢市東町2条7丁目1000-2



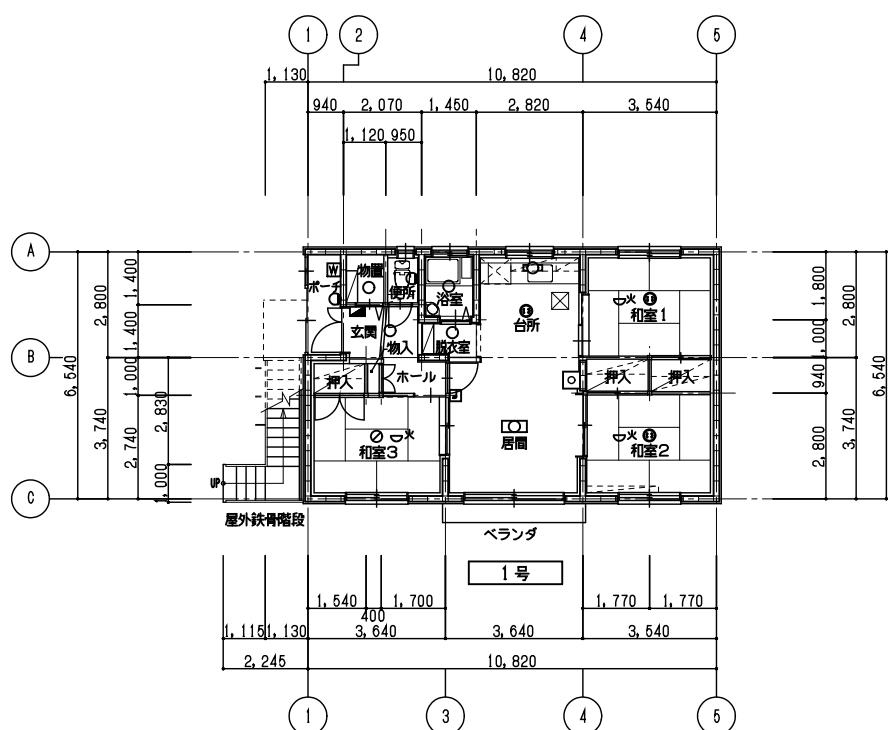
案内図 S=1/non



配置図 S=1/100



2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

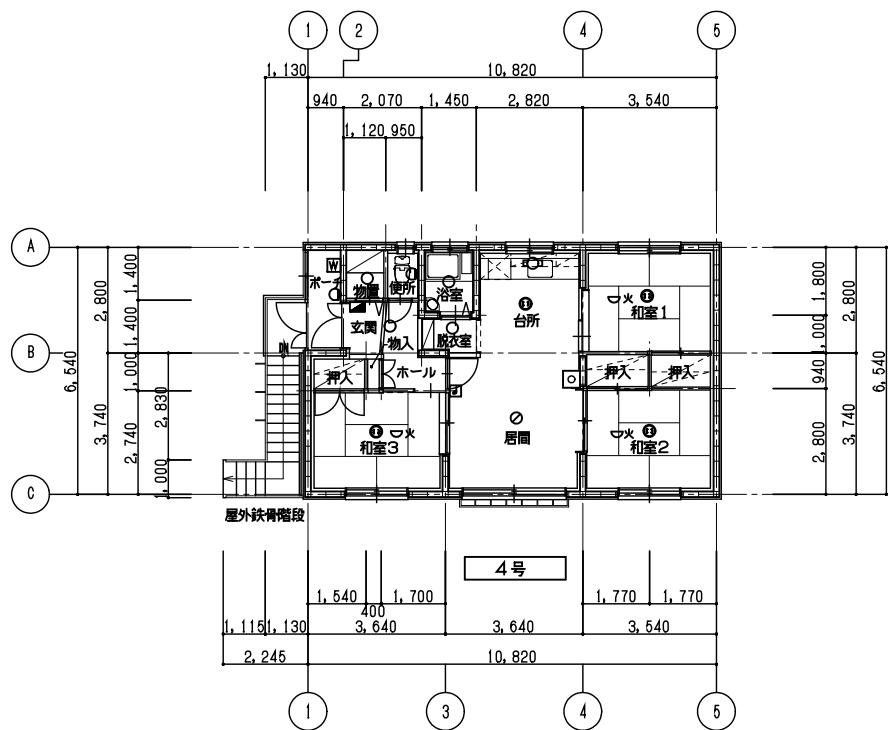
凡 例	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅用分電盤	<input type="radio"/>	白熱灯（シーリングライト）	<input type="checkbox"/>	呼び出しチャイム（AC100V）									岩見沢職安東町宿舎解体工事	
	<input checked="" type="checkbox"/>	蛍光灯（吊下）	<input type="radio"/>	白熱灯（ブレケット）	<input type="checkbox"/>	住宅用火災警報器									宿舎1号2号 電気設備平面図	S=1/100
	<input checked="" type="checkbox"/>	蛍光灯（シーリングライト）	<input checked="" type="radio"/>	引掛シーリング（器具なし）	<input type="checkbox"/>	精算電力計箱									E-02	
	<input type="checkbox"/>	蛍光灯（コードペンダント）													北海道労働局総務部	

## 2号宿舍 撤去機器表

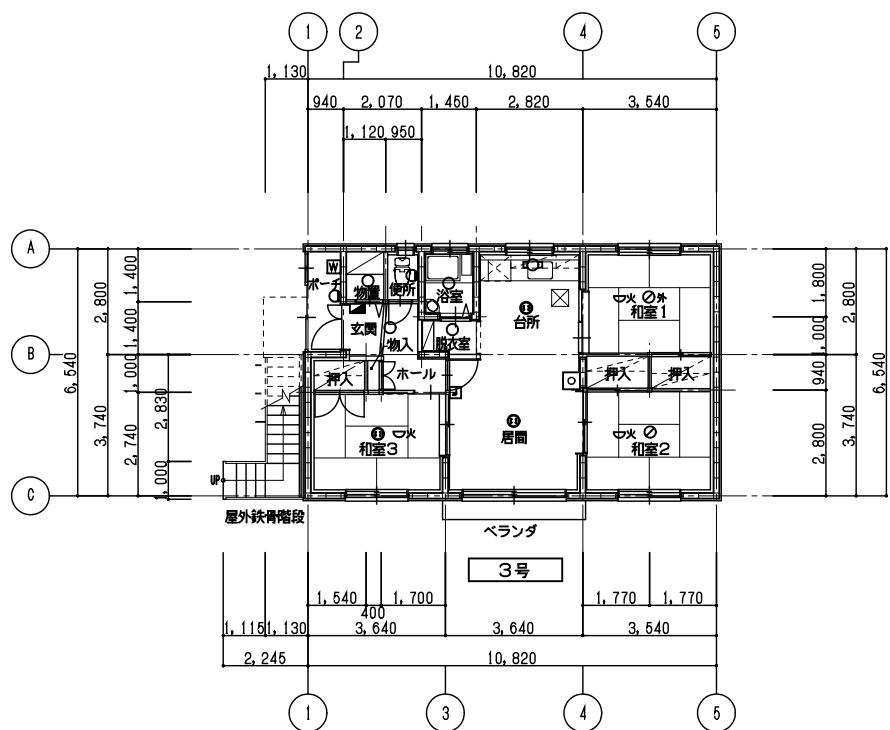
- 表中の機器は、建物解体前に撤去する。

## 1号宿舍 撤去機器表

- 表中の機器は、建物解体前に撤去する。



2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

凡 例	■	住宅用分電盤	○	白熱灯(シリングライト)	□	呼出しチャイム(AC100V)							岩見沢職安東町宿舎解体工事	E-03
	□○	蛍光灯(吊下)	○	白熱灯(ブラケット)	□×	住宅用火災警報器							宿舎3号4号 電気設備平面図 S=1/100	
	□○	蛍光灯(シリングライト)	①	引掛けシーリング(器具なし)	□	積算電力計箱							北海道労働局総務部	
	○	蛍光灯(コードペンダント)												

4号宿舎 搬去機器表

・表中の機器は、建物解体前に搬去する。

機器名	摘要	材質・サイズ等(概略)	室名								計
			ボーチ	玄関ホール	物置	便所	居間	台所	脱衣室	浴室	
白熱灯ブラケットA	IL40W×1	グローブ: ガラス 1.5kg	1								1
白熱灯シリングライトC	IL40W×1	本体: プラスチック 1.0kg		1							1
白熱灯レセプタクルB	IL40W×1	本体: 金属製 1.0kg			1						1
白熱灯ブラケットB	IL40W×1	本体: プラスチック 0.7kg				1					1
白熱灯シリングライトB	IL40W×1	グローブ: ガラス 1.0kg					1				2
蛍光灯キッチンライト	FL20W×1	本体: プラスチック 1.2kg					1				1
蛍光灯コードペンダント	FCL30W+30W	本体: プラスチック 3.0kg							1		2
チャイム	AC100V	樹脂製 0.25kg					1				1
住宅用火災警報器		樹脂製 0.13kg						1	1	1	3
リミッター 主幹) ELCB	2P30A×1	樹脂製(露出) 3.0kg				1					1
分歧) 安全ブレーカ	2P15A×3	270×70×300									
積算電力計箱	1φ2130A用	樹脂製 0.5kg	1								1
その他											

3号宿舎 搬去機器表

・表中の機器は、建物解体前に搬去する。

機器名	摘要	材質・サイズ等(概略)	室名								計
			ボーチ	玄関ホール	物置	便所	居間	台所	脱衣室	浴室	
白熱灯ブラケットA	IL40W×1	グローブ: ガラス 1.5kg	1								1
白熱灯シリングライトC	IL40W×1	本体: プラスチック 1.0kg		1							1
白熱灯レセプタクルB	IL40W×1	本体: 金属製 1.0kg			1						1
白熱灯ブラケットB	IL40W×1	本体: プラスチック 0.7kg				1					1
白熱灯シリングライトB	IL40W×1	グローブ: ガラス 1.0kg					1				2
蛍光灯キッチンライト	FL20W×1	本体: プラスチック 1.2kg					1				1
蛍光灯コードペンダント	FCL30W+30W	本体: プラスチック 3.0kg						(1)	1		1(1)
チャイム	AC100V	樹脂製 0.25kg					1				1
住宅用火災警報器		樹脂製 0.13kg						1	1	1	3
リミッター 主幹) ELCB	2P30A×1	樹脂製(露出) 3.0kg				1					1
分歧) 安全ブレーカ	2P15A×3	270×70×300									
積算電力計箱	1φ2130A用	樹脂製 0.5kg	1								1
その他											

\* ( ) は別途取り外し済 残置器具の数量を示す。



## 撤去配管材料

記号	管 名 称	管 種 類	保 温 材
—	屋外給水管	水道用硬質ビニル管(YP)	
—	屋内給水管	水道用延鉛メッキ鋼管	グラスワール
—	屋外排水管	硬質塩化ビニル管(YU)	
—	屋内排水管	硬質塩化ビニル管(YU)	
—	屋外給油管	被覆鋼管(Cu)	
—	屋内給油管	被覆鋼管(Cu)	

## 撤去排水樹一覧表(樹深さは参考)

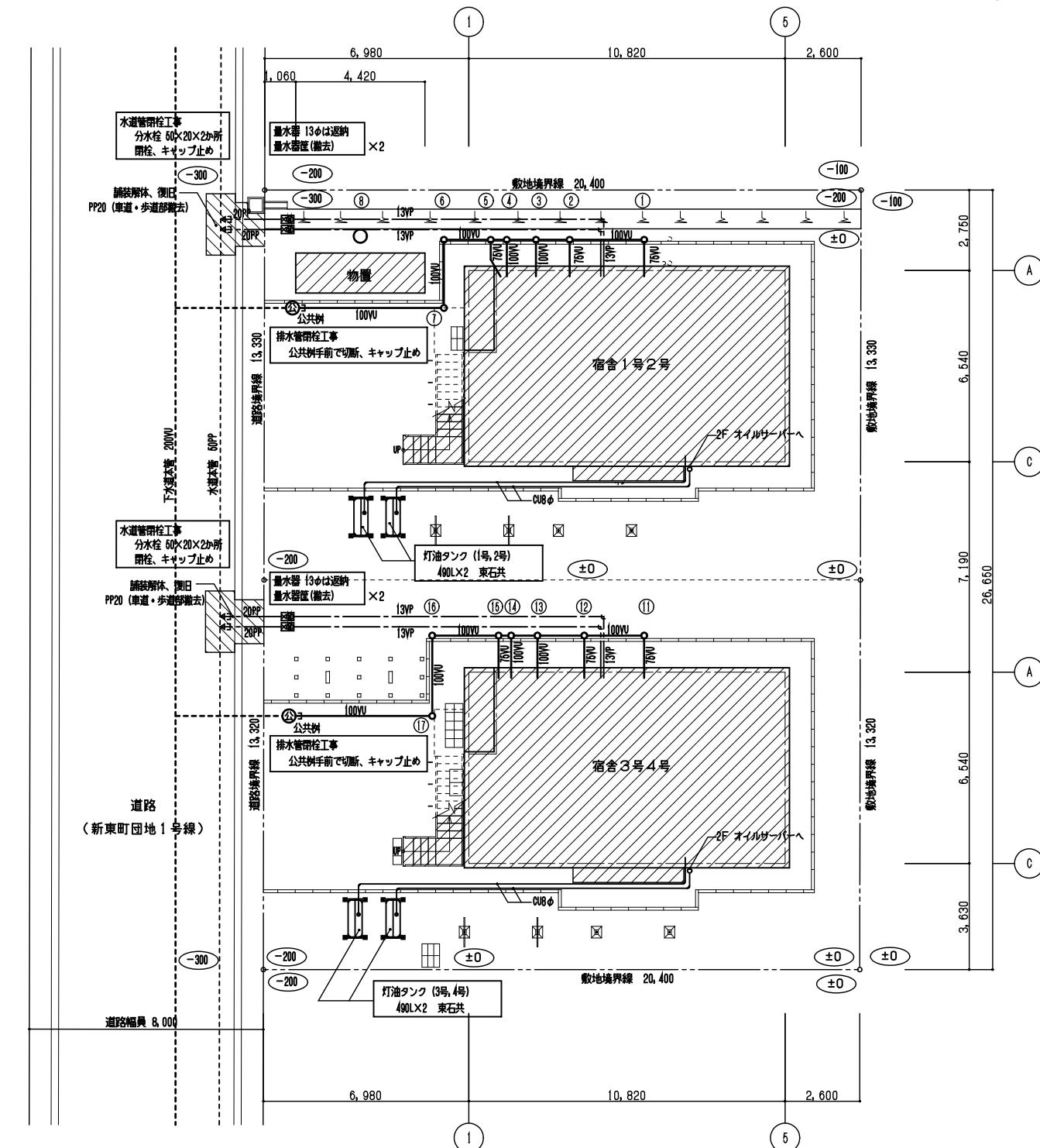
記号	名 称	材 質	樹径(mm)	樹深さ(mm)	叢	備 考
①	汚水樹	樹脂製	150φ	700	樹脂150φ	
②	汚水樹	樹脂製	150φ	700	樹脂150φ	
③	汚水樹	樹脂製	150φ	800	樹脂150φ	
④	汚水樹	樹脂製	150φ	850	樹脂150φ	
⑤	汚水樹	樹脂製	150φ	870	樹脂150φ	
⑥	汚水樹	樹脂製	150φ	970	樹脂150φ	
⑦	汚水樹	樹脂製	150φ	970	樹脂150φ	
⑧	公共樹	コン製	450φ	1,120	鉄鉢450φ	既存のまま
⑨	旧緑排水樹	コン製	450φ	700	コン製450φ	
⑩	汚水樹	樹脂製	150φ	850	樹脂150φ	
⑪	汚水樹	樹脂製	150φ	890	樹脂150φ	
⑫	汚水樹	樹脂製	150φ	920	樹脂150φ	
⑬	汚水樹	樹脂製	150φ	970	樹脂150φ	
⑭	汚水樹	樹脂製	150φ	980	樹脂150φ	
⑮	汚水樹	樹脂製	150φ	990	樹脂150φ	
⑯	汚水樹	樹脂製	150φ	1,000	樹脂150φ	
⑰	公共樹	コン製	450φ	1,160	鉄鉢450φ	既存のまま

※屋外排水管、排水樹は洗浄(高圧)及び消毒を行う。

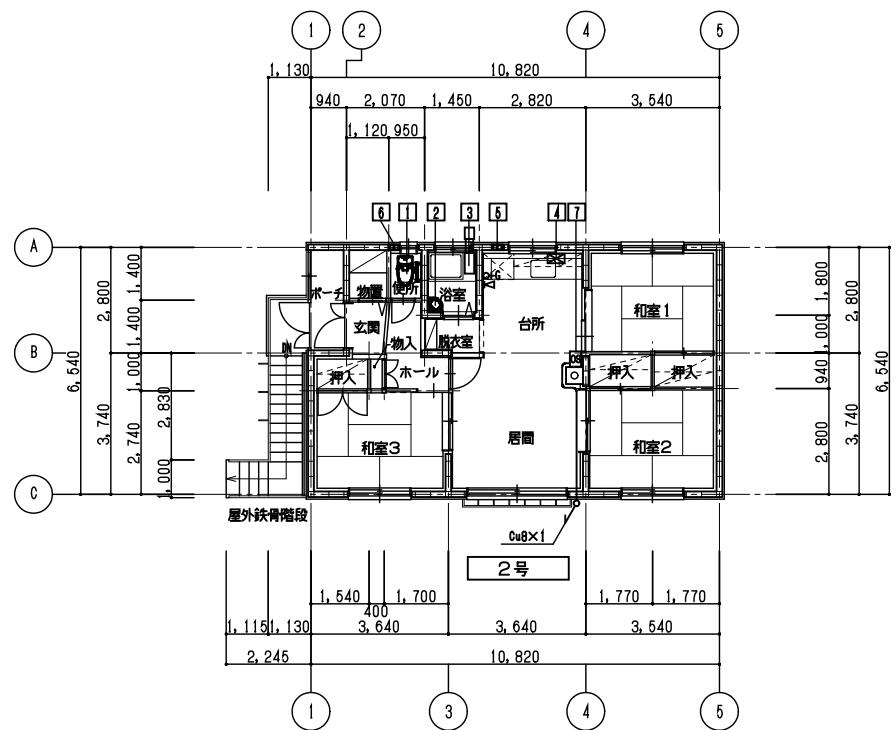
## 撤去機器表

機 器 名 称	仕 様 + 付 属 品	数 量	材 質	標 準 量 量
オイルタンク	鋼板製市販品 400リットル	4	金属	75 kg
回上 東石	上)140×200 下)200×250 H:600	16	コンクリート	55 kg

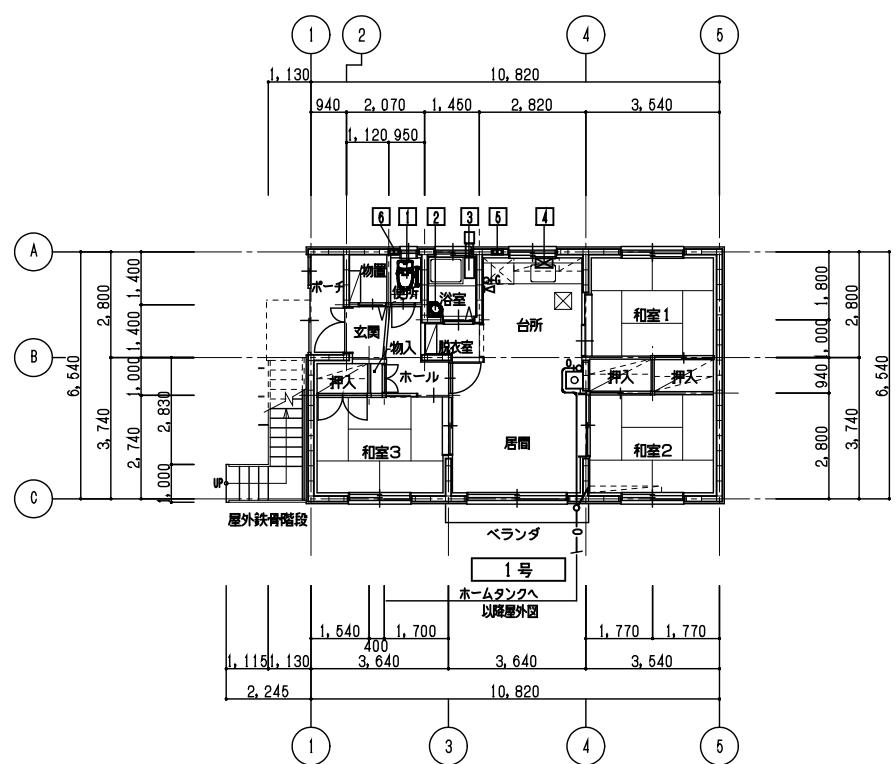
※オイルタンク、給油管は残油処分の後に中和洗浄を行う。



凡 例	■	量水器(量水器は返納、蓋は撤去)						岩見沢職安東町宿舎解体工事	
	○	宅地汚水樹(樹脂製)						機械設備 屋外設備図	S=1/100 M-01
	■	灯油タンク(400リットル 基礎共)						北海道労働局総務部	



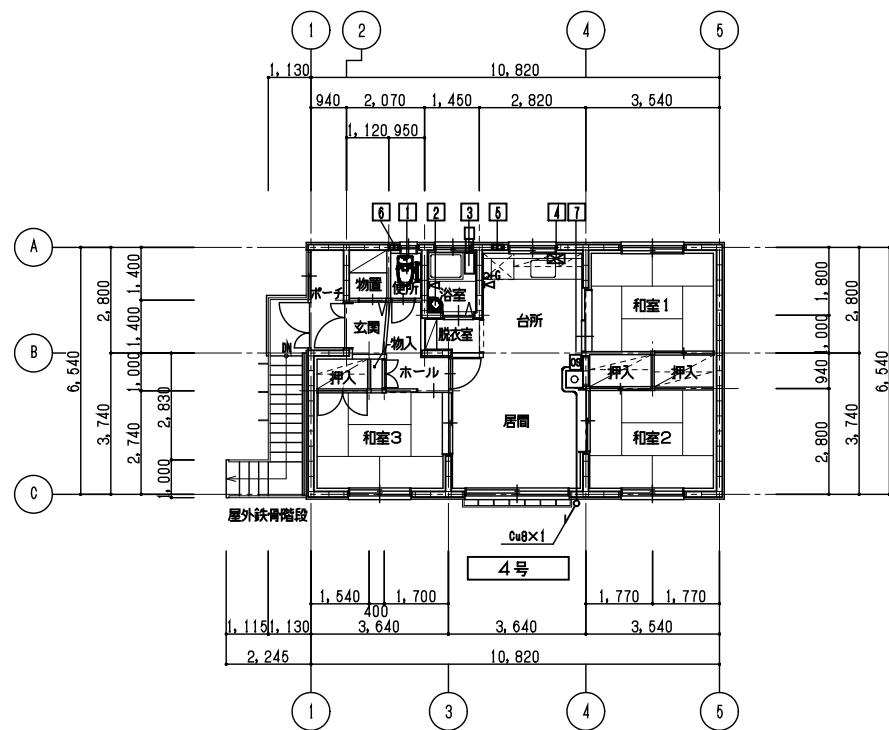
2階平面図 S=1/100



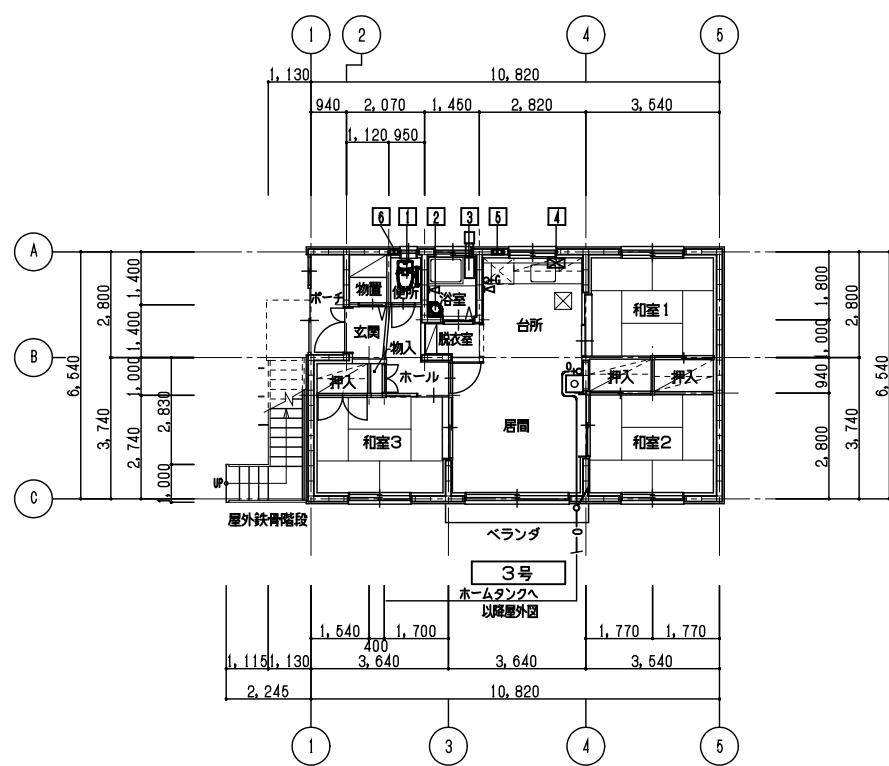
1階平面図 S=1/100

衛生器具は洗浄、消毒後に撤去する。

凡 例	洋風便器（腰掛型 洗浄便座付）	■	台所換気扇（壁付 羽根径 200φ）	△	灯油コック（露出形）									岩見沢職安東町宿舎解体工事	
	壁付手洗器（隅付形）	■	便所パイプファン 100φ	△	ガスコック（2口）									宿舎1号2号 機械設備平面図	S=1/100
	風呂釜（バランスク型）	■	タオル樹	□	オイルサーバー（灯油8φ）									M-02	
	廻留湯沸器（5号 元止め式）	△	水栓栓											北海道労働局総務部	



2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

撤去機器表 建物解体前に先行撤去する。										
No	機器名称	仕様・付属品	3号	4号		計	参考型番等	概略サイズ等 (W×D×H)	材質	概略質量
[1]	洋風大便器	壁掛け 給水タンク共 洗浄便座付	1	1		2			陶器	5 kg
[2]	手洗器	陽付け形	1	1		2	TOTO: TCF-600	400×400×220h	陶器	6 kg
[3]	ガス風呂釜	BF式	1	1		2	YUMEX: SR35X1		金属	25 kg
[4]	ガス湯沸器	瞬間式 5号	1	1		2	パロマ: PH-5TP (4号) リブライ: RGS-VG10TR (3号) ハナソニック: FT-20P4 (3号) 三菱: EX-200LF (4号)	280×150×370h	金属	6 kg
[5]	換気扇	200φ	1	1		2			金属	3 kg
[6]	換気扇	壁付 100φ バイフアン	1	1		2			樹脂	1.3 kg
[7]	オイルサーバー	灯油 8φ		1		1		230×120×300h	樹脂	3.5 kg
	タオル掛け		1	1		2	TOTO: YNT262S4R	L450	樹脂	0.5 kg
	紙巻器		1	1		2	TOTO: YN50		樹脂	0.3 kg
	化粧鏡		1	1		2	TOTO: YM3045A	300×450h	ガラス	4 kg

衛生器具は洗浄、消毒後に撤去する。

凡 例	○ 洋風便器(壁掛け型 洗浄便座付)	■ 台所換気扇(壁付 羽根径 200φ)	△ 灯油コック(露出形)							岩見沢市安東町宿舎解体工事	M-03
	◆ 壁付手洗器(陽付け形)	■ 便所バイフアン 100φ	△ ガスコック(2口)							宿舎3号4号 機械設備平面図	
	▲ 風呂釜(バーンズ型)	■ タオル掛け	△ オイルサーバー(灯油8φ)							S=1/100	
	▣ 暖房湯沸器(6号 元止め式)	■ 水栓栓								北海道労働局総務部	